



発行 新潟県

第25号

平成27年3月31日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

- 5 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(行政改革推進室)
- 6 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)
- 7 新潟県立自然公園条例施行規則及び新潟県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(環境企画課)
- 8 新潟県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(環境企画課)
- 9 新潟県消防学校規則の一部を改正する規則(消防課)
- 10 新潟県民生委員法施行細則の一部を改正する規則(福祉保健課)
- 11 新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課)
- 12 新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課)
- 13 新潟県物品会計規則の一部を改正する規則(出納局管理課)

訓 令

- 3 新潟県財務規則第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正(出納局管理課)

告 示

- 538 県税の収納事務の委託(税務課)
- 539 知事が指定した特定非営利活動法人に係る縦覧及び閲覧又は謄写の用に供する場所の一部改正(県民生活課)
- 540 指定管理者の指定(文化振興課)
- 541 指定管理者の指定(文化振興課)
- 542 農業振興地域の区域変更(地域農政推進課)
- 543 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 544 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)
- 545 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 546 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)
- 547 指定管理者の指定(都市整備課)
- 548 指定管理者の指定(都市整備課)
- 549 指定管理者の指定(都市整備課)
- 550 指定管理者の指定(都市整備課)
- 551 指定管理者の指定(港湾振興課)
- 552 港湾計画の変更(港湾整備課)
- 553 臨港地区内の分区の変更(港湾整備課)
- 554 港湾施設の廃止(港湾整備課)
- 555 新潟県指定金融機関等事務取扱規程の一部改正(出納局管理課)

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更(水産課)

病院局管理規程

- 2 新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程(病院局業務課)
- 3 新潟県病院局派遣職員の給与及び旅費に関する規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 4 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程(病院局総務課)

- 5 新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程（病院局総務課）
- 6 新潟県病院局企業職員の特勤手当等に関する規程（病院局総務課）
- 7 新潟県病院局企業職員の管理職特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 8 新潟県病院局企業職員の寒冷地手当に関する規程（病院局総務課）

病院局告示

- 1 病院局長が十日町病院長に委任した予算執行権限等の変更（病院局総務課）

企業局管理規程

- 3 新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

選挙管理委員会告示

- 16 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨（選挙管理委員会）

人事委員会規則

- 6-1751 一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則を廃止する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1752 平成27年4月1日における号給の切替えに関する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1753 平成26年改正条例附則第5項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける特定任期付職員の給料月額の切替えに関する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1754 平成26年改正条例附則第7項、第8項及び第9項の規定による給料に関する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1755 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1756 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1757 地域手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1758 住居手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1759 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1760 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1761 特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1762 市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1763 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1764 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1765 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 8-89 教育長の営利企業等の従事制限に関する規則（人事委員会事務局総務課）

教育委員会規則

- 1 新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則（保健体育課）
- 2 新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則（高等学校教育課）
- 3 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）
- 4 新潟県教育委員会会議規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）
- 5 新潟県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）
- 6 新潟県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）
- 7 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）

教育委員会訓令

- 3 新潟県教育委員会事務委任規程の一部改正（教育庁総務課）
- 4 新潟県教育委員会事務決裁規程の一部改正（教育庁総務課）
- 5 新潟県教育委員会公印規程の一部改正（教育庁総務課）

教育委員会告示

- 5 新潟県立学校臨時職員取扱規程の一部改正（高等学校教育課）
- 6 新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程の一部改正（義務教育課）

内水面漁場管理委員会指示

- 1 コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限（内水面漁場管理委員会）

内水面漁場管理委員会公告

- コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限による持出禁止水域の指定（内水面漁場管理委員会）

公安委員会規則

- 8 新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）

- 9 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部を改正する規則（交通企画課）

雑報

県営住宅等の管理の特例に係る公告（建築住宅課）

規則

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第5号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県医療関係法令の規定に基づく申請書等に関する規則の一部改正)

第1条 新潟県医療関係法令の規定に基づく申請書等に関する規則(昭和24年新潟県規則第112号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)<u>(保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る部分を除く。次号及び第9号において同じ。)</u></p> <p>(8)～(14) (略)</p> <p>(15) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)<u>(診療放射線技師養成所に係る部分を除く。次号及び第17号において同じ。)</u></p> <p>(16)～(23) (略)</p> <p>(24) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)<u>(理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設に係る部分を除く。次号及び第26号において同じ。)</u></p> <p>(25)・(26) (略)</p> <p>(27) 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)<u>(視能訓練士養成所に係る部分を除く。次号及び第29号において同じ。)</u></p> <p>(28)～(32) (略)</p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)</p> <p>(8)～(14) (略)</p> <p>(15) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)</p> <p>(16)～(23) (略)</p> <p>(24) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)</p> <p>(25)・(26) (略)</p> <p>(27) 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)</p> <p>(28)～(32) (略)</p>

(新潟県製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第2条 新潟県製菓衛生師法施行細則(昭和42年新潟県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法、政令、省令又はこの規則により、知事に提出する書類<u>(製菓衛生師養成施設に係るものを除く。)</u>はすべて申請者の住所地を所管する保健所長を経由しなければならない。ただし、住所地が県外の者にあつては直接知事に提出しなければならない。</p> <p>(受験手続)</p> <p>第11条 第10条第1項に規定する試験を受けようとする者は、製菓衛生師試験受験願書(別記第6号様式)に次に掲げる書類及び所定の手数料を添え</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法、政令、省令又はこの規則により、知事に提出する書類はすべて申請者の住所地を所管する保健所長を経由しなければならない。ただし、住所地が県外の者にあつては直接知事に提出しなければならない。</p> <p>(受験手続)</p> <p>第11条 第10条第1項に規定する試験を受けようとする者は、製菓衛生師試験受験願書(別記第6号様式)に次に掲げる書類及び所定の手数料を添え</p>

<p>て知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>知事</u>の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し、卒業証明書若しくは履修証明書又は菓子製造業従事証明書（別記第7号様式）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>て知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>厚生労働大臣</u>の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し、卒業証明書若しくは履修証明書又は菓子製造業従事証明書（別記第7号様式）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

(消費生活協同組合法施行細則の一部改正)

第3条 消費生活協同組合法施行細則（昭和49年新潟県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(届出)</p> <p>第2条 新潟県知事の所管に属する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）は、次に掲げる場合は、速やかにその旨を文書により知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>設立、解散、合併又は清算終了の登記を完了したとき。</u></p> <p>(2) <u>事業を休止しようとするとき又は設立の日から1年以上事業を行う見込みのないとき。</u></p> <p>(3) <u>破産手続開始の申立てをしたとき、又は破産手続開始の決定があつたとき。</u></p> <p>(4) <u>法第33条第1項又は法第35条第2項（法第47条第6項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつたとき。</u></p> <p>(5) <u>その他知事が必要と認める場合</u></p> <p>(総会に関する届出)</p> <p>第3条 組合は、<u>総会又は総代会が終了したときは、速やかにその議事録及び議案を添えてその旨を知事に届け出なければならない。</u></p>	<p>(届出)</p> <p>第2条 新潟県知事の所管に属する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）は、次に掲げる場合は、速やかにその旨を文書により知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 設立、解散、合併又は<u>移転</u>の登記をしたとき。</p> <p>(2) 事業を<u>休止したとき</u>又は設立の日から1年以上事業を行う見込みのないとき。</p> <p>(3) <u>事業の一部を停止したとき。</u></p> <p>(4) <u>訴訟の当事者になつたとき。</u></p> <p>(5) <u>破産手続開始の決定があつたとき。</u></p> <p>(6) 法第33条第1項又は法第35条第2項の規定による請求があつたとき。</p> <p>(7) <u>総会を開催したとき。</u></p> <p>(事業計画等の届出)</p> <p>第3条 組合は、<u>毎事業年度当初にその年度に係る事業計画及びこれに伴う収支予算を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の事業計画及び収支予算を変更したときは、速やかに知事に届け出なければならない。</u></p> <p>(事業報告)</p>

第4条 削除**第7条 (略)**

(共済事業に係る経理の他の経理への資金運用等の承認申請)

第7条の2 法第50条の4ただし書の規定による承認の申請は、別記第5号様式の2の申請書によりしなければならない。

第7条の3 (略)

(資産運用の方法等の承認申請)

第7条の4 法第50条の14ただし書の規定による承認の申請は、別記第5号様式の3の申請書によりなければならない。

第13条 (略)**別記****第1号様式 (第5条関係)**

(略)

代表理事 氏 名 印
消費生活協同組合員外利用許可申請書

(略)

第2号様式 (第6条関係)

(略)

代表理事 氏 名 印
消費生活協同組合定款変更認可申請書

(略)

第3号様式 (第7条関係)

(略)

代表理事 氏 名 印
消費生活協同組合共済事業規約設定認可申請書

第4条 組合は、通常総会又はこれにかわるべき臨時総会終了後、速やかに次に掲げる書類を添えて、事業の状況を知事に報告しなければならない。

(1) 財産目録(2) 貸借対照表(3) 損益計算書(4) 余剰金処分又は欠損金処理について記載した書面**第7条 (略)****第7条の2 (略)**

(書類の提出)

第13条 地域又は職域が、都道府県の区域を越える消費生活協同組合連合会及び消費生活協同組合が主務大臣に提出する書類は、知事を経由しなければならない。

2 前項の規定により提出する書類は、正副3通とする。

第14条 (略)**別記****第1号様式 (第5条関係)**

(略)

理事長 氏 名 印
消費生活協同組合員外利用許可申請書

(略)

第2号様式 (第6条関係)

(略)

理事長 氏 名 印
消費生活協同組合定款変更認可申請書

(略)

第3号様式 (第7条関係)

(略)

理事長 氏 名 印
消費生活協同組合共済事業規約設定認可申請書

(略)

第4号様式 (第7条関係)

(略)

代表理事 氏 名 ㊟
消費生活協同組合共済事業規約変更認可申請書
(略)

第5号様式 (第7条関係)

(略)

代表理事 氏 名 ㊟
消費生活協同組合共済事業規約廃止認可申請書
(略)

第5号様式の2 (第7条の2関係)

年 月 日

新潟県知事 様

組合の住所

組合の名称

代表理事 氏 名 ㊟

共済事業に係る経理の他の経理への資金運用等に関する承認申請書

消費生活協同組合の共済事業に係る経理の他の経理への資金運用(共済事業に係る経理に属する資産の担保提供)の承認を受けたいので、消費生活協同組合法第50条の4ただし書の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 定款
- 3 共済事業規約
- 4 最終の決算関係書類(剰余金処分案又は損失処理案を除く。)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書
- 5 当該資金を必要とする事業に係る事業計画書及び収支予算
- 6 当該資金の償還計画書

第5号様式の3 (第7条の4関係)

年 月 日

新潟県知事 様

組合の住所

組合の名称

代表理事 氏 名 ㊟

資産運用の方法に関する承認申請書

消費生活協同組合の資産運用の方法の承認を受けたいので、消費生活協同組合法第50条の14ただし書の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 資産運用に関する規程

(略)

第4号様式 (第7条関係)

(略)

理事長 氏 名 ㊟
消費生活協同組合共済事業規約変更認可申請書
(略)

第5号様式 (第7条関係)

(略)

理事長 氏 名 ㊟
消費生活協同組合共済事業規約廃止認可申請書
(略)

<p>3 資産運用体制及び資産運用に係るリスクを管理する体制並びに運用方法に関する書類</p> <p>第7号様式(第9条関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">代表理事 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">消費生活協同組合解散認可申請書</p> <p>(略)</p> <p>第8号様式(第10条関係) (略)</p> <p>(2) 吸収合併の場合 (略)</p> <p style="text-align: center;">代表理事 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">消費生活協同組合合併認可申請書</p> <p>(略)</p>	<p>第7号様式(第9条関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">理事長 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">消費生活協同組合解散認可申請書</p> <p>(略)</p> <p>第8号様式(第10条関係) (略)</p> <p>(2) 吸収合併の場合 (略)</p> <p style="text-align: center;">理事長 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">消費生活協同組合合併認可申請書</p> <p>(略)</p>
---	---

(新潟県調理師法施行細則の一部改正)

第4条 新潟県調理師法施行細則(昭和52年新潟県規則第21号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法、政令、省令又はこの規則により、知事に提出する書類(調理師養成施設に係るものを除く)は、所轄保健所長を経由しなければならない。ただし、県外に居住する者にあつては、直接知事に提出するものとする。</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法、政令、省令又はこの規則により、知事に提出する書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。ただし、県外に居住する者にあつては、直接知事に提出するものとする。</p>

(新潟県臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部改正)

第5条 新潟県臨床検査技師等に関する法律施行細則(昭和56年新潟県規則第77号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法、政令又は省令の規定により知事に提出する申請書、届書その他の書類(臨床検査技師養成所に係るものを除く)は、正副2通(臨床検査技師及び衛生検査技師の免許に関する申請書その他の書類を提出する場合は、正本1通)とし、所轄保健所長を経由しなければならない。</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法、政令又は省令の規定により知事に提出する申請書、届書その他の書類は、正副2通(臨床検査技師及び衛生検査技師の免許に関する申請書その他の書類を提出する場合は、正本1通)とし、所轄保健所長を経由しなければならない。</p>

(新潟県歯科技工士法施行細則の一部改正)

第6条 新潟県歯科技工士法施行細則(平成13年新潟県規則第89号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法第6条第3項、政令第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項並びに省令第10条の規定により知事に提出する届出書、申請書その他の書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法第7条第3項、政令第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項並びに省令第10条の規定により知事に提出する届出書、申請書その他の書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第6号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第4（第6条関係） 昇格時号給対応表					別表第4（第6条関係） 昇格時号給対応表				
昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給				昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
(略)					(略)				
78	42	57	49	50	78	41	57	49	50
79	43	58	49	51	79	42	58	49	51
80	44	58	49	51	80	42	58	50	51
81	45	59	50	51	81	43	59	50	51
82	45	59	50	52	82	43	59	50	52
83	46	60	50	52	83	44	60	51	52
84	46	60	50	52	84	44	60	51	52
85	47	61	51	53	85	45	61	51	53
86	47	61	51	53	86	45	61	52	53
87	48	61	51	53	87	46	61	52	53
88	48	61	51	53	88	46	62	52	53
89	49	62	52	54	89	47	62	53	54
90	49	62	52	54	90	47	62	53	54
91	50	62	52	54	91	48	63	53	54
92	50	62	52	54	92	48	63	54	54
93	51	63	53	55	93	49	63	54	55
94	51	63	53	55	94	49	64	54	55
95	52	63	53	55	95	50	64	55	55
96	52	63	54	55	96	50	64	55	55
97	53	64	54	55	97	51	65	55	56
98	53	64	54	56	98	51	65	56	56
99	54	64	55	56	99	52	65	56	56
100	54	64	55	56	100	52	65	56	56
101	55	65	55	56	101	53	66	57	57
102	55	65	56	56	102	53	66	57	57
103	56	65	56	57	103	53	66	57	58
104	56	65	56	57	104	54	66	57	58
105	57	66	57	57	105	54	67	58	59
106	57	66	57	57	106	54	67	58	59
107	57	66	57	57	107	55	67	58	60
108	58	66	57	58	108	55	67	58	60
109	58	67	57	58	109	55	68	59	61
110	58	67	58	58	110	56	68	59	61
111	59	67	58	58	111	56	68	59	62

112	59	67	58	58	112	56	68	59	62
113	59	68	58	59	113	57	69	60	63
114	60	68	58		114	57	69	60	
115	60	68	59		115	58	69	60	
116	60	68	59		116	58	69	60	
117	61	69	59		117	59	70	61	
118	61	69	59		118	59	70	61	
119	62	69	59		119	60	70	61	
120	62	69	59		120	60	70	61	
121	63	69	59		121	61	71	61	
122		69	59		122		71	62	
123		69	59		123		71	62	
124		70	59		124		71	62	
125		70	59		125		72	62	
126		70	59		126		72	62	
127		70	59		127		72	63	
128		70	60		128		72	63	
129		70	60		129		73	63	
130		70	60		130		73	63	
131		71	60		131		73	63	
132		71	60		132		74	64	
133		71	60		133		74	64	
134		71			134		74		
135		71			135		75		
136		71			136		75		
137		71			137		75		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(施行細則)

- 2 この規則の施行に関し必要な事項については、一般職員の例による。

新潟県立自然公園条例施行規則及び新潟県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第7号

新潟県立自然公園条例施行規則及び新潟県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則
(新潟県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県立自然公園条例施行規則(昭和44年新潟県規則第4号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第18条 条例第12条第7項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、森林法(昭和26年法律第249号)第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設<u>(堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。)</u>、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>(7)の2～(35) (略)</p>	<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第18条 条例第12条第7項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、森林法(昭和26年法律第249号)第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>(7)の2～(35) (略)</p>

(新潟県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟県自然環境保全条例施行規則(昭和49年新潟県規則第5号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第15条 条例第17条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設<u>(堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第18条において同じ。)</u>その他の海水の浸入又は海水による浸食を</p>	<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第15条 条例第17条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設その他の海水の浸入又は海水による浸食を防止するための施設</p>

防止するための施設 (ウ) (略) (エ) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条 第1項に規定する河川その他の公共の用に 供する水路又はこれらを管理するための施 設 <u>(樹林帯を除く。)</u> (オ)～(ム) (略) エ・オ (略) (2)～(11) (略)	(ウ) (略) (エ) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条 第1項に規定する河川その他の公共の用に 供する水路又はこれらを管理するための施 設 (オ)～(ム) (略) エ・オ (略) (2)～(11) (略)
--	--

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

新潟県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第8号

新潟県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																
<p>第9号様式（第16条関係） (表)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">狩猟者登録申請書 (略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%; border: 2px solid black;">新潟県収入証紙貼付欄</td> </tr> </table> <p>(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%; border: 2px solid black;">2 放鳥獣猟区の区域</td> </tr> </table> <p>(3) 狩猟税の減免事由（該当する場合には、記載すること。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 対象鳥獣捕獲員である。 対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称（ ）</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">2 申請前1年以内に、鳥獣の捕獲等の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした者である。</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">3 申請前1年以内に、鳥獣の捕獲等の許可を受けた者の従事者として、捕獲等に従事した者である。</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>記載上の注意事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 (略)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">2 文字は、<u>楷書</u>で明瞭に記載すること。</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">3～6 (略)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>添付書類 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償について環境省令で定める要件を備えていることを証する書面及び狩猟税の減免事由に該当する場合にあっては、それぞれ環境省令で定める必要な資料</p> <p>注 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、</p>	狩猟者登録申請書 (略)	(略)	(略)	新潟県収入証紙貼付欄	(略)	2 放鳥獣猟区の区域	1 対象鳥獣捕獲員である。 対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称（ ）		2 申請前1年以内に、鳥獣の捕獲等の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした者である。		3 申請前1年以内に、鳥獣の捕獲等の許可を受けた者の従事者として、捕獲等に従事した者である。		1 (略)		2 文字は、 <u>楷書</u> で明瞭に記載すること。		3～6 (略)		<p>第9号様式（第16条関係） (表)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">狩猟者登録申請書 (略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%; border: 2px solid black;">新潟県収入証紙ちよう付欄</td> </tr> </table> <p>(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%; border: 2px solid black;">2 放鳥銃猟区の区域</td> </tr> </table> <p>(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（対象鳥獣捕獲員である場合には、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記載すること。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 対象鳥獣捕獲員である。 対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称（ ）</td> <td style="width: 50%;">2 対象鳥獣捕獲員でない。</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>記載上の注意事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 (略)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">2 文字は、<u>かい書</u>で明りように記載すること。</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">3～6 (略)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>添付書類 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償について環境省令で定める要件を備えていることを証する書面</p> <p>注 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、</p>	狩猟者登録申請書 (略)	(略)	(略)	新潟県収入証紙ちよう付欄	(略)	2 放鳥銃猟区の区域	1 対象鳥獣捕獲員である。 対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称（ ）	2 対象鳥獣捕獲員でない。	1 (略)		2 文字は、 <u>かい書</u> で明りように記載すること。		3～6 (略)	
狩猟者登録申請書 (略)	(略)																																
(略)	新潟県収入証紙貼付欄																																
(略)	2 放鳥獣猟区の区域																																
1 対象鳥獣捕獲員である。 対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称（ ）																																	
2 申請前1年以内に、鳥獣の捕獲等の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした者である。																																	
3 申請前1年以内に、鳥獣の捕獲等の許可を受けた者の従事者として、捕獲等に従事した者である。																																	
1 (略)																																	
2 文字は、 <u>楷書</u> で明瞭に記載すること。																																	
3～6 (略)																																	
狩猟者登録申請書 (略)	(略)																																
(略)	新潟県収入証紙ちよう付欄																																
(略)	2 放鳥銃猟区の区域																																
1 対象鳥獣捕獲員である。 対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称（ ）	2 対象鳥獣捕獲員でない。																																
1 (略)																																	
2 文字は、 <u>かい書</u> で明りように記載すること。																																	
3～6 (略)																																	

横2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを貼り付け、これと同様のもの1枚を申請書に添付すること。	横2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを <u>はり付け</u> 、これと同様のもの1枚を申請書に添付すること。
--	---

第2条 新潟県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																															
<p>第9号様式（第16条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">狩猟者登録申請書 （略）</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請</u>します。 （略）</td> <td style="padding: 5px;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（略）</td> <td style="padding: 5px;">（略）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(3) 狩猟税の減免事由（該当する場合には、記載すること。）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1 （略）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 <u>認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であり、かつ、申請前1年以内に、新潟県内で認定鳥獣捕獲等事業者の従事者証に係る従事者として、捕獲等に従事した者である。</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3 （略）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4 （略）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(6) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（略）</td> </tr> </table>	狩猟者登録申請書 （略）	（略）	下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請</u> します。 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	(3) 狩猟税の減免事由（該当する場合には、記載すること。）	1 （略）	2 <u>認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であり、かつ、申請前1年以内に、新潟県内で認定鳥獣捕獲等事業者の従事者証に係る従事者として、捕獲等に従事した者である。</u>	3 （略）	4 （略）	（略）	(6) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項</u>	（略）	（略）	<p>第9号様式（第16条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">狩猟者登録申請書 （略）</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請</u>します。</td> <td style="padding: 5px;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（略）</td> <td style="padding: 5px;">（略）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(3) 狩猟税の減免事由（該当する場合には、記載すること。）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1 （略）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 （略）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3 （略）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(6) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（略）</td> </tr> </table>	狩猟者登録申請書 （略）	（略）	下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請</u> します。	（略）	（略）	（略）	（略）	(3) 狩猟税の減免事由（該当する場合には、記載すること。）	1 （略）	2 （略）	3 （略）	（略）	(6) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項</u>	（略）	（略）
狩猟者登録申請書 （略）	（略）																															
下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請</u> します。 （略）	（略）																															
（略）	（略）																															
（略）																																
(3) 狩猟税の減免事由（該当する場合には、記載すること。）																																
1 （略）																																
2 <u>認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であり、かつ、申請前1年以内に、新潟県内で認定鳥獣捕獲等事業者の従事者証に係る従事者として、捕獲等に従事した者である。</u>																																
3 （略）																																
4 （略）																																
（略）																																
(6) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項</u>																																
（略）																																
（略）																																
狩猟者登録申請書 （略）	（略）																															
下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請</u> します。	（略）																															
（略）	（略）																															
（略）																																
(3) 狩猟税の減免事由（該当する場合には、記載すること。）																																
1 （略）																																
2 （略）																																
3 （略）																																
（略）																																
(6) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項</u>																																
（略）																																
（略）																																

附 則

この規則中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は同年5月29日から施行する。

新潟県消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第9号

新潟県消防学校規則の一部を改正する規則

新潟県消防学校規則（昭和57年新潟県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前																																																					
(卒業証書等の授与)				(卒業証書等の授与)																																																					
<p>第14条 校長は、別表第1に規定する初任教育を修了した学生に対しては別記第1号様式の卒業証書を、専科教育又は幹部教育の各科（指揮幹部科にあつては、現場指揮課程又は分団指揮課程）を修了した学生に対しては別記第2号様式の修了証書を、授与するものとする。</p> <p>2 現場指揮課程及び分団指揮課程の両課程を修了した学生に対しては、別記第2号様式の修了証書を授与するとともに、き章を交付するものとする。</p> <p>3 前2項以外の教育訓練を修了した者に対しては、別記第3号様式の修了証を授与することができる。</p>				<p>第14条 校長は、別表第1に規定する初任教育を修了した学生に対しては別記第1号様式の卒業証書を、専科教育又は幹部教育を修了した学生に対しては別記第2号様式の修了証書を、授与するものとする。</p> <p>2 前項以外の教育訓練を修了した者に対しては、別記第3号様式の修了証を授与することができる。</p>																																																					
<p>別表第1（第2条、第6条、第14条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>内容</th> <th colspan="2">科及び時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">消防 団員 対 す る 教 育 訓 練</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幹部教 育</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td>指揮 幹部 科</td> <td>現場指 揮課程 14時 間</td> </tr> <tr> <td>分団指 揮課程</td> <td>10時 間</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>					種類	内容	科及び時間数		(略)					消防 団員 対 す る 教 育 訓 練	(略)				幹部教 育	(略)	指揮 幹部 科	現場指 揮課程 14時 間	分団指 揮課程	10時 間	(略)				<p>別表第1（第2条、第6条、第14条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>内容</th> <th colspan="2">科及び時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消防 団員 対 す る 教 育 訓 練</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幹部教 育</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td colspan="2">中級幹部科 12時間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>					種類	内容	科及び時間数		(略)					消防 団員 対 す る 教 育 訓 練	(略)				幹部教 育	(略)	中級幹部科 12時間		(略)		(略)			
	種類	内容	科及び時間数																																																						
(略)																																																									
消防 団員 対 す る 教 育 訓 練	(略)																																																								
	幹部教 育	(略)	指揮 幹部 科	現場指 揮課程 14時 間																																																					
			分団指 揮課程	10時 間																																																					
	(略)																																																								
	種類	内容	科及び時間数																																																						
(略)																																																									
消防 団員 対 す る 教 育 訓 練	(略)																																																								
	幹部教 育	(略)	中級幹部科 12時間																																																						
			(略)																																																						
(略)																																																									
<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防団員に対する教育訓練</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 幹部教育の科及び教科目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科</th> <th>教科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>指揮 幹部 科</td> <td>現場 指揮 課程</td> </tr> <tr> <td></td> <td>講話・現場指揮・安全管理</td> </tr> <tr> <td></td> <td>火災防ぎょ訓練</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水災活動訓練</td> </tr> </tbody> </table>				科	教科目	(略)		指揮 幹部 科	現場 指揮 課程		講話・現場指揮・安全管理		火災防ぎょ訓練		水災活動訓練	<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防団員に対する教育訓練</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 幹部教育の科及び教科目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科</th> <th>教科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>中級幹部科</td> <td>講話</td> </tr> <tr> <td></td> <td>組織制度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現場指揮</td> </tr> </tbody> </table>				科	教科目	(略)		中級幹部科	講話		組織制度		現場指揮																												
科	教科目																																																								
(略)																																																									
指揮 幹部 科	現場 指揮 課程																																																								
	講話・現場指揮・安全管理																																																								
	火災防ぎょ訓練																																																								
	水災活動訓練																																																								
科	教科目																																																								
(略)																																																									
中級幹部科	講話																																																								
	組織制度																																																								
	現場指揮																																																								

		救助・救命訓練			防災
		避難誘導訓練			安全管理
		災害情報収集・伝達訓練			事例研究
		地域防災指導訓練			行事その他
		行事その他			
	分団 指揮 課程	講話・組織制度・安全管理			
		防災			
		災害対応図上訓練			
		事例研究			
		行事その他			
エ (略)			エ (略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の別表第1に規定する中級幹部科を修了した者は、改正後の別表第1に規定する分団指揮課程を修了したものとみなす。

新潟県民生委員法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第10号

新潟県民生委員法施行細則の一部を改正する規則

新潟県民生委員法施行細則（昭和30年新潟県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(調査事項の記録)</p> <p>第2条 民生委員（新潟市に置かれた者を除く。以下同じ。）は、担当区域内の援助を必要とすると認める者について、その世帯の状況等を必要に応じ把握し、記録しておかなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(民生委員候補者の推薦)</p> <p>第5条 民生委員推薦会（新潟市に設置されたものを除く。以下同じ。）は、民生委員に欠員を生じたときは、別に定める様式により速やかに後任の民生委員を知事に推薦しなければならない。</p> <p>(主任児童委員候補者等の推薦)</p> <p>第6条 民生委員推薦会は、主任児童委員に欠員を生じ区域を担当する民生委員を主任児童委員に推薦する場合又は区域を担当する民生委員に欠員を生じ主任児童委員を当該区域を担当する民生委員に推薦する場合には、別に定める様式を速やかに知事に提出しなければならない。</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">民生委員辞任願</p> <p>(略)</p> <p>私は、このたび（辞任の理由を詳記すること。）のため民生委員の職を辞任したいのでお願いいたします。</p> <p>（辞任希望日： _____）</p> <p>(略)</p>	<p>(調査事項の記録)</p> <p>第2条 民生委員（新潟市の区域を担当する者を除く。以下同じ。）は、担当区域内の援助を必要とすると認める者について、その世帯の状況等を必要に応じ把握し、記録しておかなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(民生委員候補者の推薦)</p> <p>第5条 民生委員推薦会（新潟市に設置されたものを除く。）は、民生委員に欠員を生じたときは、<u>別記第3号様式</u>により速やかに後任の民生委員を知事に推薦しなければならない。</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第6条 <u>この規則の規定により知事に提出する書類は、所轄の地域振興局長を経由して提出しなければならない。</u></p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">民生委員辞任願</p> <p>(略)</p> <p>私は、このたび（辞任の理由を詳記すること。）のため民生委員の職を辞任したいのでお願いいたします。</p> <p>(略)</p> <p>第3号様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">民生委員候補者推薦書</p> <p>(略)</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第11号

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築基準法施行細則（昭和35年新潟県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（地区建築主事の分掌事務）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 地区建築主事は、<u>法第7条の6第1項第2号</u>又は<u>法第18条第24項第2号</u>（これらの規定を法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物、建築設備又は工作物の仮使用の<u>認定</u>の事務を行う。</p> <p style="text-align: center;">（書類の経由）</p> <p>第5条 次に掲げる書類は、建築物、工作物又は敷地の所在地を所管する地域振興局長を経由しなければならない。</p> <p>(1) <u>法第6条の2第5項</u>（法第87条第1項、第87条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認審査報告書</p> <p>(2)～(6) （略）</p> <p style="text-align: center;">（工事の施工状況の報告）</p> <p>第13条 法第6条第1項の確認済証の交付を受けた建築物の工事監理者及び工事施工者は、同項第1号、第2号若しくは第3号に掲げる建築物の基礎の施工が完了したとき及び各階の主要構造部の施工が完了したとき又は同項第4号に掲げる建築物（<u>法第5条の6</u>の規定の適用がある建築物に限る。）の基礎の施工が完了したときは、別記第5号様式による工事施工状況報告書に省令第4条第1項に規定する完了検査申請書の第4面を添えて、当該完了の日から4日以内に建築主事に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（許可申請書等の添付書類）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>4 省令第10条の23第6項の規定により規則で定める図書及び書類（法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する建築物に係る図書及び書類に</u></p>	<p style="text-align: center;">（地区建築主事の分掌事務）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 地区建築主事は、<u>法第7条の6第1項第1号</u>又は<u>法第18条第22項第1号</u>（これらの規定を法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物、建築設備又は工作物の仮使用の<u>承認</u>の事務を行う。</p> <p style="text-align: center;">（書類の経由）</p> <p>第5条 次に掲げる書類は、建築物、工作物又は敷地の所在地を所管する地域振興局長を経由しなければならない。</p> <p>(1) <u>法第6条の2第10項</u>（法第87条第1項、第87条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認審査報告書</p> <p>(2)～(6) （略）</p> <p style="text-align: center;">（工事の施工状況の報告）</p> <p>第13条 法第6条第1項の確認済証の交付を受けた建築物の工事監理者及び工事施工者は、同項第1号、第2号若しくは第3号に掲げる建築物の基礎の施工が完了したとき及び各階の主要構造部の施工が完了したとき又は同項第4号に掲げる建築物（<u>法第5条の4</u>の規定の適用がある建築物に限る。）の基礎の施工が完了したときは、別記第5号様式による工事施工状況報告書に省令第4条第1項に規定する完了検査申請書の第4面を添えて、当該完了の日から4日以内に建築主事に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（許可申請書等の添付書類）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

限る。)は、法第6条の3第7項の適合判定通知書の写しとする。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第12号

新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる<u>もの</u>とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する機関が申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合における当該基準に適合することを証する書類</p> <p>ア エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関</p> <p>イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関</p> <p>(2) 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物に係る低炭素建築物新築等計画について法第54条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請をする場合にあつては、建築基準法第18条の2第1項の規定による知事の委任を受けた者が当該計画について建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合することを証する書類</p> <p>第3条 削除</p>	<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる機関が申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合における当該基準に適合することを証する書類とする。</p> <p>(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関</p> <p>(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関</p> <p style="text-align: center;">(構造計算適合性判定の実施)</p> <p>第3条 知事は、法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を受けた場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）</p>

	<p><u>を要する建築物に係る低炭素建築物新築等計画について法第54条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定をするときは、建築基準法第18条の2第1項の規定による指定を受けた者に対し、構造計算適合性判定を求めるものとする。</u></p>
--	--

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第13号

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(分類)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 物品管理職員は、その管理する物品の効率的な供用又は処分のため必要があるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして分類換え（物品をその属する分類から他の分類に移し換えることをいう。以下同じ。）をすることができる。</p> <p>(1) 分類換えをする物品の分類、品目、規格、数量、<u>単価及び分類換えをした後の分類</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(物品出納員の設置及び任命)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 第1項から第4項までの規定により物品出納員に充てられ、又は任命された者で、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第172条第1項に規定する職員でないものは、当該物品出納員に充てられ、又は任命されている間、法第172条第1項に規定する職員に併任されたものとする。</u></p> <p>(物品補助会計職員の設置及び任命)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前2項の規定により物品補助会計職員に充てられた者で、法第172条第1項に規定する職員でないものは、当該物品補助会計職員に充てられている間、法第172条第1項に規定する職員に併任されたものとする。</u></p> <p>(貸付けの原則及び手続)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 物品管理職員は、貸付けを目的とするもの以外の物品を貸し付けようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして物品出納員に協議しなければならない。この場合において、貸し付けようとする物品の価格が200万円以上で、かつ、貸付期間が30日を超える場合には、あらかじめ所管の部局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 貸し付けようとする物品の分類、品目、規格、</p>	<p>(分類)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 物品管理職員は、その管理する物品の効率的な供用又は処分のため必要があるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして分類換え（物品をその属する分類から他の分類に移し換えることをいう。以下同じ。）をすることができる。</p> <p>(1) 分類換えをする物品の分類、品目、規格、数量、<u>価格</u>及び分類換えをした後の分類</p> <p>(2) (略)</p> <p>(物品出納員の設置及び任命)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(物品補助会計職員の設置及び任命)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(貸付けの原則及び手続)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 物品管理職員は、貸付けを目的とするもの以外の物品を貸し付けようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして物品出納員に協議しなければならない。この場合において、貸し付けようとする物品の価格が200万円以上で、かつ、貸付期間が30日を超える場合には、あらかじめ所管の部局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 貸し付けようとする物品の分類、品目、規格、</p>

数量及び単価
(2)～(5) (略)
3～5 (略)

(不用の決定等)

第29条 物品管理職員は、供用する必要がない物品又は供用することができない物品を処分しようとするとき（売払いを目的とするものを売り払う場合を除く。）は、次に掲げる事項を明らかにして不用の決定をしなければならない。ただし、新潟県被服貸与規程（昭和28年12月新潟県訓令第39号）による被服にあつては貸与期間が満了したときをもつて、物品の借上げに係る契約において借上げの期間が定められている当該物品にあつては当該借上げの期間が満了したときをもつて、贈与するものにあつては当該物品の取得の際にその旨を明らかにすることをもつて、それぞれ不用の決定を行ったものとみなす。

(1) 不用の決定をする物品の分類、品目、規格、取得年月日、数量及び単価

(2) (略)

2～4 (略)

(譲与又は減額譲渡の手続)

第30条の2 物品管理職員は、財産条例第7条の規定により物品の譲与又は減額譲渡をしようとするときは、次の事項を明らかにしなければならない。この場合において、譲与又は減額譲渡しようとする物品の価格が200万円以上のときは、あらかじめ所管の部局長の承認を受けなければならない。

(1) 譲与又は減額譲渡しようとする物品の分類、品目、規格、取得年月日、数量及び取得単価

(2)・(3) (略)

2 (略)

(重要物品現在高報告書)

第37条 物品出納員は、その所属する課又は事務所に属する物品のうち、次に掲げるものの毎会計年度末における現在高について重要物品現在高報告書を作成し、翌年度の5月11日までに会計管理者に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号の物品以外の物品（物品分類基準で定める備品類及び動物類に限る。）で単価（取得単価をいう。ただし、取得単価がない場合又は取得単価が明らかでない場合は、見積単価とする。）が200万円以上のもの

(帳簿記載の単価)

第43条 第39条及び第40条に規定する帳簿に記載すべき物品の単価は、当該物品の取得単価とし、取

数量及び価格
(2)～(5) (略)
3～5 (略)

(不用の決定等)

第29条 物品管理職員は、供用する必要がない物品又は供用することができない物品を処分しようとするとき（売払いを目的とするものを売り払う場合を除く。）は、次に掲げる事項を明らかにして不用の決定をしなければならない。ただし、新潟県被服貸与規程（昭和28年12月新潟県訓令第39号）による被服にあつては貸与期間が満了したときをもつて、物品の借上げに係る契約において借上げの期間が定められている当該物品にあつては当該借上げの期間が満了したときをもつて、贈与するものにあつては当該物品の取得の際にその旨を明らかにすることをもつて、それぞれ不用の決定を行ったものとみなす。

(1) 不用の決定をする物品の分類、品目、規格、取得年月日、数量及び価格

(2) (略)

2～4 (略)

(譲与又は減額譲渡の手続)

第30条の2 物品管理職員は、財産条例第7条の規定により物品の譲与又は減額譲渡をしようとするときは、次の事項を明らかにしなければならない。この場合において、譲与又は減額譲渡しようとする物品の価格が200万円以上のときは、あらかじめ所管の部局長の承認を受けなければならない。

(1) 譲与又は減額譲渡しようとする物品の分類、品目、規格、取得年月日、数量及び取得価格

(2)・(3) (略)

2 (略)

(重要物品現在高報告書)

第37条 物品出納員は、その所属する課又は事務所に属する物品のうち、次に掲げるものの毎会計年度末における現在高について重要物品現在高報告書を作成し、翌年度の5月11日までに会計管理者に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号の物品以外の物品（物品分類基準で定める備品類及び動物類に限る。）で価格（取得価格をいう。ただし、取得価格がない場合又は取得価格が明らかでない場合は、見積価格とする。）が200万円以上のもの

(帳簿記載の価格)

第43条 第39条及び第40条に規定する帳簿に記載すべき物品の価格は、当該物品の取得価格とし、取

得単価がない場合又は取得単価が明らかでない場合には、見積単価とする。

得価格がない場合又は取得価格が明らかでない場合には、見積価格とする。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第3号

本 庁
地 域 機 関

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成5年3月新潟県訓令第7号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）に対応する同表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）が存在する場合には当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には当該移動後様式を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成5年4月1日から実施し、新潟県財務規則第223条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和57年3月新潟県訓令第1号）は、平成5年3月31日限り廃止する。ただし、平成4年度に属する歳入歳出に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。			新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成5年4月1日から実施し、新潟県財務規則第223条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和57年3月新潟県訓令第1号）は、平成5年3月31日限り廃止する。ただし、平成4年度に属する歳入歳出に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。		
様式番号	名 称	規定条文	様式番号	名 称	規定条文
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第22号様式	仮契約書	第38条第1項	第22号様式	仮契約書	第38条第1項
<u>第22号様式の2</u>	<u>契約保証金充</u> <u>当申出書</u>	<u>第45条第3項</u>			
第22号様式の3	(略)	(略)	<u>第22号様式の2</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第134号様式	(略)	<u>第193条第2</u> <u>項、第4項、</u> <u>第5項</u>	第134号様式	(略)	<u>第193条第2</u> <u>項</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第22号様式 (略) 第22号様式の2 (第45条関係) 契約保証金充当申出書 年 月 日 新潟県知事 様 住 所 氏 名 ㊞ に係る契約保証金 円を売払代金 に充当してください。			第22号様式 (略)		
第22号様式の3 (略)			第22号様式の2 (略)		
第48号様式の2 (第90条関係) 納入通知書			第48号様式の2 (第90条関係) 納入通知書		

<p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">母子父子寡婦福祉資金貸付事業 特別会計</div> <p>(略)</p> <p>第134号様式 (第193条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">出納員等引継書</p> <p>新潟県財務規則第193条第1項の規定により、 下記目録のとおり、関係書類を対照のうえ相違 なく引き継ぎました。</p> <p>(略)</p> <p><u>注 この様式により難しいものは、適宜調整して作 成すること。</u></p> </div>	<p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">母子寡婦福祉資金貸付事業特別 会計</div> <p>(略)</p> <p>第134号様式 (第193条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">出納員等引継書</p> <p>新潟県財務規則第193条第2項の規定により、 下記目録のとおり、関係書類を対照のうえ相違 なく引き継ぎました。</p> <p>(略)</p> </div>
---	--

告 示

◎新潟県告示第538号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。
平成27年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定を受けた者
東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者による県税徴収金の代理納付に係る県税の税目
新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第4条第1項第9号に規定する自動車税
- 3 指定代理納付者による県税徴収金の代理納付に係る期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

◎新潟県告示第539号

新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年新潟県規則第65号）第3条及び第8条の規定により、
知事が指定した特定非営利活動法人に係る縦覧及び閲覧又は謄写の用に供する場所（平成16年3月新潟県告示第
571号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

特定非営利活動法人に係る縦覧及び閲覧又は謄写の場所の表中、

「

新発田地域振興局	阿賀野市 胎内市 北蒲原郡
----------	---------------

 」

を

「

新発田地域振興局	阿賀野市 北蒲原郡
----------	-----------

 」

に改め、

「

魚沼地域振興局	魚沼市
---------	-----

 」

を削除する。

◎新潟県告示第540号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県民会館
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市中央区白山浦1丁目613番地69
公益財団法人新潟市芸術文化振興財団
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定年月日
平成27年3月26日

◎新潟県告示第541号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県立自然科学館
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
東京都港区西新橋1丁目1番15号物産ビル別館1階
サイエンス・フューチャーグループ
〔 公益財団法人科学技術広報財団 〕
〔 株式会社 コングレ 〕
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定年月日
平成27年3月26日

◎新潟県告示第542号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、魚沼市に係る魚沼農業振興地域（平成22年11月新潟県告示第1468号）の区域を次のとおり変更する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更した地域の名称
魚沼農業振興地域
- 2 区域
魚沼市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域
（図面省略）
図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び魚沼地域振興局農業振興部で縦覧する。
- 3 変更年月日
平成27年4月1日

◎新潟県告示第543号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営沢根地区農業用排水施設整備・農用地改良保全（中山間地域総合整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成27年4月1日から平成27年4月28日まで

3 縦覧に供する場所

佐渡市役所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第544号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び新潟地域振興局津川地区振興事務所において縦覧に供する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 区域の名称

津川10区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から22号までを順次結んだ線及び標柱22号と1号を結んだ線に囲まれた区域

東蒲原郡阿賀町津川

字弁天町

3210番2	1号
3211番1	2号
3211番4	3号
3211番6	4号
3206番1	5号
3202番3	6号
3202番2	7号
3204番	8号

字寺ノ前

3243番 9号から11号まで

字玉泉寺上

3937番1	12号
2173番	13号

字弁才天上

3195番	14号
3196番2	15号
3199番	16号
3200番	17号
3134番	18号

字御小屋

3133番	19号
3132番3	20号
3130番1	21号
4084番	22号

◎新潟県告示第545号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規

定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長木地区	東蒲原郡阿賀町九島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
九島(1)地区	東蒲原郡阿賀町九島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
九島(2)地区	東蒲原郡阿賀町九島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。)

2 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
窪田町地区	新潟市中央区窪田町1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二葉町1地区	新潟市中央区二葉町2丁目、田中町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二葉町2地区	新潟市中央区二葉町3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本村二区地区	新潟市北区松浜本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本村一区地区	新潟市北区松浜本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新屋敷地区	新潟市北区松浜本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本村一区1地区	新潟市北区松浜本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本村一区2地区	新潟市北区松浜本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松浜三丁目地区	新潟市北区松浜三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松浜東町二丁目地区	新潟市北区松浜東町二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太夫浜地区	新潟市北区太夫浜、松浜東町、神谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
間瀬地区	新潟市西蒲区間瀬	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第546号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
九島(1)地区	東蒲原郡阿賀町九島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。)

2 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
二葉町 1 地区	新潟市中央区二葉町 2 丁目、田中町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本村二区地区	新潟市北区松浜本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本村一区地区	新潟市北区松浜本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新屋敷地区	新潟市北区松浜本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本村一区 1 地区	新潟市北区松浜本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本村一区 2 地区	新潟市北区松浜本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松浜三丁目地区	新潟市北区松浜三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太夫浜地区	新潟市北区太夫浜、松浜東町、神谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第547号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
奥只見レクリエーション都市公園
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市中央区神道寺 2 丁目 2 番 10 号
むつみグループ
構成員：グリーン産業株式会社
株式会社高野造園土木
特定非営利活動法人みんなの庭
- 3 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定年月日

平成27年3月26日

◎新潟県告示第548号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

新潟県立大潟水と森公園

2 指定管理者となる団体の所在地及び名称

新潟市中央区清五郎58番地

公益財団法人新潟県都市緑花センター

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

4 指定年月日

平成27年3月26日

◎新潟県告示第549号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

新潟県立島見緑地及び新潟県立聖籠緑地

2 指定管理者となる団体の所在地及び名称

新潟市中央区神道寺2丁目2番10号

グリーン産業株式会社

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定年月日

平成27年3月26日

◎新潟県告示第550号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）及び清五郎ワールドカップ広場

2 指定管理者となる団体の所在地及び名称

新潟市中央区清五郎58番地

アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ

構成員：公益財団法人新潟県都市緑花センター

株式会社アルビレックス新潟

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定年月日

平成27年3月26日

◎新潟県告示第551号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟コンベンションセンター、新潟県万代島駐車場、新潟港万代島緑地
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市中央区万代島6番1号
新潟万代島総合企画株式会社
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定年月日
平成27年3月26日

◎新潟県告示第552号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により、新潟港港湾計画を次のとおり変更した。

平成27年3月31日

新潟港港湾管理者

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 港湾計画の変更年月日
平成27年2月5日
- 2 港湾計画の変更の概要
新潟港港湾計画について、平成40年代前半における取扱貨物量を4,280万トンと想定して変更した事項は次のとおりである。

(1) 公共埠頭計画

①西港区

地区名	施設	能力
入舟地区	岸壁 埠頭用地	水深9m 1バース 延長350m 面積7ha
中央地区	岸壁	水深7.5m 1バース 延長330m
東海岸地区	岸壁 岸壁 埠頭用地	水深11m 1バース 延長190m 水深10m 1バース 延長170m 面積16ha

②東港区

地区名	施設	能力
東ふ頭地区	岸壁 岸壁 埠頭用地	水深12m 1バース 延長240m 水深7.5m 1バース 延長130m 面積7ha
西ふ頭地区・南ふ頭地区 (外貿コンテナ埠頭等)	岸壁 岸壁 岸壁 岸壁 埠頭用地	水深14m 1バース 延長350m 水深12m 1バース 延長250m 水深12m 1バース 延長250m 水深12m 1バース 延長250m 面積66ha
西ふ頭地区・南ふ頭地区 (外貿ユニットロード埠頭)	岸壁 埠頭用地	水深10m 1バース 延長240m 面積9ha
南ふ頭地区	岸壁 埠頭用地 岸壁	水深5m 1バース 延長100m 面積1ha 水深10m 2バース 延長370m

(2) フェリー埠頭計画

①西港区

地区名	施設	能力
山の下地区	岸壁 埠頭用地	水深7.5m 1バース 延長260m 面積6ha

(3) 危険物取扱施設計画

①東港区

地区名	施設	能力
中央水路東地区	岸壁 危険物取扱施設用地	水深7.5m 1バース 延長160m(専用) 面積6ha

(4) 専用埠頭計画

①西港区

地区名	施設	能力
東海岸地区	ドルフィン	水深10m 1バース

②東港区

地区名	施設	能力
東埋立地区	ドルフィン	水深17m 1バース
東ふ頭地区	岸壁	水深5.5m～7.5m 延長130m

(5) 水域施設計画

ア 航路

①西港区

名称	能力
西港航路	水深11～12m 幅員250m

②東港区

名称	能力
東港航路	水深17～18.5m 幅員350m

イ 航路・泊地

①西港区

地区名	能力
東海岸地区	水深11m 面積20ha
中央地区・山の下地区	水深7.5m 面積45ha
中央地区・万代島地区	水深7.5m 面積25ha
入舟地区	水深9.0m 面積10ha

②東港区

地区名	能力
東埋立地区	水深17m 面積135ha
東ふ頭地区	水深12m 面積8ha 水深7.5m 面積3ha
西ふ頭地区	水深10m 面積6ha

ウ 泊地

①西港区

地区名	能力
入舟地区	水深9m 面積10ha
中央地区・山の下地区	水深7.5m 面積8ha
東海岸地区	水深11m 面積1ha 水深10m 面積4ha

②東港区

地区名	能力
東埋立地区	水深17m 面積4ha
中央水路東地区	水深7.5m 面積1ha

東ふ頭地区	水深12m 面積1ha 水深7.5m 面積1ha 水深5.5~7.5m 面積16ha
西ふ頭地区	水深10m 面積1ha

(6) 外郭施設計画

ア 防波堤

①西港区

名称	能力
西沖防波堤	延長500m
第1西防波堤	延長200m
第2西防波堤	延長1,700m
入舟防波堤	延長620m
東海岸防波堤	延長280m
東導流堤	延長150m

②東港区

名称	能力
西防波堤	延長3,560m
第2東防波堤	延長1,000m

(7) 小型船だまり計画

①西港区

地区名	施設	能力
万代島地区	岸壁 泊地 岸壁	水深5.5m 1バース 延長136m 水深6m 面積1ha 水深6m 234m
中央地区	岸壁 小型棧橋	水深7.5m 2バース 延長294m 1基

②東港区

地区名	施設	能力
南ふ頭地区	泊地 岸壁 埠頭用地	水深5m 面積9ha 水深5m 635m 面積1ha
中央水路西地区	泊地 物揚場 埠頭用地	水深4m 面積14ha 水深4m 延長490m 面積2ha

(8) 臨港交通施設計画

ア 道路

①西港区

名称	能力
臨港道路入舟1号線	起点 入舟埠頭西 終点 市道烏帽子町山田町線 2車線
臨港道路入舟2号線	起点 臨港道路入舟1号線 終点 市道1番堀通船見町線 2~4車線
臨港道路万代島山の下線	(区間A) 起点 万代島水産ふ頭 終点 臨港道路万代島山の下線 (区間B) 2車線 (区間B) 起点 臨港道路万代島山の下線 (区間A) 終点 臨港道路山の下2号線 2車線
臨港道路山の下東海岸線	起点 東海岸埠頭

	終点 臨港道路山の下 2号線 2車線
臨港道路山の下 1号線	起点 臨港道路山の下東海岸線
	終点 市道末広通臨港町線 2車線

②東港区

名称	能力
臨港道路南ふ頭 1号線	起点 南ふ頭 終点 国道113号 2車線
臨港道路南ふ頭 2号線	起点 臨港道路南ふ頭 1号線 終点 南ふ頭東船だまり 2車線
臨港道路南ふ頭 3号線	起点 南ふ頭 終点 臨港道路南ふ頭 2号線 2車線
臨港道路南ふ頭 4号線	起点 南ふ頭 終点 臨港道路南ふ頭 2号線 2車線
臨港道路中央ふ頭 (西) 2号線	起点 県道島見豊栄線 終点 県道島見新発田線 2車線
臨港道路中央ふ頭 (西) 3号線	起点 県道島見新発田線 終点 工業用地 2車線
臨港道路西埋立島見線	起点 西埋立地区 終点 県道島見豊栄線 2車線
臨港道路西埋立 1号線	起点 臨港道路西埋立島見線 終点 臨港道路西埋立島見線 2車線
臨港道路西埋立 2号線	起点 臨港道路西埋立 1号線北 終点 臨港道路西埋立 1号線南 2車線
臨港道路西埋立 3号線	起点 臨港道路西埋立 1号線北 終点 臨港道路西埋立 1号線南 2車線
臨港道路西埋立 4号線	起点 臨港道路西埋立 2号線 終点 臨港道路西埋立 1号線 2車線

イ 鉄道

①東港区

名称	能力
臨港鉄道西線	起点 西ふ頭 終点 J R 白新線黒山駅 単線

(9) 廃棄物処理計画

①西港区

地区名	施設	能力
東海岸地区	海面処分・活用用地	面積19h a
入舟地区	海面処分・活用用地	面積34h a

(10) 港湾環境整備施設計画

①西港区

地区名	施設	能力
入舟地区	緑地	面積40h a
信濃川左岸地区	緑地	面積 1 h a
万代島地区	緑地	面積 1 h a
山の下地区	緑地	面積 3 h a
東海岸地区	緑地	面積 2 h a

②東港区

地区名	施設	能力
西ふ頭地区	緑地	面積 4 h a
中央水路西地区	緑地	面積 2 h a

(11) 土地造成計画

①西港区

地区名	用途	能力
入舟地区	埠頭用地	面積6ha
	交通機能用地	面積1ha
	緑地	面積4ha
信濃川左岸地区	緑地	面積1ha
東海岸地区	埠頭用地	面積16ha
	港湾関連用地	面積1ha
	交通機能用地	面積1ha
	緑地	面積2ha
	海面処分用地	面積91ha

②東港区

地区名	用途	能力
南ふ頭地区	埠頭用地	面積17ha

(12) 土地利用計画

①西港区

地区名	用途	能力
入舟地区	埠頭用地	面積7ha
	港湾関連用地	面積19ha
	都市機能用地	面積1ha
	交通機能用地	面積3ha
	緑地	面積40ha
信濃川左岸地区	埠頭用地	面積1ha
	交通機能用地	面積1ha
	緑地	面積6ha
万代島地区	埠頭用地	面積15ha
	交流厚生用地	面積8ha
	交通機能用地	面積8ha
	緑地	面積3ha
中央地区	埠頭用地	面積17ha
	交通機能用地	面積1ha
山の下地区	埠頭用地	面積8ha
	港湾関連用地	面積13ha
	交通機能用地	面積3ha
	緑地	面積4ha
東海岸地区	埠頭用地	面積16ha
	港湾関連用地	面積1ha
	交通機能用地	面積199ha
	緑地	面積2ha
	海面処分用地	面積145ha
臨港埠頭地区	埠頭用地	面積27ha
	港湾関連用地	面積1ha
	交通機能用地	面積6ha

②東港区

地区名	用途	能力
東埋立地区	交通機能用地	面積7ha
	危険物取扱施設用地	面積70ha
	緑地	面積4ha
中央水路東地区	埠頭用地	面積15ha

	工業用地 交通機能用地 危険物取扱施設用地 緑地	面積323 h a 面積10 h a 面積47 h a 面積31 h a
東ふ頭地区	埠頭用地 工業用地 交通機能用地 緑地 公共用地	面積13 h a 面積207 h a 面積8 h a 面積31 h a 面積8 h a
南ふ頭地区	埠頭用地 港湾関連用地 工業用地 交通機能用地 緑地	面積52 h a 面積3 h a 面積11 h a 面積15 h a 面積16 h a
西ふ頭地区	埠頭用地 交通機能用地 緑地	面積37 h a 面積3 h a 面積4 h a
中央水路西地区	埠頭用地 港湾関連用地 工業用地 交通機能用地 緑地 公共用地	面積9 h a 面積11 h a 面積189 h a 面積16 h a 面積40 h a 面積14 h a
西埋立地区	交通機能用地 危険物取扱施設用地 緑地	面積6 h a 面積78 h a 面積1 h a
網代浜地区	埠頭用地 緑地	面積5 h a 面積5 h a
南浜地区	埠頭用地 交通機能用地	面積4 h a 面積2 h a

(13) 効率的な運営を特に促進する区域

①東港区

地区名	施設	能力
西ふ頭地区・南ふ頭地区	岸壁	水深14m 1バース 延長350m
	岸壁	水深12m 1バース 延長250m
	岸壁	水深12m 1バース 延長250m
	岸壁	水深12m 1バース 延長250m
	岸壁	水深10m 1バース 延長240m
	埠頭用地	面積75 h a

(14) 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

①西港区

地区名	施設	能力
入舟地区	西沖防波堤	延長500m
	第2西防波堤	延長1,700m
	第1西防波堤	延長200m
	入舟防波堤	延長620m
	護岸	延長190m
	泊地	水深9m 面積10 h a
	岸壁	水深9m 1バース 延長230m
	緑地	面積34 h a

	臨港道路入舟1号線	起点 入舟埠頭西 終点 市道烏帽子町山田町線 2車線
山の下地区	岸壁	水深7.5m 1バース 延長260m
万代島地区	岸壁	水深7.5m 1バース 延長193m

②東港区

地区名	施設	能力
東埋立地区	西防波堤 第2東防波堤	延長3,560m 延長1,000m
東ふ頭地区	泊地 航路・泊地 岸壁	水深12m 面積1ha 水深12m 面積8ha 水深12m 1バース 延長240m
西ふ頭地区・南ふ頭地区	泊地 岸壁 岸壁 岸壁	水深14m 面積2ha 水深14m 1バース 延長350m 水深12m 1バース 延長250m 水深12m 1バース 延長250m

(15) 大規模地震対策施設計画

ア 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

①西港区

地区名	施設	能力
入舟地区	岸壁 緑地 臨港道路入舟1号線	水深9m 1バース 延長230m 面積10ha 起点 入舟埠頭西 終点 市道烏帽子町山田町線 2車線
万代島地区	岸壁 緑地 臨港道路万代島埠頭1号線 臨港道路万代島埠頭2号線	水深7.5m 1バース 延長193m 面積1ha 起点 万代島フェリー埠頭 終点 市道八千代1号線 2~4車線 起点 臨港道路万代島埠頭1号線 終点 国道113号 4車線
山の下地区	岸壁 埠頭用地 臨港道路山の下2号線	水深7.5m 1バース 延長260m 面積1ha 起点 市道松島神明町線 終点 国道113号 2車線

②東港区

地区名	施設	能力
中央水路東地区	岸壁 埠頭用地 臨港道路中央ふ頭(東)線	水深13m 1バース 延長260m 面積2ha 起点 中央ふ頭(東) 終点 国道113号 2車線

イ 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

①東港区

地区名	施設	能力
西ふ頭地区・南ふ頭地区	岸壁 岸壁 岸壁 岸壁 岸壁 臨港道路西ふ頭線	水深14m 1バース 延長350m 水深12m 1バース 延長250m 水深10m 1バース 延長240m 水深12m 1バース 延長250m 水深12m 1バース 延長250m 起点 臨港道路5号線 終点 国道113号 2車線

	臨港道路5号線	起点 国道113号 終点 西ふ頭 2車線
--	---------	-------------------------

(16) 物資補給等のための施設

①西港区

地区名	施設	能力
山の下地区	岸壁	水深7.5m 2バース 延長330m

3 関係図書の縦覧の場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾整備課

新潟市中央区竜が島1丁目6番3号

新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所

北蒲原郡聖籠町東港4丁目1214番地

新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所

◎新潟県告示第553号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、新潟港西港区臨港地区内の分区を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、新潟県交通政策局港湾整備課及び新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所において縦覧に供する。

平成27年3月31日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 変更年月日

平成27年2月5日

2 変更に係る分区の種類及び面積

分 区	変更前面積（ヘクタール）	変更後面積（ヘクタール）
商港区	62.2	63.2
特殊物資港区	13.4	13.4
工業港区	21.9	21.9
保安港区	1.5	1.5
修景厚生港区	—	—
漁港区	8.4	6.4
分区無指定	3.4	4.4
合 計	110.8	110.8

◎新潟県告示第554号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、平成7年12月1日新潟県告示第2858号で指定した次の港湾施設を廃止する。

平成27年3月31日

直江津港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

区 分	名 称	位 置	数量及び能力
-----	-----	-----	--------

荷さばき施設	直江津港移動式 タワークレーン 5号機	上越市大字 直江津字名 古の浦地内	数量 1基 荷役能力 1時間 400トン (対象船舶50,000D/W) 吊上荷重(定格総荷重×作業半径、ただし自重含む) フック作業 (25トン×16.5メートル、15トン×23.7メートル) バケット作業 (15トン×23.7メートル) フック装置 (25トン吊一式) グラブバケット 4.5立方メートル、8立方メートルバケット及びタグライン一式
--------	---------------------------	-------------------------	---

◎新潟県告示第555号

新潟県指定金融機関等事務取扱規程(昭和57年3月新潟県告示第1006号)の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第27号様式(第43条関係)</p> <p>母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返金口座振替結果報告総括表 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(略)</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;">母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計</div>	<p>第27号様式(第43条関係)</p> <p>母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返金口座振替結果報告総括表 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(略)</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;">母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計</div>

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更について(公告)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を次のとおり変更し、平成27年4月1日から適用する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
平成27年のするめいかの知事管理量を若干に変更した。また、すけとうだらについては知事管理量は定めないものとした。

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第2号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1～34 （略）	1～34 （略）
35 HLA検査料	35 HLA検査料
(1) （略）	(1) （略）
(2) その他	(2) その他
ア HLA-A, B（血清対応型タイピング） 1件につき <u>13,610円</u>	ア HLA-A, B（血清対応型タイピング） 1件につき <u>11,320円</u>
イ HLA-DR（血清対応型タイピング） 1件につき <u>13,610円</u>	イ HLA-DR（血清対応型タイピング） 1件につき <u>11,320円</u>
ウ HLA-A（DNAタイピング） 1件につき <u>29,160円</u>	ウ HLA-A（DNAタイピング） 1件につき <u>37,780円</u>
エ HLA-B（DNAタイピング） 1件につき <u>29,160円</u>	エ HLA-B（DNAタイピング） 1件につき <u>37,780円</u>
オ HLA-C（DNAタイピング） 1件につき <u>29,160円</u>	オ HLA-C（DNAタイピング） 1件につき <u>37,780円</u>
カ HLA-DPB1（DNAタイピング） 1件につき <u>23,760円</u>	カ HLA-DPB1（DNAタイピング） 1件につき <u>37,780円</u>
キ HLA-DRB1（DNAタイピング） 1件につき <u>29,160円</u>	キ HLA-DRB1（DNAタイピング） 1件につき <u>45,340円</u>
ク HLA-DQA1（DNAタイピング） 1件につき <u>14,580円</u>	ク HLA-DQA1（DNAタイピング） 1件につき <u>21,580円</u>
ケ HLA-DQB1（DNAタイピング） 1件につき <u>22,680円</u>	ケ HLA-DQB1（DNAタイピング） 1件につき <u>37,780円</u>
36～44 （略）	36～44 （略）
<u>45 遺伝性乳がん・卵巣がん遺伝子検査</u>	
(1) <u>検査料</u>	
ア <u>HBOCスクリーニング</u> <u>207,340円</u>	
イ <u>BRCA MLPA</u> <u>32,400円</u>	
ウ <u>クイックHBOC</u> <u>272,140円</u>	
エ <u>HBOCシングルサイト</u> <u>34,540円</u>	
(2) <u>カウンセリング料</u> 1回につき <u>5,260円</u>	
備考 （略）	備考 （略）

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第 3 号

新潟県病院局派遣職員の給与及び旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 3 月31日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県病院局派遣職員の給与及び旅費に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局派遣職員の給与及び旅費に関する規程（昭和63年新潟県病院局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年新潟県条例第 2 号。以下「<u>外国機関等派遣条例</u>」という。)第 2 条第 1 項の規定に基づき外国の地方公共団体の機関等に派遣する新潟県病院局企業職員(以下「<u>外国機関等派遣企業職員</u>」という。)及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第83号。以下「<u>公益的法人等派遣条例</u>」という。)第 2 条第 1 項の規定に基づき公益的法人等に派遣する新潟県病院局企業職員(以下「<u>公益的法人等派遣企業職員</u>」という。)の給与及び旅費の額及び支給方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給与の額等)</p> <p>第 2 条 <u>外国機関等派遣企業職員</u>に対する給与の額及び支給方法については、<u>外国機関等派遣条例</u>第 4 条第 1 項の一般の派遣職員の例による。</p> <p>2. <u>公益的法人等派遣企業職員</u>に対する給与の額及び支給方法については、<u>公益的法人等派遣条例</u>第 4 条の派遣職員の例による。</p> <p>(旅費の額等)</p> <p>第 3 条 <u>外国機関等派遣企業職員</u>に対する旅費の額及び支給方法については、<u>外国機関等派遣条例</u>第 4 条第 1 項の一般の派遣職員の例による。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年新潟県条例第 2 号。以下「派遣条例」という。)第 2 条第 2 項の規定に基づき外国の地方公共団体の機関等に派遣する新潟県病院局企業局員(以下「派遣企業職員」という。)の給与及び旅費の額及び支給方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給与の額等)</p> <p>第 2 条 派遣企業職員に対する給与の額及び支給方法については、派遣条例第 4 条第 1 項の一般の派遣職員の例による。</p> <p>(旅費の額等)</p> <p>第 3 条 派遣企業職員に対する旅費の額及び支給方法については、派遣条例第 4 条第 1 項の一般の派遣職員の例による。</p>

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

新潟県病院局管理規程第4号

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（昭和34年新潟県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第4（第6条関係）					別表第4（第6条関係）				
昇格時号給対応表					昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
(略)					(略)				
78	42	57	49	50	78	41	57	49	50
79	43	58	49	51	79	42	58	49	51
80	44	58	49	51	80	42	58	50	51
81	45	59	50	51	81	43	59	50	51
82	45	59	50	52	82	43	59	50	52
83	46	60	50	52	83	44	60	51	52
84	46	60	50	52	84	44	60	51	52
85	47	61	51	53	85	45	61	51	53
86	47	61	51	53	86	45	61	52	53
87	48	61	51	53	87	46	61	52	53
88	48	61	51	53	88	46	62	52	53
89	49	62	52	54	89	47	62	53	54
90	49	62	52	54	90	47	62	53	54
91	50	62	52	54	91	48	63	53	54
92	50	62	52	54	92	48	63	54	54
93	51	63	53	55	93	49	63	54	55
94	51	63	53	55	94	49	64	54	55
95	52	63	53	55	95	50	64	55	55
96	52	63	54	55	96	50	64	55	55
97	53	64	54	55	97	51	65	55	56
98	53	64	54	56	98	51	65	56	56
99	54	64	55	56	99	52	65	56	56
100	54	64	55	56	100	52	65	56	56
101	55	65	55	56	101	53	66	57	57
102	55	65	56	56	102	53	66	57	57
103	56	65	56	57	103	53	66	57	58
104	56	65	56	57	104	54	66	57	58
105	57	66	57	57	105	54	67	58	59
106	57	66	57	57	106	54	67	58	59
107	57	66	57	57	107	55	67	58	60
108	58	66	57	58	108	55	67	58	60
109	58	67	57	58	109	55	68	59	61
110	58	67	58	58	110	56	68	59	61
111	59	67	58	58	111	56	68	59	62

112	59	67	58	58	112	56	68	59	62
113	59	68	58	59	113	57	69	60	63
114	60	68	58		114	57	69	60	
115	60	68	59		115	58	69	60	
116	60	68	59		116	58	69	60	
117	61	69	59		117	59	70	61	
118	61	69	59		118	59	70	61	
119	62	69	59		119	60	70	61	
120	62	69	59		120	60	70	61	
121	63	69	59		121	61	71	61	
122		69	59		122		71	62	
123		69	59		123		71	62	
124		70	59		124		71	62	
125		70	59		125		72	62	
126		70	59		126		72	62	
127		70	59		127		72	63	
128		70	60		128		72	63	
129		70	60		129		73	63	
130		70	60		130		73	63	
131		71	60		131		73	63	
132		71	60		132		74	64	
133		71	60		133		74	64	
134		71			134		74		
135		71			135		75		
136		71			136		75		
137		71			137		75		

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(施行細則)

- 2 この規程の施行に関し必要な事項については、県の一般職員の例による。

新潟県病院局管理規程第5号

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程（昭和32年新潟県病院局管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表第2 調整基本額表（第2条関係）		別表第2 調整基本額表（第2条関係）	
ア 行政職給料表		ア 行政職給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
(略)		(略)	
6 級	11,200円	6 級	11,100円
(略)		(略)	
9 級	14,300円	9 級	14,400円
10 級	15,900円	10 級	16,000円
備考 給料表及び職務の級は、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和32年新潟県人事委員会規則第6-45号）第2条第1項の規定の例によるものとする。以下ウからオまで同じ。		備考 (1) 給料表及び職務の級は、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和32年新潟県人事委員会規則第6-45号）第2条第1項の規定の例によるものとする。以下ウからオまで同じ。 (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。	
イ (略)		イ (略)	
ウ 医療職給料表(二)		ウ 医療職給料表(二)	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
(略)		(略)	
4 級	9,700円	4 級	9,600円
(略)		(略)	
6 級	11,300円	6 級	11,200円
(略)		(略)	
備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。		備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。	
エ 医療職給料表(三)		エ 医療職給料表(三)	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5 級 10,400円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">オ 福祉職給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職務の級</th> <th style="width: 70%;">調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2 級</td><td style="text-align: center;">9,300円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5 級</td><td style="text-align: center;">11,200円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">カ (略)</p>	(略)	5 級 10,400円	(略)	職務の級	調整基本額	(略)		2 級	9,300円	(略)		5 級	11,200円	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5 級 10,300円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">備考 <u>この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</u></p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">オ 福祉職給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職務の級</th> <th style="width: 70%;">調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2 級</td><td style="text-align: center;">9,200円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5 級</td><td style="text-align: center;">11,100円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">備考 <u>この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</u></p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">カ (略)</p>	(略)	5 級 10,300円	(略)	職務の級	調整基本額	(略)		2 級	9,200円	(略)		5 級	11,100円	(略)	
(略)																															
5 級 10,400円																															
(略)																															
職務の級	調整基本額																														
(略)																															
2 級	9,300円																														
(略)																															
5 級	11,200円																														
(略)																															
(略)																															
5 級 10,300円																															
(略)																															
職務の級	調整基本額																														
(略)																															
2 級	9,200円																														
(略)																															
5 級	11,100円																														
(略)																															

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第6号

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程（昭和46年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(特地勤務手当と地域手当との調整)</u></p> <p>第2条の2 <u>特地公署に勤務する職員には、一般職員給与条例第17条の2の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。</u></p>	<p>第2条 (略)</p>

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第7号

新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程（平成3年新潟県病院局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 一般職員給与条例第24条の3第3項第1号の額は、前条に規定する職員の占める職に係る新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程別表第1に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第4条 一般職員給与条例第24条の3第3項第2号の額は、<u>第2条に規定する職員（医師免許又は歯科医師免許を有し診療業務に従事する職員を除く。）</u>の占める職に係る新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程別表第1に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) <u>1種</u> 6,000円</p> <p>(2) <u>2種及び3種</u> 5,000円</p> <p>(3) <u>4種及び5種</u> 4,000円</p> <p><u>2 一般職員給与条例第24条の3第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る一般職員給与条例第24条の3第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(実施に関し必要な事項)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 一般職員給与条例第24条の3第2項の額は、前条に規定する職員の占める職に係る新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程別表第1に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(実施に関し必要な事項)</p> <p>第4条 (略)</p>

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第9号

新潟県病院局企業職員の寒冷地手当に関する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局企業職員の寒冷地手当に関する規程

新潟県病院局企業職員の寒冷地手当に関する規程を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県病院事業企業職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第52号）第3条の規定に基づき、新潟県病院局企業職員（以下「職員」という。）の寒冷地手当について必要な事項を定めるものとする。

(特例支給公署)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第27条第1項第2号の規定の例により寒冷地手当を支給する公署は、別表に掲げる公署とする。

2 一般職員給与条例第27条第1項第2号の規定の例により寒冷地手当を支給する区域は、職員の在勤する公署に応じ、別表に掲げる区域とする。

(寒冷地手当の支給等)

第3条 この規程に定めるもののほか、寒冷地手当の支給等に関し必要な事項は、県の一般職員の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

所在地	公署	区域
村 上 市	県立坂町病院	岩船郡荒川町
上 越 市	県立中央病院	上 越 市

備考 区域の欄に掲げる名称及び同欄に定める区域については、一般職員給与条例別表第8備考の規定を準用する。

病院局告示

◎新潟県病院局告示第1号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第3条第3項の規定により、次に掲げる事務を行う権限は、十日町病院長に委任しない。

平成27年3月31日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

平成27年度の器械備品費のうち一執行伺いの金額が1,000万円以上の医療機器に係る支出負担行為をし、及び支出をすること。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第3号

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員給与規程（昭和30年新潟県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「削除項等」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項等の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条及び別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 職員の給与は、次項から第5項まで及び第3条から第7条までに規定するもののほか、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）及び特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）並びに一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟県条例第4号）中給与に関する規定並びに職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号）並びにこれらに基づく人事委員会規則の例による。この場合において、一般職員給与条例第8条第1項及び第9条第1項中「あらかじめ人事委員会の承認を得た者」とあるのは「別に企業局長が定める者」と、一般職員給与条例第9条第3項中「任命権者は、第1項の規定にかかわらず人事委員会の承認を得て」とあるのは「企業局長は、第1項の規定にかかわらず」と、一般職員給与条例第38条の2及び一般職員給与条例の規定に基づく人事委員会規則中「法第55条の2第1項ただし書」とあるのは「地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書」と、職員の退職手当に関する条例第8条第4項中「(同法第55条の2第1項ただし書」とあるのは「(地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書」と読み替えるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 前9項及び第4条から第7条までに定めるもののほか、技能労務職員の給与及び通勤に係る費用弁償については、普通職員のうち、行政職給料表適用職員の例による。</p> <p>第6条の2 管理職員特別勤務手当を支給する職員</p>	<p>第2条 職員の給与は、次項から第5項まで及び第3条から第6条の2までに規定するもののほか、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）及び特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）並びに一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟県条例第4号）中給与に関する規定並びに職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号）並びにこれらに基づく人事委員会規則の例による。この場合において、一般職員給与条例第8条第1項及び第9条第1項中「あらかじめ人事委員会の承認を得た者」とあるのは「別に企業局長が定める者」と、一般職員給与条例第9条第3項中「任命権者は、第1項の規定にかかわらず人事委員会の承認を得て」とあるのは「企業局長は、第1項の規定にかかわらず」と、一般職員給与条例第38条の2及び一般職員給与条例の規定に基づく人事委員会規則中「法第55条の2第1項ただし書」とあるのは「地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書」と、職員の退職手当に関する条例第8条第4項中「(同法第55条の2第1項ただし書」とあるのは「(地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書」と読み替えるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 前9項及び第4条から第6条の2までに定めるもののほか、技能労務職員の給与及び通勤に係る費用弁償については、普通職員のうち、行政職給料表適用職員の例による。</p> <p>第6条の2 管理職員特別勤務手当を支給する職員</p>

の職の範囲は、前条第1項及び第4項により管理職手当を支給する職とする。

の職の範囲は、前条第1項及び第4項により管理職手当を支給する職とし、その職にある職員に支給する管理職員特別勤務手当の額は、別表第6に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、当該各号に掲げる額に100分の150を乗じて得た額とする。

- (1) 2種及び3種 1万円
- (2) 4種及び5種 8,000円

2 局長は、前条第5項に規定する職にある職員については、管理職員特別勤務手当の支給額を別に定めることができる。

第7条 寒冷地手当に関し、一般職員給与条例第27条第1項第2号の人事委員会規則で定める公署及び区域に相当するものは、別表第8のとおりとする。

別表第4 (第3条関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
(略)				
78	42	57	49	50
79	43	58	49	51
80	44	58	49	51
81	45	59	50	51
82	45	59	50	52
83	46	60	50	52
84	46	60	50	52
85	47	61	51	53
86	47	61	51	53
87	48	61	51	53
88	48	61	51	53
89	49	62	52	54
90	49	62	52	54
91	50	62	52	54
92	50	62	52	54
93	51	63	53	55
94	51	63	53	55
95	52	63	53	55
96	52	63	54	55
97	53	64	54	55
98	53	64	54	56
99	54	64	55	56
100	54	64	55	56
101	55	65	55	56
102	55	65	56	56

別表第4 (第3条関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
(略)				
78	41	57	49	50
79	42	58	49	51
80	42	58	50	51
81	43	59	50	51
82	43	59	50	52
83	44	60	51	52
84	44	60	51	52
85	45	61	51	53
86	45	61	52	53
87	46	61	52	53
88	46	62	52	53
89	47	62	53	54
90	47	62	53	54
91	48	63	53	54
92	48	63	54	54
93	49	63	54	55
94	49	64	54	55
95	50	64	55	55
96	50	64	55	55
97	51	65	55	56
98	51	65	56	56
99	52	65	56	56
100	52	65	56	56
101	53	66	57	57
102	53	66	57	57

103	56	65	56	57
104	56	65	56	57
105	57	66	57	57
106	57	66	57	57
107	57	66	57	57
108	58	66	57	58
109	58	67	57	58
110	58	67	58	58
111	59	67	58	58
112	59	67	58	58
113	59	68	58	59
114	60	68	58	
115	60	68	59	
116	60	68	59	
117	61	69	59	
118	61	69	59	
119	62	69	59	
120	62	69	59	
121	63	69	59	
122		69	59	
123		69	59	
124		70	59	
125		70	59	
126		70	59	
127		70	59	
128		70	60	
129		70	60	
130		70	60	
131		71	60	
132		71	60	
133		71	60	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

103	53	66	57	58
104	54	66	57	58
105	54	67	58	59
106	54	67	58	59
107	55	67	58	60
108	55	67	58	60
109	55	68	59	61
110	56	68	59	61
111	56	68	59	62
112	56	68	59	62
113	57	69	60	63
114	57	69	60	
115	58	69	60	
116	58	69	60	
117	59	70	61	
118	59	70	61	
119	60	70	61	
120	60	70	61	
121	61	71	61	
122		71	62	
123		71	62	
124		71	62	
125		72	62	
126		72	62	
127		72	63	
128		72	63	
129		73	63	
130		73	63	
131		73	63	
132		74	64	
133		74	64	
134		74		
135		75		
136		75		
137		75		

別表第8 (第7条関係)

所在地	公 署	区 域
上越市	上越利水事務所	上越市

備考 区域の欄に掲げる名称及び同欄に定める区域については、一般職員給与条例別表第8備考の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(施行細則)

- 2 この規程の施行に関し必要な事項については、普通職員の例による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第16号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は次のとおりである。

平成27年3月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第1区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 25,554,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	石 崎 徹	候補者届出 政党又は 所属党派	自由民主党	平成26年11月14日から 期間 平成26年12月25日まで 第1回分
出納責任者氏名	石崎 真理子			

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)		円
自由民主党		5,000,000	人件費	727,500
新潟県薬剤師連盟		100,000	家屋費	814,422
全日本不動産政治連盟		50,000	選挙事務所費	225,720
日本弁護士政治連盟新潟県本部		50,000	集合会場費	588,702
新潟県生衛団体政治連盟		30,000	通信費	0
新潟県歯科医師連盟		100,000	交通費	13,377
日本小児科医連盟		50,000	印刷費	1,853,200
新潟県社会保険労務士政治連盟		30,000	広告費	362,356
			文具費	26,583
			食糧費	260,170
			休泊費	72,000
			雑 費	406,179
その他の寄附	1件	20,000		
その他の収入		0		
今回計		5,430,000	今回計	4,535,787
前回計		0	前回計	0
総 計		5,430,000	総 計	4,535,787

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,128,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	2,215,556円

報告書受理年月日	平成26年12月26日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第1区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 25,554,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	石 崎 徹	候補者届出 政党又は 所属党派	自由民主党	平成26年11月14日から 期間 平成27年 1月16日まで 第2回分
出納責任者氏名	石崎 真理子			

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	円	円
			人件費	0
			家屋費	213,840
			選挙事務所費	213,840
			集会会場費	0
			通信費	129,936
			交通費	185,799
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	256,390
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	785,965
前回計		5,430,000	前回計	4,535,787
総 計		5,430,000	総 計	5,321,752

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,128,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	2,215,556円

報告書受理年月日	平成27年 1月28日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第1区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 25,554,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	本多 智奈美	候補者届出 政党又は 所属党派	民主 党	平成26年11月16日から 期間 平成26年12月25日まで 第1回分
出納責任者氏名	宮 路 健			

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費	592,500
		円	家屋費	789,372
民主党		5,000,000	選挙事務所費	712,800
アピール21		1,000,000	集会会場費	76,572
			通信費	829,307
			交通費	50,812
			印刷費	2,290,218
			広告費	2,290,074
			文具費	115,349
			食糧費	378,503
			休泊費	72,700
			雑 費	720,899
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,000,000		
今回計		7,000,000	今回計	8,129,734
前回計		0	前回計	0
総 計		7,000,000	総 計	8,129,734

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,128,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,408,661円

報告書受理年月日	平成26年12月29日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第1区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 25,554,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	本多 智奈美	候補者届出 政党又は 所属党派	民主 党	平成26年11月16日から 期間
出納責任者氏名	宮 路 健			平成27年 1月16日まで 第2回分

収 入		支 出		円
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費 家屋費 選挙事務所費 集会会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑 費	0 0 0 0 690,650 0 0 0 0 0 0 0 110,117
その他の寄附	0件	0		
その他の収入				
今回計		0	今回計	800,767
前回計		7,000,000	前回計	8,129,734
総 計		7,000,000	総 計	8,930,501

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,128,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,408,661円

報告書受理年月日	平成27年 2月16日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第1区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 25,554,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	町田 明広	候補者届出 政党又は 所属党派	日本共産党	平成26年11月14日から 期間 平成26年12月13日まで 第1回分
出納責任者氏名	田 村 守			

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額) 円		円
			人件費	360,000
			家屋費	50,000
			選挙事務所費	50,000
			集会会場費	0
日本共産党新潟地区委員会		423,867	通信費	560
水谷 伸一 無職		120,000	交通費	0
五十嵐 亜衣子 会社員		120,000	印刷費	680,550
野沢 洋子 会社員		120,000	広告費	210,600
			文具費	0
			食糧費	250,149
			休泊費	39,140
			雑 費	14,898
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		783,867	今回計	1,605,897
前回計		0	前回計	0
総 計		783,867	総 計	1,605,897

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	245,350円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	435,200円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	51,840円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	70,200円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	19,440円
	計	822,030円

報告書受理年月日	平成26年12月29日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第1区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 25,554,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	町田 明 広	候補者届出 政党又は 所属党派	日本共産党	平成26年11月14日から 期間 平成27年 1月 4日まで 第2回分
出納責任者氏名	田 村 守			

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費	円
		円	家屋費	0
日本共産党新潟地区委員会		94,474	選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	86,914
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	7,560
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		94,474	今回計	94,474
前回計		783,867	前回計	1,605,897
総 計		878,341	総 計	1,700,371

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	245,350円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	435,200円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	51,840円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	70,200円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	19,440円
	計	822,030円

報告書受理年月日	平成27年 1月19日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第2区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 25,876,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	五位野和夫	候補者届出 政党又は 所属党派	日本共産党	平成26年11月20日から 期間
出納責任者氏名	植木 正直			平成26年12月13日まで 第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額) 円		円
日本共産党新潟県委員会		1,733,015	人件費	1,210,000
佐藤 静恵	無職	180,000	家屋費	30,000
樋口 信子	会社員	30,000	選挙事務所費	30,000
内藤 利成	自営業	130,000	集合会場費	0
広川 浩一	無職	70,000	通信費	40,820
植木 正直	団体職員	65,000	交通費	0
			印刷費	1,073,566
			広告費	350,600
			文具費	15,895
			食糧費	59,422
			休泊費	119,784
			雑 費	42,928
その他の寄附	68件	735,000		
その他の収入		0		
今回計		2,943,015	今回計	2,943,015
前回計		0	前回計	0
総 計		2,943,015	総 計	2,943,015

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成26年12月29日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第2区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 25,876,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	細田 健一	候補者届出 政党又は 所属党派	自由民主党	平成26年11月13日から 期間
出納責任者氏名	三宮 秋男			平成26年12月16日まで 第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額) 円		円
自由民主党本部		10,000,000	人件費	1,225,000
日販協政治連盟		50,000	家屋費	1,944,747
新潟県薬剤師連盟		100,000	選挙事務所費	1,924,747
新潟県精神病院協会		100,000	集合会場費	20,000
新潟県社会保険労務士政治連盟		30,000	通信費	1,025,220
新潟県税理士政治連盟		200,000	交通費	210,511
新潟県歯科医師連盟		300,000	印刷費	891,240
日本商工連盟		100,000	広告費	589,277
新潟県生活衛生同業組合連合会		30,000	文具費	0
21世紀政策研究会		500,000	食糧費	199,897
新潟県医師連盟		500,000	休泊費	282,648
その他の寄附	0件	0	雑 費	14,374
その他の収入		0		
今回計		11,910,000	今回計	6,382,914
前回計		0	前回計	0
総 計		11,910,000	総 計	6,382,914

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	257,040円
	ビラの作成	211,680円
	ポスターの作成	402,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	194,400円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	1,065,120円

報告書受理年月日	平成26年12月26日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第2区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 25,876,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	細田 健一	候補者届出 政党又は 所属党派	自由民主党	平成26年11月13日から 期間
出納責任者氏名	三宮 秋男			平成26年12月17日まで 第2回分

収 入		支 出		円
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費 家屋費 選挙事務所費 集会会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑 費	0 441,097 441,097 0 0 0 0 111,240 92,831 0 241,474 134,590
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	1,021,232
前回計		11,910,000	前回計	6,382,914
総 計		11,910,000	総 計	7,404,146

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	257,040円
	ビラの作成	211,680円
	ポスターの作成	402,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	194,400円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	1,065,120円

報告書受理年月日	平成27年 1月 5日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第2区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 25,876,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	鷲尾 英一郎	候補者届出 政党又は 所属党派	民主 党	平成26年11月21日から 期間
出納責任者氏名	酒井 啓吉			平成26年12月19日まで 第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額) 円		円
民主党		5,000,000	人件費	451,250
民主党新潟県第2区総支部		5,000,000	家屋費	546,296
日本弁護士政治連盟新潟県支部		50,000	選挙事務所費	511,116
増田 宏一 公認会計士		100,000	集合会場費	35,180
			通信費	1,480
			交通費	489,650
			印刷費	2,017,700
			広告費	3,586,633
			文具費	38,369
			食糧費	182,222
			休泊費	428,836
			雑 費	154,087
その他の寄附	5件	65,000		
その他の収入		0		
今回計		10,215,000	今回計	7,896,523
前回計		0	前回計	0
総 計		10,215,000	総 計	7,896,523

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	256,900円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,174,464円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	208,224円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	194,400円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	189,000円
	計	2,485,688円

報告書受理年月日	平成26年12月29日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第2区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 25,876,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	鷲尾 英一郎	候補者届出 政党又は 所属党派	民主 党	平成26年11月21日から 期間
出納責任者氏名	酒井 啓吉			平成27年 1月18日まで 第2回分

収 入		支 出		円
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費 家屋費 選挙事務所費 集会会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑 費	0 200,000 200,000 0 167,095 0 0 0 0 0 0 0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	367,095
前回計		10,215,000	前回計	7,896,523
総 計		10,215,000	総 計	8,263,618

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	256,900円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,174,464円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	208,224円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	194,400円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	189,000円
	計	2,485,688円

報告書受理年月日	平成27年 2月 3日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第2区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 25,876,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	渡辺 英明	候補者届出 政党又は 所属党派	社会民主党	平成26年11月25日から 期間 平成26年12月25日まで 第1回分
出納責任者氏名	田 上 敦			

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額) 円		円
社民党新潟県連合		3,050,000	人件費	1,560,000
社民党北信越ブロック協議会		2,524,000	家屋費	154,000
樋口 由美子	無職	120,000	選挙事務所費	154,000
本間 伸子	無職	120,000	集会会場費	0
五十田 裕子	団体職員	120,000	通信費	66,557
江部 吉一	無職	120,000	交通費	90,319
鈴木 良子	無職	120,000	印刷費	1,680,480
山崎 京子	無職	120,000	広告費	486,000
阿部 浩二	無職	120,000	文具費	22,881
田辺 高行	無職	120,000	食糧費	117,772
渡辺 福太郎	無職	120,000	休泊費	0
笠原 合子	無職	120,000	雑 費	47,196
斉藤 欣也	無職	120,000		
石野 公久	無職	120,000		
松島 信生	無職	120,000		
全日本分権自治フォーラム		50,000		
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		7,184,000	今回計	4,225,205
前回計		0	前回計	0
総 計		7,184,000	総 計	4,225,205

支出のうち公 費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成26年12月26日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第3区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,818,400 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	伊藤 誠	候補者届出 政党又は 所属党派	日本共産党	平成26年11月16日から 期間
出納責任者氏名	広川 賢			平成26年12月19日まで 第1回分

収 入		支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	円
日本共産党下越地区委員会		1,490,000	人件費 0 家屋費 90,000 選挙事務所費 90,000 集会会場費 0 通信費 0 交通費 720 印刷費 25,920 広告費 13,791 文具費 0 食糧費 0 休泊費 24,208 雑 費 9,373
その他の寄附	0件	0	
その他の収入		0	
今回計		1,490,000	今回計 164,012
前回計		0	前回計 0
総 計		1,490,000	総 計 164,012

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成26年12月29日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第3区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,818,400 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	伊藤 誠	候補者届出 政党又は 所属党派	日本共産党	平成26年11月16日から 期間
出納責任者氏名	広川 賢			平成27年 1月 7日まで 第2回分

収 入		支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	円
		円	人件費 0
			家屋費 0
			選挙事務所費 0
			集合会場費 0
			通信費 0
			交通費 0
			印刷費 1,082,537
			広告費 155,190
			文具費 0
			食糧費 0
			休泊費 0
			雑 費 1,404
その他の寄附	0件	0	
その他の収入		0	
今回計		0	今回計 1,239,131
前回計		1,490,000	前回計 164,012
総 計		1,490,000	総 計 1,403,143

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成27年 1月14日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第3区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,818,400 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	黒岩 宇洋	候補者届出 政党又は 所属党派	民主 党	平成26年11月17日から 期間
出納責任者氏名	織 部 成			平成26年12月24日まで 第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費	270,000 円
		円	家屋費	845,230
民主党		5,000,000	選挙事務所費	845,230
民主党新潟県第3区総支部		637,266	集会会場費	0
			通信費	456,081
			交通費	0
			印刷費	1,922,760
			広告費	1,898,774
			文具費	22,636
			食糧費	26,670
			休泊費	0
			雑 費	29,558
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		5,637,266	今回計	5,471,709
前回計		0	前回計	0
総 計		5,637,266	総 計	5,471,709

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	716,800円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	159,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	201,600円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	105,810円
	計	1,908,410円

報告書受理年月日	平成26年12月27日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第3区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,818,400 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	黒岩 宇洋	候補者届出 政党又は 所属党派	民主 党	平成26年11月17日から 期間
出納責任者氏名	織 部 成			平成27年 1月30日まで 第2回分

収 入		支 出		円
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費 家屋費 選挙事務所費 集会会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑 費	0 0 0 0 165,557 0 0 0 0 0 0 0 0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	165,557
前回計		5,637,266	前回計	5,471,709
総 計		5,637,266	総 計	5,637,266

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	716,800円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	159,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	201,600円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	105,810円
	計	1,908,410円

報告書受理年月日	平成27年 2月20日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第3区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,818,400 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	齋藤 洋明	候補者届出 政党又は 所属党派	自由民主党	平成26年11月21日から 期間
出納責任者氏名	佐藤 浩			平成26年12月13日まで 第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額) 円		円
			人件費	2,982,400
			家屋費	88,526
			選挙事務所費	82,726
自由民主党新潟県第三選挙区支部		5,000,000	集合会場費	5,800
自由民主党静岡県第七選挙区支部		100,000	通信費	82,784
新潟県薬剤師連盟		100,000	交通費	140,649
新潟県税理士政治連盟		200,000	印刷費	1,198,500
笹川康夫 自営業		200,000	広告費	122,860
新潟県社会保険労務士政治連盟		30,000	文具費	6,353
新潟県歯科医師連盟		100,000	食糧費	254,607
日販協政治連盟		50,000	休泊費	180,860
新潟県衛生団体政治連盟		30,000	雑 費	626,326
五泉市東蒲原郡医師連盟		100,000		
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		5,910,000	今回計	5,683,865
前回計		0	前回計	0
総 計		5,910,000	総 計	5,683,865

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	1,198,500円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	90,720円
	計	1,289,220円

報告書受理年月日	平成26年12月29日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第3区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,818,400 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	齋藤 洋明	候補者届出 政党又は 所属党派	自由民主党	平成26年11月21日から 期間
出納責任者氏名	佐藤 浩			平成27年 1月27日まで 第2回分

収 入		支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	円
		人件費	0
		家屋費	256,522
		選挙事務所費	130,262
		集合会場費	126,260
		通信費	181,585
		交通費	146,880
		印刷費	325,500
		広告費	499,952
		文具費	59,246
		食糧費	11,520
		休泊費	0
		雑 費	190,457
その他の寄附	0件	0	
その他の収入		0	
今回計		0	今回計 1,671,662
前回計		5,910,000	前回計 5,683,865
総 計		5,910,000	総 計 7,355,527

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,000円
	ポスターの作成	1,198,500円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	106,776円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	90,720円
	計	2,322,688円

報告書受理年月日	平成27年 2月23日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第4区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,845,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	飯田 真紀子	候補者届出 政党又は 所属党派	民主 党	平成26年11月22日から 期間
出納責任者氏名	後藤 恭子			平成26年12月13日まで 第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	円	円
			人件費	630,000
			家屋費	399,116
			選挙事務所費	346,116
民主党新潟県第4区総支部		10,075,000	集合会場費	53,000
小島晋後援会		100,000	通信費	1,175,464
日本弁護士政治連盟		50,000	交通費	458,209
部落解放同盟中央本部		100,000	印刷費	1,892,044
新潟県税理士政治連盟		50,000	広告費	1,962,555
			文具費	508,365
			食糧費	157,189
			休泊費	253,953
			雑 費	67,798
その他の寄附	3件	60,000		
その他の収入		0		
今回計		10,435,000	今回計	7,504,693
前回計		0	前回計	0
総 計		10,435,000	総 計	7,504,693

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,166,844円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,447,505円

報告書受理年月日	平成26年12月29日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第4区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,845,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	飯田 真紀子	候補者届出 政党又は 所属党派	民 主 党	平成26年11月22日から 期間
出納責任者氏名	後 藤 恭 子			平成27年 1月27日まで 第2回分

収 入		支 出		円
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	243,391
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	243,391
前回計		10,435,000	前回計	7,504,693
総 計		10,435,000	総 計	7,748,084

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,166,844円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,447,505円

報告書受理年月日	平成27年 2月 2日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第4区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,845,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	金子 恵美	候補者届出 政党又は 所属党派	自由民主党	平成26年11月15日から 期間
出納責任者氏名	中山 セツ子			平成26年12月24日まで 第1回分

収 入		支 出		円
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費	1,225,000
			家屋費	1,199,065
			選挙事務所費	980,489
自由民主党新潟県第四選挙区支部		10,000,000	集会会場費	218,576
			通信費	285,527
			交通費	374,851
			印刷費	2,040,424
			広告費	1,704,145
			文具費	210,644
			食糧費	289,097
			休泊費	115,600
			雑 費	561,564
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		10,000,000	今回計	8,005,917
前回計		0	前回計	0
総 計		10,000,000	総 計	8,005,917

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,000円
	ポスターの作成	1,166,844円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,446,805円

報告書受理年月日	平成26年12月29日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第4区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,845,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	金子 恵美	候補者届出 政党又は 所属党派	自由民主党	平成26年11月15日から 期間
出納責任者氏名	中山 セツ子			平成27年 1月23日まで 第2回分

収 入		支 出		円
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費	0
			家屋費	185,533
			選挙事務所費	185,533
			集合会場費	0
			通信費	58,376
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	243,909
前回計		10,000,000	前回計	8,005,917
総 計		10,000,000	総 計	8,249,826

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,000円
	ポスターの作成	1,166,844円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,446,805円

報告書受理年月日	平成27年 1月26日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第4区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,845,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	西 沢 博	候補者届出 政党又は 所属党派	日本共産党	平成26年11月25日から 期間
出納責任者氏名	坂 井 建 一			平成26年12月17日まで 第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費	40,000 円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
日本共産党新潟県委員会		870,000 円	集会会場費	0
			通信費	205
			交通費	50,440
			印刷費	0
			広告費	100,000
			文具費	6,133
			食糧費	106,779
			休泊費	142,480
			雑 費	19,838
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		870,000	今回計	465,875
前回計		0	前回計	0
総 計		870,000	総 計	465,875

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成26年12月29日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第4区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,845,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	西 沢 博	候補者届出 政党又は 所属党派	日本共産党	平成26年11月25日から 期間
出納責任者氏名	坂 井 建 一			平成26年12月24日まで 第2回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費	円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
日本共産党新潟県委員会		368,775	集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	772,900
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		368,775	今回計	772,900
前回計		870,000	前回計	465,875
総 計		1,238,775	総 計	1,238,775

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成27年 1月14日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第5区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,300,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	長島 忠美	候補者届出 政党又は 所属党派	自由民主党	平成26年11月21日から 期間
出納責任者氏名	長島 美和子			平成26年12月13日まで 第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)		円
自由民主党新潟県第五選挙区支部		5,000,000	人件費	1,197,000
			家屋費	1,507,351
			選挙事務所費	1,496,351
			集会会場費	11,000
			通信費	9,840
			交通費	207,546
			印刷費	1,720,932
			広告費	843,710
			文具費	367,671
			食糧費	63,396
			休泊費	0
			雑 費	99,227
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		5,000,000	今回計	6,016,673
前回計		0	前回計	0
総 計		5,000,000	総 計	6,016,673

	項 目	金 額
支出のうち公 費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	206,500円
	ビラの作成	350,000円
	ポスターの作成	1,164,432円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	86,400円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	197,640円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	140,400円
	計	2,145,372円

報告書受理年月日	平成26年12月26日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第5区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,300,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	長島 忠美	候補者届出 政党又は 所属党派	自由民主党	平成26年11月21日から 期間
出納責任者氏名	長島 美和子			平成27年 2月 3日まで 第2回分

収 入		支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	円
		円	人件費 0
			家屋費 0
			選挙事務所費 0
			集合会場費 0
			通信費 53,296
			交通費 0
			印刷費 0
			広告費 0
			文具費 0
			食糧費 0
			休泊費 0
			雑 費 0
その他の寄附	0件	0	
その他の収入		0	
今回計		0	今回計 53,296
前回計		5,000,000	前回計 6,016,673
総 計		5,000,000	総 計 6,069,969

	項 目	金 額
支出のうち公 費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	206,500円
	ビラの作成	350,000円
	ポスターの作成	1,164,432円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	86,400円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	197,640円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	140,400円
	計	2,145,372円

報告書受理年月日	平成27年 2月17日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第5区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,300,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	服部 耕一	候補者届出 政党又は 所属党派	日本共産党	平成26年11月22日から 期間
出納責任者氏名	穴戸 末雄			平成26年12月12日まで 第1回分

収入		支出		円
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職業)	(寄附額)	人件費	485,000
			家屋費	216,000
			選挙事務所費	210,000
日本共産党中越地区委員会		1,210,000	集合会場費	6,000
今井 幸三	無職	120,000	通信費	885
			交通費	14,390
			印刷費	0
			広告費	16,200
			文具費	0
			食糧費	188,743
			休泊費	81,140
			雑費	3,386
その他の寄附	22件	245,000		
その他の収入		0		
今回計		1,575,000	今回計	1,005,744
前回計		0	前回計	0
総計		1,575,000	総計	1,005,744

	項目	金額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成26年12月29日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第5区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,300,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	服部 耕一	候補者届出 政党又は 所属党派	日本共産党	平成26年11月22日から 期間
出納責任者氏名	宍戸 末雄			平成27年 1月23日まで 第2回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費	円
		円	家屋費	0
日本共産党中越地区委員会		316,857	選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	20,413
			交通費	0
			印刷費	736,100
			広告費	129,600
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		316,857	今回計	886,113
前回計		1,575,000	前回計	1,005,744
総 計		1,891,857	総 計	1,891,857

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成27年 2月 2日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第5区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,300,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	森 裕 子	候補者届出 政党又は 所属党派	生活の党	平成26年11月21日から 期間
出納責任者氏名	廣 田 正 夫			平成26年12月15日まで 第1回分

収 入		支 出		円
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費	660,000
		円	家屋費	409,292
小沢一郎を支援する会		30,000	選挙事務所費	350,000
			集会会場費	59,292
			通信費	28,266
			交通費	199,296
			印刷費	1,536,500
			広告費	1,308,016
			文具費	64,722
			食糧費	242,997
			休泊費	204,250
			雑 費	305,658
その他の寄附	10件	85,000		
その他の収入		4,000,000		
今回計		4,115,000	今回計	4,958,997
前回計		0	前回計	0
総 計		4,115,000	総 計	4,958,997

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,000円
	ポスターの作成	812,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,020円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	201,600円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	192,675円
	計	2,090,795円

報告書受理年月日	平成26年12月29日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第6区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 25,624,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	梅 谷 守	候補者届出 政党又は 所属党派	民 主 党	平成26年11月21日から 期間
出納責任者氏名	梅 谷 弥 乃			平成26年12月13日まで 第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費	789,600
		円	家屋費	322,714
民主党		5,000,000	選挙事務所費	259,030
			集会会場費	63,684
			通信費	400
			交通費	24,404
			印刷費	1,702,740
			広告費	1,952,678
			文具費	0
			食糧費	88,420
			休泊費	31,730
			雑 費	28,678
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		5,000,000	今回計	4,941,364
前回計		0	前回計	0
総 計		5,000,000	総 計	4,941,364

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,000円
	ポスターの作成	948,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	320,328円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,388,125円

報告書受理年月日	平成26年12月29日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第6区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 25,624,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	梅谷 守	候補者届出 政党又は 所属党派	民主党	平成26年11月21日から 期間
出納責任者氏名	梅谷 弥乃			平成27年 1月18日まで 第2回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	円	円
			人件費	95,360
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	235,281
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	15,768
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	346,409
前回計		5,000,000	前回計	4,941,364
総 計		5,000,000	総 計	5,287,773

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,000円
	ポスターの作成	948,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	320,328円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,388,125円

報告書受理年月日	平成27年 3月 6日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第6区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 25,624,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	高 鳥 修 一	候補者届出 政党又は 所属党派	自由民主党	平成26年11月16日から 期間
出納責任者氏名	沖 川 寿 美 枝			平成26年12月13日まで 第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費	2,375,590
		円	家屋費	1,360,615
自由民主党新潟県第六選挙区支部		7,000,000	選挙事務所費	1,269,805
			集会会場費	90,810
			通信費	653,859
			交通費	243,975
			印刷費	2,396,000
			広告費	1,561,802
			文具費	393,580
			食糧費	396,693
			休泊費	145,400
			雑 費	146,028
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		4,000,000		
今回計		11,000,000	今回計	9,673,542
前回計		0	前回計	0
総 計		11,000,000	総 計	9,673,542

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,230,978円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	320,328円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,671,803円

報告書受理年月日	平成26年12月29日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第6区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 25,624,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	高鳥 修一	候補者届出 政党又は 所属党派	自由民主党	平成26年11月16日から 期間
出納責任者氏名	沖川 寿美枝			平成27年 1月27日まで 第2回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費	0
		円	家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	167,122
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	4,720
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	171,842
前回計		11,000,000	前回計	9,673,542
総 計		11,000,000	総 計	9,845,384

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,230,978円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	320,328円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,671,803円

報告書受理年月日	平成27年 2月 9日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
(新潟県第6区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 25,624,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	高橋 ミキ子	候補者届出 政党又は 所属党派	日本共産党	平成26年11月10日から 期間
出納責任者氏名	杉本 敏宏			平成26年12月14日まで 第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)		円
日本共産党上越地区委員会		1,076,761	人件費	280,000
			家屋費	29,549
			選挙事務所費	29,549
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	35,071
			印刷費	634,980
			広告費	0
			文具費	13,179
			食糧費	40,087
			休泊費	36,650
			雑 費	7,245
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		1,076,761	今回計	1,076,761
前回計		0	前回計	0
総 計		1,076,761	総 計	1,076,761

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成26年12月26日	第1回報告分
----------	-------------	--------

人事委員会規則

一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成27年 3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1751号

一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則を廃止する規則

一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則（規則第6-1671号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

平成27年4月1日における号給の切替えに関する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1752号

平成27年4月1日における号給の切替えに関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号）附則第21項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）別表第1行政職給料表及び市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）別表第3行政職給料表（次条において「行政職給料表」という。）並びに一般職員給与条例別表第2公安職給料表（次条において「公安職給料表」という。）の適用を受ける職員の、平成27年4月1日（以下「切替日」という。）における号給の切替えに関し必要な事項を定めるものとする。

(切替日における号給の切替え)

第2条 切替日において55歳以上の職員（昭和35年4月1日以前に生まれた職員をいう。）のうち、切替日において行政職給料表5級85号給若しくは6級77号給又は公安職給料表6級85号給若しくは7級77号給を受けていた期間が24月以上となる職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして次条に定める職員の切替日における号給は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の2号給上位の号給とする。

(権衡上切替えの対象となる職員)

第3条 前条の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして次条に定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以前（平成18年4月1日から切替日までの間に限る。以下同じ。）に給料表の適用を異にする異動をした職員であって、当該異動後の給料表を従前から適用されていたものとみなした場合に前条に規定する職員に該当することとなる職員
- (2) 切替日以前に国家公務員、一般職員給与条例若しくは市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員以外の地方公務員、公庫、公団若しくは事業団の名称を用いている法人に勤務している者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「国又は他の地方公務員等」という。）から人事交流等により引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となった者であって、国又は他の地方公務員等としての在職を一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員としての在職とみなした場合に前条に規定する職員に該当することとなる職員
- (3) 委員会の承認を得てその号給を決定された職員であって、当該号給を決定する際の計算によって、前条に規定する職員に該当することとなる職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ委員会の承認を得て定める職員

(この規則により難い場合の措置)

第4条 特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号）に基づき、平成26年改正条例附則第5項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける特定任期付職員の給料月額の切替えに関する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1753号

平成26年改正条例附則第5項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける特定任期付職員の給料月額の切替えに関する規則

（任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額の切替え）

平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年条例第55号）第7条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、その者の切替日の前日における給料月額（以下「旧給料月額」という。）に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧 給 料 月 額	新 給 料 月 額
円	円
961,988	948,000
1,084,711	1,068,000
1,198,000	1,174,000

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号）に基づき、平成26年改正条例附則第7項、第8項及び第9項の規定による給料に関する規則を次のように定める。

平成27年 3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1754号

平成26年改正条例附則第7項、第8項及び第9項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第7項、第8項及び第9項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成26年改正条例附則第7項の人事委員会規則で定める職員)

第2条 平成26年改正条例附則第7項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）以降に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第6-45号。以下「初任給規則」という。）別表第11から別表第18の2に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第1項第1号において同じ。）をした職員
- (2) 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第1項第2号において同じ。）をした職員
- (3) 切替日前に次に掲げる期間（この号及び次条第1項第3号において「休職等期間」という。）がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（初任給規則第31条の2、職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）第8条、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年条例第3号）第10条又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年条例第67号）第10条の規定による号給の調整をいう。次条第1項第3号において同じ。）をされたもの
 - ア 法第28条第2項の規定により休職にされていた期間
 - イ 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第2号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
 - エ 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間
 - オ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第12条及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第11条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間
 - カ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第83号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
 - キ 教育特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をしていた期間
 - ク 法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間
 - ケ 法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間
 - コ 一般職員勤務時間条例第20条第1項及び市町村立学校職員勤務時間条例第19条第1項の規定による休業の承認を受けていた期間
- (4) 切替日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。次条第1項第4号において同じ。）を開始し、又は終了した職員
- (5) 切替日以降に再任用職員異動（法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う一般職員勤務時間条例第3条及び市町村立学校職員勤務時間条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職務への異動をいう。次条第1項第5号において同じ。）をした職員
- (6) 切替日以降に委員会の承認を得てその号給を決定された職員（委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。）（平成26年改正条例附則第8項の規定による給料の支給）

第3条 切替日の前日から引き続き一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）又は市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しない

こととなるものには、その差額に相当する額を、平成26年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
 - (2) 降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格した日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額
 - (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
 - (4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 育児短時間勤務等をしている職員 平成26年改正条例第4条の規定による改正前の一般職員給与条例（次号において「改正前の一般職員給与条例」という。）別表第1から別表第6までの給料表、平成26年改正条例第8条の規定による改正前の市町村立学校職員給与条例（次号において「改正前の市町村立学校職員給与条例」という。）別表第1から別表第3までの給料表、平成26年改正条例第11条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項若しくは第2項の給料表又は平成26年改正条例第13条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（同日に任期付研究員条例第5条第4項又は任期付職員条例第7条第3項の規定の適用を受けていた職員にあっては、同日にその者が受けていたこれらの規定による給料月額。イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、一般職員勤務時間条例第3条第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。）切替前給料表による給料月額
 - (5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職務を占める職員 改正前の一般職員給与条例別表第1から別表第6までの給料表又は改正前の市町村立学校職員給与条例別表第1から別表第3までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）
 - イ 当該再任用職員異動後において法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職務を占める職員 切替前の再任用給料月額に、一般職員勤務時間条例第3条第3項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - (6) 委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は委員会の定めるこれに準ずる場合 委員会の定める額
- 2 切替日の前日から引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成26年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

（平成26年改正条例附則第9項の規定による給料の支給）

第4条 人事交流等職員（切替日以降に、一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受けない地方公務員、国家公務員その他委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となった者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（委員会の定める職員にあっては、委員会の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であって、切替日以降に平成26年改正条例附則第7項、第8項及び第9項の規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。）には、その差額に相当する額を、平成26年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成26年改正条例附則第8項の規定による給料の額に相当する額を、平成26年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。
(端数計算)

第5条 平成26年改正条例附則第7項、第8項及び第9項の規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

第6条 平成26年改正条例附則第7項、第8項及び第9項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1755号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第6-45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後										改 正 前											
別表第18の3 昇格時号給対応表										別表第18の3 昇格時号給対応表											
イ 行政職給料表昇格時号給対応表										イ 行政職給料表昇格時号給対応表											
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給									(略)	昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給									(略)
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級			2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1		
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1		
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1		
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1		
(略)										(略)											
32	1	16	16	24	24	20	20	13			32	1	16	16	24	24	20	20	13		
33	1	17	17	25	25	21	21	<u>13</u>			33	1	17	17	25	25	21	21	<u>14</u>		
34	2	18	18	26	26	21	22	14			34	2	18	18	26	26	21	22	14		
35	3	19	19	27	27	22	23	14			35	3	19	19	27	27	22	23	14		
36	4	20	20	28	28	22	24	14			36	4	20	20	28	28	22	24	14		
37	5	21	21	29	29	23	25	<u>14</u>			37	5	21	21	29	29	23	25	<u>15</u>		
38	6	22	22	30	30	23	25	<u>14</u>			38	6	22	22	30	30	23	25	<u>15</u>		
39	7	23	23	31	31	24	26	15			39	7	23	23	31	31	24	26	15		
40	8	24	24	32	32	24	26	15			40	8	24	24	32	32	24	26	15		
41	9	25	25	33	33	25	27	<u>15</u>			41	9	25	25	33	33	25	27	<u>16</u>		
42	10	26	26	34	34	25	27	<u>15</u>			42	10	26	26	34	34	25	27	<u>16</u>		
43	11	27	27	35	35	26	28	<u>15</u>			43	11	27	27	35	35	26	28	<u>16</u>		
44	12	28	28	36	36	26	28	16			44	12	28	28	36	36	26	28	16		
45	13	29	29	37	37	27	28	<u>16</u>			45	13	29	29	37	37	27	29	<u>17</u>		
46	14	30	30	38	38	27	<u>28</u>				46	14	30	30	38	38	27	<u>29</u>			
47	15	31	31	39	39	28	<u>28</u>				47	15	31	31	39	39	28	<u>30</u>			
48	16	32	32	40	40	28	<u>29</u>				48	16	32	32	40	40	28	<u>30</u>			
49	17	33	33	41	41	29	<u>29</u>				49	17	33	33	41	41	29	<u>31</u>			
50	18	34	34	42	41	29	<u>29</u>				50	18	34	34	42	41	29	<u>31</u>			
51	19	35	35	43	42	29	<u>29</u>				51	19	35	35	43	42	29	<u>32</u>			
52	20	36	36	44	42	<u>29</u>	<u>29</u>				52	20	36	36	44	42	<u>30</u>	<u>32</u>			
53	21	37	37	45	43	30	<u>30</u>				53	21	37	37	45	43	30	<u>33</u>			
54	22	38	38	46	43	30	<u>30</u>				54	22	38	38	46	43	30	<u>33</u>			
55	23	39	39	47	44	<u>30</u>	<u>30</u>				55	23	39	39	47	44	<u>31</u>	<u>34</u>			
56	24	40	40	48	44	<u>30</u>	<u>30</u>				56	24	40	40	48	44	<u>31</u>	<u>34</u>			
57	25	41	41	49	45	31	<u>30</u>				57	25	41	41	49	45	31	<u>35</u>			
58	25	41	42	50	45	<u>31</u>	<u>31</u>				58	25	41	42	50	45	<u>32</u>	<u>35</u>			
59	26	42	43	51	46	<u>31</u>	<u>31</u>				59	26	42	43	51	46	<u>32</u>	<u>36</u>			
60	26	42	44	52	46	<u>31</u>	<u>31</u>				60	26	42	44	52	46	<u>32</u>	<u>36</u>			
61	27	43	45	53	47	<u>31</u>	<u>31</u>				61	27	43	45	53	47	<u>33</u>	<u>37</u>			
62	27	43	45	54	47	<u>31</u>					62	27	43	45	54	47	<u>33</u>				
63	28	44	45	55	48	<u>31</u>					63	28	44	45	55	48	<u>34</u>				
64	28	44	46	56	48	<u>31</u>					64	28	44	46	56	48	<u>34</u>				
65	29	45	46	57	49	<u>31</u>					65	29	45	46	57	49	<u>35</u>				
66	29	45	46	58	49	<u>31</u>					66	29	45	46	58	49	<u>35</u>				
67	30	46	47	59	50	<u>31</u>					67	30	46	47	59	50	<u>36</u>				
68	30	46	47	60	50	<u>32</u>					68	30	46	47	60	50	<u>36</u>				
69	31	47	47	61	<u>50</u>	<u>32</u>					69	31	47	47	61	<u>51</u>	<u>37</u>				
70	31	47	48	62	<u>50</u>	<u>32</u>					70	31	47	48	62	<u>51</u>	<u>37</u>				
71	32	48	48	63	<u>50</u>	<u>32</u>					71	32	48	48	63	<u>52</u>	<u>38</u>				
72	32	48	48	64	<u>50</u>	<u>32</u>					72	32	48	48	64	<u>52</u>	<u>38</u>				
73	33	49	49	65	<u>50</u>	<u>32</u>					73	33	49	49	65	<u>53</u>	<u>39</u>				
74	33	49	49	66	<u>50</u>	<u>32</u>					74	33	49	49	66	<u>54</u>	<u>39</u>				
75	<u>34</u>	49	49	67	<u>50</u>	<u>32</u>					75	<u>33</u>	49	49	67	<u>55</u>	<u>40</u>				
76	34	49	50	68	<u>50</u>	<u>32</u>					76	34	49	50	68	<u>56</u>	<u>40</u>				

77	<u>35</u>	50	50	<u>68</u>	<u>51</u>	<u>32</u>		
78	<u>35</u>	50	50	<u>68</u>	<u>51</u>	<u>32</u>		
79	<u>36</u>	50	51	<u>68</u>	<u>51</u>	<u>32</u>		
80	<u>36</u>	50	51	<u>68</u>	<u>51</u>	<u>32</u>		
81	<u>37</u>	51	51	<u>69</u>	<u>51</u>	<u>33</u>		
82	<u>38</u>	51	52	<u>69</u>	<u>51</u>	<u>33</u>		
83	<u>39</u>	51	52	<u>69</u>	<u>51</u>	<u>34</u>		
84	<u>40</u>	51	52	<u>69</u>	<u>51</u>	<u>34</u>		
85	<u>41</u>	52	53	<u>69</u>	<u>51</u>	<u>35</u>		
86	<u>41</u>	52	53	<u>70</u>	<u>51</u>			
87	<u>42</u>	52	53	<u>70</u>	<u>51</u>			
88	<u>42</u>	52	53	<u>70</u>	<u>51</u>			
89	<u>43</u>	53	54	<u>71</u>	<u>52</u>			
90	<u>43</u>	53	54	<u>72</u>	<u>52</u>			
91	<u>44</u>	53	54	<u>73</u>	<u>52</u>			
92	<u>44</u>	53	54	<u>74</u>	<u>52</u>			
93	<u>45</u>	53	55	<u>75</u>	<u>53</u>			
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	<u>55</u>					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	<u>56</u>					
102		55	<u>56</u>					
103		55	<u>57</u>					
104		56	<u>57</u>					
105		56	<u>57</u>					
106		56	<u>57</u>					
107		56	<u>57</u>					
108		56	<u>58</u>					
109		<u>56</u>	<u>58</u>					
110		57	<u>58</u>					
111		57	<u>58</u>					
112		57	<u>58</u>					
113		<u>57</u>	<u>59</u>					
114		<u>57</u>						
115		<u>57</u>						
116		58						
117		<u>58</u>						
118		<u>58</u>						
119		<u>58</u>						
120		<u>58</u>						
121		<u>58</u>						
122		<u>59</u>						
123		<u>59</u>						
124		<u>59</u>						
125		<u>59</u>						

(略)

77	<u>34</u>	50	50	<u>69</u>	<u>57</u>	<u>41</u>		
78	<u>34</u>	50	50	<u>70</u>	<u>58</u>			
79	<u>35</u>	50	51	<u>71</u>	<u>59</u>			
80	<u>35</u>	50	51	<u>72</u>	<u>60</u>			
81	<u>35</u>	51	51	<u>73</u>	<u>61</u>			
82	<u>36</u>	51	52	<u>74</u>	<u>62</u>			
83	<u>36</u>	51	52	<u>75</u>	<u>63</u>			
84	<u>36</u>	51	52	<u>76</u>	<u>64</u>			
85	<u>37</u>	52	53	<u>77</u>	<u>65</u>			
86	<u>37</u>	52	53	<u>78</u>				
87	<u>38</u>	52	53	<u>79</u>				
88	<u>38</u>	52	53	<u>80</u>				
89	<u>39</u>	53	54	<u>81</u>				
90	<u>39</u>	53	54	<u>82</u>				
91	<u>40</u>	53	54	<u>83</u>				
92	<u>40</u>	53	54	<u>84</u>				
93	<u>41</u>	53	55	<u>85</u>				
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	<u>56</u>					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	<u>57</u>					
102		55	<u>57</u>					
103		55	<u>58</u>					
104		56	<u>58</u>					
105		56	<u>59</u>					
106		56	<u>59</u>					
107		56	<u>60</u>					
108		56	<u>60</u>					
109		<u>57</u>	<u>61</u>					
110		57	<u>61</u>					
111		57	<u>62</u>					
112		57	<u>62</u>					
113		<u>58</u>	<u>63</u>					
114		<u>58</u>						
115		<u>58</u>						
116		58						
117		<u>59</u>						
118		<u>59</u>						
119		<u>59</u>						
120		<u>59</u>						
121		<u>60</u>						
122		<u>60</u>						
123		<u>60</u>						
124		<u>60</u>						
125		<u>61</u>						

(略)

ロ 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1		1	1	1	1	1	1	1
2	(略)	1	1	1	1	1	1	1
3		1	1	1	1	1	1	1
4		1	1	1	1	1	1	1
(略)								
46		34	30	22	38	38	34	30
47		35	31	23	39	39	35	<u>30</u>
48		36	32	24	40	40	36	<u>30</u>
49		37	33	25	41	41	37	<u>30</u>
50		38	34	26	42	42	38	<u>31</u>
51	(略)	39	35	27	43	43	39	<u>31</u>
52		40	36	28	44	44	40	<u>31</u>
53		41	37	29	45	45	41	<u>31</u>
54		42	38	30	46	46	<u>41</u>	<u>31</u>
55		43	39	31	47	47	<u>42</u>	<u>31</u>
56		44	40	32	48	48	<u>42</u>	<u>32</u>

ロ 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1		1	1	1	1	1	1	1
2	(略)	1	1	1	1	1	1	1
3		1	1	1	1	1	1	1
4		1	1	1	1	1	1	1
(略)								
46		34	30	22	38	38	34	30
47		35	31	23	39	39	35	<u>31</u>
48		36	32	24	40	40	36	<u>31</u>
49		37	33	25	41	41	37	<u>31</u>
50		38	34	26	42	42	38	<u>32</u>
51	(略)	39	35	27	43	43	39	<u>32</u>
52		40	36	28	44	44	40	<u>32</u>
53		41	37	29	45	45	41	<u>33</u>
54		42	38	30	46	46	<u>42</u>	<u>33</u>
55		43	39	31	47	47	<u>43</u>	<u>34</u>
56		44	40	32	48	48	<u>44</u>	<u>34</u>

57	45	41	33	49	49	<u>43</u>	<u>32</u>	57	45	41	33	49	49	<u>45</u>	<u>35</u>
58	46	42	34	50	49	<u>43</u>	<u>32</u>	58	46	42	34	50	49	<u>46</u>	<u>35</u>
59	47	43	35	51	49	<u>44</u>	<u>32</u>	59	47	43	35	51	49	<u>47</u>	<u>36</u>
60	48	44	36	52	50	<u>44</u>	<u>32</u>	60	48	44	36	52	50	<u>48</u>	<u>36</u>
61	49	45	37	53	50	<u>44</u>	<u>32</u>	61	49	45	37	53	50	<u>49</u>	<u>37</u>
62	50	46	38	54	50	<u>44</u>		62	50	46	38	54	50	<u>50</u>	
63	51	47	39	55	51	<u>44</u>		63	51	47	39	55	51	<u>51</u>	
64	52	48	40	56	51	<u>44</u>		64	52	48	40	56	51	<u>52</u>	
65	53	49	41	57	51	<u>44</u>		65	53	49	41	57	51	<u>53</u>	
66	54	50	42	58	52	<u>44</u>		66	54	50	42	58	52	<u>53</u>	
67	55	51	43	59	52	<u>44</u>		67	55	51	43	59	52	<u>54</u>	
68	56	52	44	60	52	<u>44</u>		68	56	52	44	60	52	<u>54</u>	
69	57	53	45	61	<u>52</u>	<u>45</u>		69	57	53	45	61	<u>53</u>	<u>55</u>	
70	58	54	45	62	<u>52</u>	<u>45</u>		70	58	54	45	62	<u>54</u>	<u>55</u>	
71	59	55	46	63	<u>52</u>	<u>45</u>		71	59	55	46	63	<u>55</u>	<u>56</u>	
72	60	56	46	64	<u>52</u>	<u>45</u>		72	60	56	46	64	<u>56</u>	<u>56</u>	
73	61	57	47	65	<u>52</u>	<u>45</u>		73	61	57	47	65	<u>57</u>	<u>57</u>	
74	62	58	47	66	<u>52</u>	<u>45</u>		74	62	58	47	66	<u>58</u>	<u>58</u>	
75	63	59	48	67	<u>52</u>	<u>45</u>		75	63	59	48	67	<u>59</u>	<u>59</u>	
76	64	60	48	68	<u>53</u>	<u>45</u>		76	64	60	48	68	<u>60</u>	<u>60</u>	
77	65	61	49	<u>68</u>	<u>53</u>	<u>45</u>		77	65	61	49	<u>69</u>	<u>61</u>	<u>61</u>	
78	66	62	50	<u>68</u>	<u>53</u>	<u>45</u>		78	66	62	50	<u>70</u>	<u>62</u>		
79	67	63	51	<u>69</u>	<u>53</u>	<u>45</u>		79	67	63	51	<u>71</u>	<u>63</u>		
80	68	64	52	<u>70</u>	<u>53</u>	<u>46</u>		80	68	64	52	<u>72</u>	<u>64</u>		
81	69	65	53	<u>71</u>	<u>53</u>	<u>46</u>		81	69	65	53	<u>73</u>	<u>65</u>		
82	70	66	54	<u>72</u>	<u>53</u>	<u>46</u>		82	70	66	54	<u>74</u>	<u>65</u>		
83	71	67	55	<u>73</u>	<u>53</u>	<u>47</u>		83	71	67	55	<u>75</u>	<u>66</u>		
84	72	68	56	<u>74</u>	<u>53</u>	<u>47</u>		84	72	68	56	<u>76</u>	<u>66</u>		
85	73	69	57	<u>75</u>	<u>53</u>	<u>47</u>		85	73	69	57	<u>77</u>	<u>67</u>		
86	74	69	57	<u>76</u>	<u>53</u>			86	74	69	57	<u>78</u>			
87	75	70	58	<u>77</u>	<u>53</u>			87	75	70	58	<u>79</u>			
88	76	70	58	<u>78</u>	<u>54</u>			88	76	70	58	<u>80</u>			
89	77	71	59	<u>79</u>	<u>54</u>			89	77	71	59	<u>81</u>			
90	78	71	59	<u>80</u>	<u>54</u>			90	78	71	59	<u>82</u>			
91	79	72	60	<u>81</u>	<u>55</u>			91	79	72	60	<u>83</u>			
92	80	72	60	<u>82</u>	<u>55</u>			92	80	72	60	<u>84</u>			
93	81	73	61	<u>83</u>	<u>55</u>			93	81	73	61	<u>85</u>			
94	82	74	61					94	82	74	61				
95	83	75	61					95	83	75	61				
96	84	76	62					96	84	76	62				
97	85	77	62					97	85	77	62				
98	86	78	62					98	86	78	62				
99	87	79	63					99	87	79	63				
100	88	80	63					100	88	80	63				
101	89	81	63					101	89	81	63				
102	<u>89</u>	82	64					102	<u>90</u>	82	64				
103	<u>90</u>	83	64					103	<u>91</u>	83	64				
104	<u>90</u>	84	64					104	<u>92</u>	84	64				
105	<u>91</u>	85	65					105	<u>93</u>	85	65				
106	<u>91</u>	86	66					106	<u>93</u>	86	66				
107	<u>92</u>	87	67					107	<u>94</u>	87	67				
108	<u>92</u>	88	68					108	<u>94</u>	88	68				
109	<u>93</u>	89	<u>68</u>					109	<u>95</u>	89	<u>69</u>				
110	<u>94</u>	89	<u>68</u>					110	<u>95</u>	89	<u>70</u>				
111	<u>95</u>	90	<u>68</u>					111	<u>96</u>	90	<u>71</u>				
112	96	90	<u>68</u>					112	96	90	<u>72</u>				
113	97	91	<u>68</u>					113	97	91	<u>73</u>				
114	98	91	<u>68</u>					114	98	91	<u>73</u>				
115	99	92	<u>68</u>					115	99	92	<u>74</u>				
116	100	92	<u>68</u>					116	100	92	<u>74</u>				
117	101	93	<u>69</u>					117	101	93	<u>75</u>				
118	101	<u>93</u>	<u>69</u>					118	101	<u>94</u>	<u>75</u>				
119	101	<u>94</u>	<u>69</u>					119	101	<u>95</u>	<u>76</u>				
120	102	<u>94</u>	69					120	102	<u>96</u>	76				
121	102	<u>95</u>	<u>69</u>					121	102	<u>97</u>	<u>77</u>				
122	102	<u>95</u>	<u>69</u>					122	102	<u>98</u>	<u>78</u>				
123	103	<u>96</u>	<u>69</u>					123	103	<u>99</u>	<u>79</u>				
124	103	<u>96</u>	<u>69</u>					124	103	<u>100</u>	<u>80</u>				

125	103	96	69				
126	104	96					
127	104	96					
128	104	96					
129	105	96					
130	105	96					
131	105	96					
132	106	96					
133	106	97					
134	106	97					
135	(略)	107	97				
136		107	97				
137		107	97				
138		108	98				
139		108	99				
140		108	100				
141		109	100				
142		109					
143		110					
144		110					
145		111					

125	103	101	81				
126	104	101					
127	104	102					
128	104	102					
129	105	103					
130	105	103					
131	106	104					
132	106	104					
133	107	105					
134	107	106					
135	(略)	108	107				
136		108	108				
137		109	109				
138		109	110				
139		109	111				
140		110	112				
141		110	113				
142		110					
143		111					
144		111					
145		111					

ハ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
(略)				
57	33	33	5	17
58	33	34	6	18
59	34	35	7	19
60	34	36	8	20
61	35	37	9	21
62	35	38	10	22
63	36	39	11	23
64	36	40	12	24
65	37	41	13	25
66	38	42	14	25
67	39	43	15	26
68	40	44	16	26
69	41	45	17	27
70	41	46	18	27
71	42	47	19	28
72	42	48	20	28
73	43	49	21	29
74	43	50	22	29
75	44	51	23	30
76	44	52	24	30
77	45	53	25	31
78	45	54	26	
(略)				
102	57	78	49	
103	57	79	50	
104	58	80	50	
105	58	81	51	
106	58	81	51	
107	59	82	52	
108	59	82	52	
109	59	83	53	
110	60	83	53	
111	60	84	54	
112	60	84	54	
113	61	85	55	
114	61	85	55	
115	61	86	56	
116	61	86	56	
117	61	87	57	

ハ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
(略)				
57	33	33	5	17
58	34	34	6	18
59	35	35	7	19
60	36	36	8	20
61	37	37	9	21
62	37	38	10	22
63	38	39	11	23
64	38	40	12	24
65	39	41	13	25
66	39	42	14	26
67	40	43	15	27
68	40	44	16	28
69	41	45	17	29
70	41	46	18	30
71	42	47	19	31
72	42	48	20	32
73	43	49	21	33
74	43	50	22	34
75	44	51	23	35
76	44	52	24	36
77	45	53	25	37
78	45	54	26	
(略)				
102	57	78	49	
103	58	79	50	
104	58	80	50	
105	59	81	51	
106	59	81	51	
107	60	82	52	
108	60	82	52	
109	61	83	53	
110	61	83	53	
111	61	84	54	
112	61	84	54	
113	62	85	55	
114	62	85	55	
115	62	86	56	
116	62	86	56	
117	63	87	57	

118	<u>62</u>	87	57	
119	<u>62</u>	88	58	
120	<u>62</u>	88	58	
121	<u>62</u>	89	<u>58</u>	
122	<u>62</u>	89	<u>58</u>	
123	<u>63</u>	<u>89</u>	<u>58</u>	
124	<u>63</u>	<u>89</u>	<u>58</u>	
125	<u>63</u>	<u>89</u>	<u>58</u>	
126	<u>63</u>	<u>90</u>	<u>58</u>	
127	63	90	58	
128	<u>64</u>	<u>90</u>	<u>58</u>	
129	<u>64</u>	<u>90</u>	<u>58</u>	
130	<u>64</u>	<u>90</u>	<u>58</u>	
131	<u>64</u>	<u>91</u>	<u>59</u>	
132	<u>64</u>	<u>91</u>	<u>59</u>	
133	<u>65</u>	<u>91</u>	<u>59</u>	
134	<u>65</u>	<u>91</u>	<u>59</u>	
135	<u>65</u>	<u>91</u>	<u>59</u>	
136	<u>65</u>	<u>92</u>	<u>59</u>	
137	<u>65</u>	<u>92</u>	<u>59</u>	
138	<u>65</u>	<u>92</u>	<u>59</u>	
139	66	<u>92</u>	<u>59</u>	
140	<u>66</u>	<u>92</u>	<u>59</u>	
141	<u>66</u>	<u>93</u>	<u>59</u>	
142	<u>66</u>	<u>93</u>	<u>59</u>	
143	<u>66</u>	<u>93</u>	<u>60</u>	
144	<u>66</u>	<u>94</u>	<u>60</u>	
145	67	<u>94</u>	<u>60</u>	
146	<u>67</u>	<u>94</u>	<u>60</u>	
147	<u>67</u>	<u>95</u>	<u>60</u>	
148	<u>67</u>	<u>95</u>	<u>60</u>	
149	<u>67</u>	<u>95</u>	<u>61</u>	
150	<u>67</u>			
151	68			
152	68			
153	<u>68</u>			

118	<u>63</u>	87	57	
119	<u>63</u>	88	58	
120	<u>63</u>	88	58	
121	<u>64</u>	89	<u>59</u>	
122	<u>64</u>	89	<u>59</u>	
123	<u>64</u>	<u>90</u>	<u>60</u>	
124	<u>64</u>	<u>90</u>	<u>60</u>	
125	<u>65</u>	<u>91</u>	<u>61</u>	
126	<u>65</u>	<u>91</u>	<u>61</u>	
127	<u>65</u>	<u>92</u>	<u>61</u>	
128	<u>65</u>	<u>92</u>	<u>61</u>	
129	<u>65</u>	<u>93</u>	<u>62</u>	
130	<u>65</u>	<u>93</u>	<u>62</u>	
131	<u>65</u>	<u>94</u>	<u>62</u>	
132	<u>66</u>	<u>94</u>	<u>62</u>	
133	<u>66</u>	<u>95</u>	<u>63</u>	
134	<u>66</u>	<u>95</u>	<u>63</u>	
135	<u>66</u>	<u>96</u>	<u>63</u>	
136	<u>66</u>	<u>96</u>	<u>63</u>	
137	<u>66</u>	<u>97</u>	<u>64</u>	
138	<u>66</u>	<u>97</u>	<u>64</u>	
139	<u>67</u>	<u>97</u>	<u>64</u>	
140	<u>67</u>	<u>98</u>	<u>64</u>	
141	<u>67</u>	<u>98</u>	<u>65</u>	
142	<u>67</u>	<u>98</u>	<u>65</u>	
143	<u>67</u>	<u>99</u>	<u>65</u>	
144	<u>67</u>	<u>99</u>	<u>66</u>	
145	67	<u>99</u>	<u>66</u>	
146	<u>68</u>	<u>100</u>	<u>66</u>	
147	<u>68</u>	<u>100</u>	<u>67</u>	
148	<u>68</u>	<u>100</u>	<u>67</u>	
149	<u>68</u>	<u>101</u>	<u>67</u>	
150	<u>68</u>			
151	68			
152	68			
153	<u>69</u>			

二 教育職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
(略)				
57	45	21	9	1
58	<u>45</u>	22	10	2
59	<u>46</u>	23	11	3
60	46	24	12	4
61	<u>47</u>	25	13	5
62	<u>47</u>	26	14	6
63	<u>48</u>	27	15	7
64	<u>48</u>	28	16	8
65	49	29	17	9
66	<u>49</u>	30	18	10
67	<u>50</u>	31	19	11
68	<u>50</u>	32	20	12
69	<u>51</u>	33	21	13
70	<u>51</u>	34	22	14
71	<u>52</u>	35	23	15
72	<u>52</u>	36	24	16
73	<u>53</u>	37	25	17
74	<u>54</u>	38	26	18
75	<u>55</u>	39	27	19
76	56	40	28	20
77	57	41	29	20
78	57	42	30	<u>20</u>
79	58	43	31	<u>20</u>
80	58	44	32	<u>20</u>
81	59	45	33	<u>21</u>
82	59	46	34	<u>21</u>

二 教育職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
(略)				
57	45	21	9	1
58	<u>46</u>	22	10	2
59	<u>47</u>	23	11	3
60	<u>48</u>	24	12	4
61	<u>49</u>	25	13	5
62	<u>49</u>	26	14	6
63	<u>50</u>	27	15	7
64	<u>50</u>	28	16	8
65	<u>51</u>	29	17	9
66	<u>51</u>	30	18	10
67	<u>52</u>	31	19	11
68	<u>52</u>	32	20	12
69	<u>53</u>	33	21	13
70	<u>53</u>	34	22	14
71	<u>54</u>	35	23	15
72	<u>54</u>	36	24	16
73	<u>55</u>	37	25	17
74	<u>55</u>	38	26	18
75	<u>56</u>	39	27	19
76	56	40	28	20
77	57	41	29	<u>21</u>
78	57	42	30	<u>22</u>
79	58	43	31	<u>23</u>
80	58	44	32	<u>24</u>
81	59	45	33	<u>25</u>
82	59	46	34	<u>25</u>

83	60	47	35	<u>21</u>
84	60	48	36	<u>21</u>
85	61	49	37	<u>21</u>
86	61	50	38	<u>22</u>
87	61	51	39	<u>22</u>
88	62	52	40	<u>22</u>
89	62	53	41	<u>22</u>
90	62	54	42	<u>22</u>
91	63	55	43	<u>23</u>
92	63	56	44	<u>23</u>
93	63	57	45	<u>23</u>
94	64	58	46	
95	64	59	47	
96	64	60	48	
97	65	61	49	
98	65	62	50	
99	65	63	51	
100	65	64	52	
101	<u>65</u>	65	53	
102	66	66	54	
103	66	67	55	
104	66	68	56	
105	<u>66</u>	69	57	
106	<u>66</u>	70	58	
107	<u>67</u>	71	59	
108	67	72	60	
109	67	73	61	
110	<u>67</u>	74	61	
111	<u>67</u>	75	62	
112	68	76	62	
113	<u>68</u>	77	63	
114	68	77	63	
115	<u>68</u>	78	64	
116	<u>68</u>	78	64	
117	<u>69</u>	79	65	
118	<u>69</u>	79	66	
119	<u>69</u>	80	67	
120	70	80	68	
121	<u>70</u>	81	69	
122	<u>70</u>	82	69	
123	71	83	70	
124	71	84	70	
125	<u>71</u>	85	71	
126		86	71	
127		87	72	
128		88	72	
129		89	73	
130		89	73	
131		90	74	
132		90	74	
133		<u>90</u>	<u>74</u>	
134		90	74	
135		<u>91</u>	<u>74</u>	
136		<u>91</u>	<u>74</u>	
137		<u>91</u>	<u>74</u>	
138		<u>91</u>	<u>74</u>	
139		<u>92</u>	<u>74</u>	
140		<u>92</u>	<u>74</u>	
141		<u>92</u>	<u>74</u>	
142		<u>92</u>	<u>74</u>	
143		93	74	
144		<u>93</u>	<u>74</u>	
145		<u>93</u>	<u>74</u>	
146		<u>93</u>	<u>74</u>	
147		<u>94</u>	<u>74</u>	
148		94	74	
149		<u>94</u>	<u>74</u>	
150		<u>94</u>	<u>74</u>	
151		<u>95</u>	<u>75</u>	
152		<u>95</u>	<u>75</u>	
153		<u>95</u>	<u>75</u>	
154		<u>96</u>	<u>75</u>	
155		<u>96</u>	<u>75</u>	
156		<u>96</u>	<u>76</u>	
157		<u>97</u>	<u>76</u>	

83	60	47	35	<u>26</u>
84	60	48	36	<u>26</u>
85	61	49	37	<u>27</u>
86	61	50	38	<u>27</u>
87	61	51	39	<u>28</u>
88	62	52	40	<u>28</u>
89	62	53	41	<u>29</u>
90	62	54	42	<u>29</u>
91	63	55	43	<u>30</u>
92	63	56	44	<u>30</u>
93	63	57	45	<u>31</u>
94	64	58	46	
95	64	59	47	
96	64	60	48	
97	65	61	49	
98	65	62	50	
99	65	63	51	
100	65	64	52	
101	<u>66</u>	65	53	
102	66	66	54	
103	66	67	55	
104	66	68	56	
105	<u>67</u>	69	57	
106	<u>67</u>	70	58	
107	67	71	59	
108	67	72	60	
109	68	73	61	
110	<u>68</u>	74	61	
111	<u>68</u>	75	62	
112	68	76	62	
113	<u>69</u>	77	63	
114	<u>69</u>	77	63	
115	<u>69</u>	78	64	
116	<u>69</u>	78	64	
117	<u>70</u>	79	65	
118	<u>70</u>	79	66	
119	<u>70</u>	80	67	
120	70	80	68	
121	<u>71</u>	81	69	
122	<u>71</u>	82	69	
123	71	83	70	
124	71	84	70	
125	<u>72</u>	85	71	
126		86	71	
127		87	72	
128		88	72	
129		89	73	
130		89	73	
131		90	74	
132		90	74	
133		<u>91</u>	<u>75</u>	
134		91	75	
135		<u>92</u>	<u>76</u>	
136		<u>92</u>	<u>76</u>	
137		<u>93</u>	<u>77</u>	
138		<u>94</u>	<u>77</u>	
139		<u>95</u>	<u>78</u>	
140		<u>96</u>	<u>78</u>	
141		<u>97</u>	<u>79</u>	
142		<u>98</u>	<u>79</u>	
143		99	80	
144		<u>100</u>	<u>80</u>	
145		<u>101</u>	<u>81</u>	
146		<u>101</u>	<u>81</u>	
147		<u>102</u>	<u>82</u>	
148		<u>102</u>	<u>82</u>	
149		<u>103</u>	<u>83</u>	
150		<u>103</u>	<u>83</u>	
151		<u>104</u>	<u>84</u>	
152		<u>104</u>	<u>84</u>	
153		<u>105</u>	<u>85</u>	
154		<u>106</u>	<u>86</u>	
155		<u>107</u>	<u>87</u>	
156		<u>108</u>	<u>88</u>	
157		<u>109</u>	<u>89</u>	

158		97	76	
159		98	76	
160		98	76	
161		99	77	

ホ 医療職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
(略)			
48	28	32	24
49	28	33	25
50	28	34	26
51	29	35	27
52	29	36	28
53	29	37	29
54	30	37	30
55	30	38	31
56	30	38	32
57	31	39	33
58	31	39	34
59	31	40	35
60	32	40	36
61	32	41	37
62	32	41	37
63	33	42	38
64	33	42	38
65	33	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

ヘ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級

158		109	90	
159		109	91	
160		109	92	
161		109	93	

ホ 医療職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
(略)			
48	28	32	24
49	29	33	25
50	29	34	26
51	29	35	27
52	30	36	28
53	30	37	29
54	30	37	30
55	31	38	31
56	31	38	32
57	31	39	33
58	32	39	34
59	32	40	35
60	32	40	36
61	33	41	37
62	33	41	37
63	34	42	38
64	34	42	38
65	35	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	43
74		46	43
75		47	44
76		47	44
77		47	45
78		48	45
79		48	46
80		48	46
81		49	47
82		49	47
83		49	48
84		50	48
85		50	49
86		50	49
87		51	50
88		51	50
89		51	51
90		52	
91		52	
92		52	
93		53	
94		53	
95		54	
96		54	
97		55	

ヘ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級

1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
(略)							
36	16	20	24	20	20	20	12
37	17	21	25	21	21	21	<u>12</u>
38	18	22	26	22	22	21	<u>12</u>
39	19	23	27	23	23	22	<u>12</u>
40	20	24	28	24	24	22	13
41	21	25	29	25	25	23	<u>13</u>
42	22	26	30	26	26	23	<u>13</u>
43	23	27	31	27	27	24	<u>13</u>
44	24	28	32	28	28	24	14
45	25	29	33	29	29	25	<u>14</u>
46	26	30	34	30	30	25	<u>14</u>
47	27	31	35	31	31	25	<u>14</u>
48	28	32	36	32	32	<u>25</u>	15
49	29	33	37	33	33	<u>25</u>	<u>15</u>
50	29	34	38	33	33	<u>25</u>	<u>15</u>
51	30	35	39	34	34	<u>26</u>	<u>15</u>
52	30	36	40	34	34	<u>26</u>	16
53	31	37	41	35	35	<u>26</u>	<u>16</u>
54	31	38	42	35	35	<u>26</u>	
55	32	39	43	36	36	<u>26</u>	
56	32	40	44	36	36	<u>26</u>	
57	33	41	45	37	37	<u>27</u>	
58	<u>34</u>	42	46	38	37	<u>27</u>	
59	<u>35</u>	43	47	39	37	<u>27</u>	
60	<u>36</u>	44	48	40	38	<u>27</u>	
61	<u>37</u>	45	49	41	38	<u>27</u>	
62	<u>37</u>	46	50	41	38	<u>27</u>	
63	<u>38</u>	47	51	41	39	<u>28</u>	
64	<u>38</u>	48	52	42	39	<u>28</u>	
65	<u>39</u>	49	53	42	39	<u>28</u>	
66	<u>39</u>	50	54	42	40		
67	<u>40</u>	51	55	43	40		
68	40	52	56	43	40		
69	41	53	57	43	<u>40</u>		
70	41	53	58	44	41		
71	<u>42</u>	54	59	44	<u>41</u>		
72	<u>42</u>	54	60	44	<u>41</u>		
73	<u>43</u>	55	61	45	<u>41</u>		
74	<u>43</u>	55	61	45	<u>42</u>		
75	<u>44</u>	56	62	45	<u>42</u>		
76	<u>44</u>	56	62	45	<u>42</u>		
77	<u>45</u>	57	63	46	<u>42</u>		
78	<u>45</u>	57	63	46	<u>43</u>		
79	<u>46</u>	58	64	46	<u>43</u>		
80	<u>46</u>	58	64	46	<u>43</u>		
81	<u>47</u>	59	65	47	<u>43</u>		
82	<u>47</u>	59	65	47	<u>44</u>		
83	<u>48</u>	60	66	47	<u>44</u>		
84	<u>48</u>	60	66	47	<u>44</u>		
85	<u>49</u>	61	67	48	<u>44</u>		
86		61	67	48			
87		61	68	48			
88		61	68	48			
89		61	69	<u>48</u>			
90		<u>61</u>	70	<u>48</u>			
91		62	71	49			
92		62	72	<u>49</u>			
93		62	73	<u>49</u>			
94		62	73	<u>49</u>			
95		<u>62</u>	74	<u>49</u>			
96		<u>62</u>	74	<u>49</u>			
97		63	<u>74</u>	<u>50</u>			
98		63	<u>74</u>	<u>50</u>			
99		63	<u>74</u>	<u>50</u>			
100		63	<u>74</u>	<u>50</u>			

1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
(略)							
36	16	20	24	20	20	20	12
37	17	21	25	21	21	21	<u>13</u>
38	18	22	26	22	22	21	<u>13</u>
39	19	23	27	23	23	22	<u>13</u>
40	20	24	28	24	24	22	13
41	21	25	29	25	25	23	<u>14</u>
42	22	26	30	26	26	23	<u>14</u>
43	23	27	31	27	27	24	<u>14</u>
44	24	28	32	28	28	24	14
45	25	29	33	29	29	25	<u>15</u>
46	26	30	34	30	30	25	<u>15</u>
47	27	31	35	31	31	25	<u>15</u>
48	28	32	36	32	32	<u>26</u>	15
49	29	33	37	33	33	<u>26</u>	<u>16</u>
50	29	34	38	33	33	<u>26</u>	<u>16</u>
51	30	35	39	34	34	<u>27</u>	<u>16</u>
52	30	36	40	34	34	<u>27</u>	16
53	31	37	41	35	35	<u>27</u>	<u>17</u>
54	31	38	42	35	35	<u>28</u>	
55	32	39	43	36	36	<u>28</u>	
56	32	40	44	36	36	<u>28</u>	
57	33	41	45	37	37	<u>29</u>	
58	<u>33</u>	42	46	38	37	<u>29</u>	
59	<u>34</u>	43	47	39	37	<u>30</u>	
60	<u>34</u>	44	48	40	38	<u>30</u>	
61	<u>35</u>	45	49	41	38	<u>31</u>	
62	<u>35</u>	46	50	41	38	<u>31</u>	
63	<u>36</u>	47	51	41	39	<u>32</u>	
64	<u>36</u>	48	52	42	39	<u>32</u>	
65	<u>37</u>	49	53	42	39	<u>33</u>	
66	<u>38</u>	50	54	42	40		
67	<u>39</u>	51	55	43	40		
68	40	52	56	43	40		
69	41	53	57	43	<u>41</u>		
70	41	53	58	44	41		
71	<u>41</u>	54	59	44	<u>42</u>		
72	<u>42</u>	54	60	44	<u>42</u>		
73	<u>42</u>	55	61	45	<u>43</u>		
74	<u>42</u>	55	61	45	<u>43</u>		
75	<u>43</u>	56	62	45	<u>44</u>		
76	<u>43</u>	56	62	45	<u>44</u>		
77	<u>43</u>	57	63	46	<u>45</u>		
78	<u>44</u>	57	63	46	<u>45</u>		
79	<u>44</u>	58	64	46	<u>46</u>		
80	<u>44</u>	58	64	46	<u>46</u>		
81	<u>45</u>	59	65	47	<u>47</u>		
82	<u>45</u>	59	65	47	<u>47</u>		
83	<u>46</u>	60	66	47	<u>48</u>		
84	<u>46</u>	60	66	47	<u>48</u>		
85	<u>47</u>	61	67	48	<u>49</u>		
86		61	67	48			
87		61	68	48			
88		61	68	48			
89		61	69	49			
90		<u>62</u>	70	<u>49</u>			
91		62	71	49			
92		62	72	<u>50</u>			
93		62	73	<u>50</u>			
94		62	73	<u>50</u>			
95		<u>63</u>	74	<u>51</u>			
96		<u>63</u>	74	<u>51</u>			
97		63	<u>75</u>	<u>51</u>			
98		63	<u>75</u>	<u>52</u>			
99		63	<u>76</u>	<u>52</u>			
100		64	<u>76</u>	<u>52</u>			

101		63	74	50			
102		63	74	50			
103		64	74	51			
104		64	74	51			
105		64	74	51			
106			74				
107			74				
108			74				
109			74				
110			74				
111			74				
112			74				
113			74				

ト 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
(略)						
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	36
55	39	31	43	39	32	36
56	40	32	44	40	32	36
57	41	33	45	41	33	37
58	42	34	46	42	33	37
59	43	35	47	43	34	37
60	44	36	48	44	34	37
61	45	37	49	45	35	37
62	46	38	50	46	35	38
63	47	39	51	47	36	38
64	48	40	52	48	36	38
65	49	41	53	49	37	38
66	50	42	54	50	37	38
67	51	43	55	51	38	39
68	52	44	56	52	38	39
69	53	45	57	53	39	39
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	41	
77	61	53	65	57	41	
78	62	54	66	58	41	
79	63	55	67	59	42	
80	64	56	68	60	42	
81	65	57	69	61	42	
82	65	58	70	61	42	
83	66	59	71	62	42	
84	66	60	72	62	42	
85	67	61	73	63	43	
86	67	62	74	63	43	
87	68	63	75	64	43	
88	68	64	76	64	43	
89	69	65	77	65	43	
90	70	66	78	65	43	
91	71	67	79	66	44	
92	72	68	80	66	44	
93	73	69	81	67	44	
94	73	70	82	67		

101		64	77	53			
102		64	77	53			
103		64	78	54			
104		64	78	54			
105		65	79	55			
106			79				
107			80				
108			80				
109			81				
110			81				
111			82				
112			82				
113			83				

ト 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
(略)						
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	37
54	38	30	42	38	31	38
55	39	31	43	39	32	39
56	40	32	44	40	32	40
57	41	33	45	41	33	41
58	42	34	46	42	33	41
59	43	35	47	43	34	42
60	44	36	48	44	34	42
61	45	37	49	45	35	43
62	46	38	50	46	35	43
63	47	39	51	47	36	44
64	48	40	52	48	36	44
65	49	41	53	49	37	45
66	50	42	54	50	37	46
67	51	43	55	51	38	47
68	52	44	56	52	38	48
69	53	45	57	53	39	49
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	42	
77	61	53	65	57	42	
78	62	54	66	58	42	
79	63	55	67	59	43	
80	64	56	68	60	43	
81	65	57	69	61	43	
82	65	58	70	61	44	
83	66	59	71	62	44	
84	66	60	72	62	44	
85	67	61	73	63	45	
86	67	62	74	63	45	
87	68	63	75	64	45	
88	68	64	76	64	46	
89	69	65	77	65	46	
90	70	66	78	65	46	
91	71	67	79	66	47	
92	72	68	80	66	47	
93	73	69	81	67	47	
94	73	70	82	67		

95	74	71	83	68		
96	74	72	84	68		
97	75	73	85	68		
98	75	74	85	68		
99	76	75	86	69		
100	76	76	86	69		
101	77	77	87	69		
102	78	78	87	69		
103	79	79	88	70		
104	80	80	88	70		
105	81	81	89	70		
106	81	81	90	70		
107	81	81	91	71		
108	81	82	92	71		
109	82	82	92	71		
110	82	82	92	71		
111	82	83	93	72		
112	82	83	93	72		
113	83	83	93	73		
114	83	84	94			
115	83	84	94			
116	83	84	94			
117	84	85	95			
118	84	85	95			
119	84	85	95			
120	84	85	96			
121	85	86	96			
122	85	86	96			
123	85	86	97			
124	85	86	97			
125	86	87	97			
126	86	87				
127	86	87				
128	86	87				
129	87	88				
130	87	88				
131	87	88				
132	87	88				
133	88	89				
134	88	89				
135	88	89				
136	88	90				
137	89	90				
138	89	90				
139	89	90				
140	89	90				
141	90	91				
142	90	91				
143	90	91				
144	90	91				
145	91	91				
146	91	92				
147	91	92				
148	91	92				
149	92	92				
150	92	92				
151	92	93				
152	92	93				
153	93	93				
154	93					
155	93					
156	93					
157	94					
158	94					
159	94					
160	94					

95	74	71	83	68		
96	74	72	84	68		
97	75	73	85	69		
98	75	74	85	70		
99	76	75	86	71		
100	76	76	86	72		
101	77	77	87	73		
102	78	78	87	73		
103	79	79	88	74		
104	80	80	88	74		
105	81	81	89	75		
106	81	81	90	75		
107	81	81	91	76		
108	81	82	92	76		
109	82	82	93	77		
110	82	82	94	78		
111	82	83	95	79		
112	82	83	96	80		
113	83	83	97	81		
114	83	84	98			
115	83	84	99			
116	83	84	100			
117	84	85	101			
118	84	85	101			
119	84	85	102			
120	84	86	102			
121	85	86	103			
122	85	86	103			
123	85	87	104			
124	86	87	104			
125	86	87	105			
126	86	88				
127	87	88				
128	87	88				
129	87	89				
130	88	89				
131	88	89				
132	88	90				
133	89	90				
134	89	90				
135	89	91				
136	90	91				
137	90	91				
138	90	92				
139	91	92				
140	91	92				
141	91	93				
142	92	93				
143	92	93				
144	92	94				
145	93	94				
146	93	94				
147	93	95				
148	93	95				
149	94	95				
150	94	96				
151	94	96				
152	94	96				
153	95	97				
154	95					
155	95					
156	95					
157	96					
158	96					
159	96					
160	96					

161	95				
162	95				
163	95				
164	95				
165	96				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

161	97				
162	97				
163	97				
164	98				
165	98				
166	98				
167	99				
168	99				
169	99				

チ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
(略)				
45	21	13	29	21
46	<u>21</u>	14	29	21
47	<u>22</u>	15	30	22
48	<u>22</u>	16	30	22
49	<u>23</u>	17	31	23
50	<u>23</u>	17	31	23
51	<u>24</u>	18	32	24
52	<u>24</u>	18	32	24
53	<u>25</u>	19	33	25
54	<u>26</u>	19	34	25
55	<u>27</u>	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	<u>26</u>
58	29	21	37	<u>26</u>
59	30	22	38	<u>27</u>
60	30	22	38	<u>27</u>
61	31	23	39	<u>27</u>
62	31	23	39	<u>28</u>
63	32	24	40	<u>28</u>
64	32	24	40	<u>28</u>
65	33	25	41	<u>29</u>
66	33	25	41	<u>29</u>
67	34	26	41	<u>29</u>
68	34	26	42	<u>30</u>
69	35	27	42	<u>30</u>
70	35	27	42	<u>30</u>
71	36	28	43	<u>31</u>
72	36	28	43	<u>31</u>
73	37	29	43	<u>31</u>
74	<u>37</u>	29	<u>43</u>	
75	<u>38</u>	30	44	
76	<u>38</u>	30	44	
77	<u>39</u>	31	<u>44</u>	
78	<u>39</u>	31	<u>44</u>	
79	<u>40</u>	32	<u>45</u>	
80	<u>40</u>	32	<u>45</u>	
81	<u>41</u>	33	<u>45</u>	
82	<u>41</u>	33	<u>45</u>	
83	<u>42</u>	33	<u>46</u>	
84	<u>42</u>	34	<u>46</u>	
85	<u>43</u>	34	<u>46</u>	
86	<u>43</u>	34	<u>46</u>	
87	<u>44</u>	35	<u>47</u>	
88	<u>44</u>	35	<u>47</u>	
89	<u>45</u>	35	<u>47</u>	
90	46	36		
91	<u>47</u>	36		
92	48	36		
93	49	37		
94	50	37		
95	51	37		
96	52	38		

チ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
(略)				
45	21	13	29	21
46	<u>22</u>	14	29	21
47	<u>23</u>	15	30	22
48	<u>24</u>	16	30	22
49	<u>25</u>	17	31	23
50	<u>25</u>	17	31	23
51	<u>26</u>	18	32	24
52	<u>26</u>	18	32	24
53	<u>27</u>	19	33	25
54	<u>27</u>	19	34	25
55	<u>28</u>	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	<u>27</u>
58	29	21	37	<u>27</u>
59	30	22	38	<u>28</u>
60	30	22	38	<u>28</u>
61	31	23	39	<u>29</u>
62	31	23	39	<u>29</u>
63	32	24	40	<u>29</u>
64	32	24	40	<u>30</u>
65	33	25	41	<u>30</u>
66	33	25	41	<u>30</u>
67	34	26	41	<u>31</u>
68	34	26	42	<u>31</u>
69	35	27	42	<u>31</u>
70	35	27	42	<u>32</u>
71	36	28	43	<u>32</u>
72	36	28	43	<u>32</u>
73	37	29	43	<u>33</u>
74	<u>38</u>	29	<u>44</u>	
75	<u>39</u>	30	44	
76	<u>40</u>	30	44	
77	<u>41</u>	31	<u>45</u>	
78	<u>41</u>	31	<u>45</u>	
79	<u>42</u>	32	<u>46</u>	
80	<u>42</u>	32	<u>46</u>	
81	<u>43</u>	33	<u>47</u>	
82	<u>43</u>	33	<u>47</u>	
83	<u>44</u>	33	<u>48</u>	
84	<u>44</u>	34	<u>48</u>	
85	<u>45</u>	34	<u>49</u>	
86	<u>45</u>	34	<u>49</u>	
87	<u>46</u>	35	<u>50</u>	
88	<u>46</u>	35	<u>50</u>	
89	<u>47</u>	35	<u>51</u>	
90	<u>47</u>	36		
91	<u>48</u>	36		
92	48	36		
93	49	37		
94	50	37		
95	51	37		
96	52	38		

97	53	38		
98	54	38		
99	55	39		
100	56	39		
101	57	39		
102	57	40		
103	58	40		
104	58	40		
105	59	40		
106	59	40		
107	60	41		
108	60	41		
109	61	41		
110	61	41		
111	61	41		
112	61	42		
113	62	42		
114	62	42		
115	62	42		
116	62	42		
117	63	43		
118	63	43		
119	63	43		
120	63	43		
121	64	43		

97	53	38		
98	54	38		
99	55	39		
100	56	39		
101	57	39		
102	57	40		
103	58	40		
104	58	40		
105	59	41		
106	59	41		
107	60	41		
108	60	42		
109	61	42		
110	61	42		
111	61	43		
112	62	43		
113	62	43		
114	62	44		
115	63	44		
116	63	44		
117	63	45		
118	64	45		
119	64	46		
120	64	46		
121	65	47		

リ 福祉職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
(略)					
45	21	21	35	29	27
46	21	22	35	30	27
47	22	23	36	31	28
48	22	24	36	32	28
49	23	25	37	33	29
50	23	26	38	34	29
51	24	27	39	35	29
52	24	28	40	36	29
53	25	29	41	37	30
54	26	30	41	38	30
55	27	31	41	39	30
56	28	32	42	40	30
57	29	33	42	41	31
58	29	34	42	41	31
59	30	35	43	42	31
60	30	36	43	42	31
61	31	37	43	43	31
62	31	38	44	43	31
63	32	39	44	44	31
64	32	40	44	44	31
65	33	41	45	45	31
66	34	42	45	45	31
67	35	43	45	46	31
68	36	44	45	46	32
69	37	45	45	47	32
70	37	46	46	47	32
71	38	47	46	48	32
72	38	48	46	48	32
73	39	49	46	49	32
74	39	50	46	49	32
75	40	51	47	50	32
76	40	52	47	50	32
77	41	53	47	50	32
78	42	54	47	50	
79	43	55	47	50	
80	44	56	47	50	

リ 福祉職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
(略)					
45	21	21	35	29	27
46	22	22	35	30	27
47	23	23	36	31	28
48	24	24	36	32	28
49	25	25	37	33	29
50	25	26	38	34	29
51	26	27	39	35	29
52	26	28	40	36	30
53	27	29	41	37	30
54	27	30	41	38	30
55	28	31	41	39	31
56	28	32	42	40	31
57	29	33	42	41	31
58	30	34	42	41	32
59	31	35	43	42	32
60	32	36	43	42	32
61	33	37	43	43	33
62	33	38	44	43	33
63	34	39	44	44	34
64	34	40	44	44	34
65	35	41	45	45	35
66	35	42	45	45	35
67	36	43	45	46	36
68	36	44	45	46	36
69	37	45	46	47	37
70	38	46	46	47	37
71	39	47	46	48	38
72	40	48	46	48	38
73	41	49	47	49	39
74	41	50	47	49	39
75	42	51	47	50	40
76	42	52	47	50	40
77	43	53	48	51	41
78	43	54	48	51	
79	44	55	48	52	
80	44	56	48	52	

81	45	57	47	50	
82	45	57	48	50	
83	46	58	48	50	
84	46	58	48	50	
85	47	59	48	51	
86	47	59	48	51	
87	48	60	48	51	
88	48	60	48	51	
89	49	61	49	51	
90	49	61	49	51	
91	50	62	49	51	
92	50	62	49	51	
93	51	63	49	51	
94	51	63			
95	52	64			
96	52	64			
97	53	65			
98	53	65			
99	53	66			
100	54	66			
101	54	67			
102	54	67			
103	55	68			
104	55	68			
105	55	68			
106	56	68			
107	56	68			
108	56	68			
109	57	68			
110	57	68			
111	57	68			
112	57	68			
113	57	68			
114	58	68			
115	58	68			
116	58	68			
117	58	68			
118	58	68			
119	59	68			
120	59	68			
121	59	68			
122	59				
123	59				
124	60				
125	60				
126	60				
127	60				
128	60				
129	61				
130	61				
131	61				
132	61				
133	61				
134	62				
135	62				
136	62				
137	62				
138	62				
139	62				
140	62				
141	63				
142	63				
143	63				
144	63				
145	63				
146	63				
147	63				
148	64				
149	64				
150	64				
151	64				

81	45	57	49	53	
82	45	57	49	54	
83	46	58	49	55	
84	46	58	49	56	
85	47	59	50	57	
86	47	59	50	58	
87	48	60	50	59	
88	48	60	50	60	
89	49	61	51	61	
90	49	61	51	62	
91	50	62	51	63	
92	50	62	51	64	
93	51	63	52	65	
94	51	63			
95	52	64			
96	52	64			
97	53	65			
98	53	65			
99	53	66			
100	54	66			
101	54	67			
102	54	67			
103	55	68			
104	55	68			
105	55	69			
106	56	70			
107	56	71			
108	56	72			
109	57	73			
110	57	74			
111	57	75			
112	57	76			
113	58	77			
114	58	77			
115	58	78			
116	58	78			
117	59	79			
118	59	79			
119	59	80			
120	59	80			
121	60	81			
122	60				
123	60				
124	60				
125	61				
126	61				
127	61				
128	61				
129	61				
130	62				
131	62				
132	62				
133	62				
134	62				
135	63				
136	63				
137	63				
138	63				
139	63				
140	64				
141	64				
142	64				
143	64				
144	64				
145	65				
146	65				
147	65				
148	66				
149	66				
150	66				
151	67				

152	64					152	67				
153	64					153	67				
備考 (略)						備考 (略)					

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1756号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(規則第6-48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1 適用区分表(第2条関係)			別表第1 適用区分表(第2条関係)		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
(略)			(略)		
特別支援学校	教育職給料表の適用を受ける職員	1	特別支援学校	教育職給料表の適用を受ける職員	1.25
小学校及び中学校	1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 2 (略)	1	小学校及び中学校	1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 2 (略)	1.25
備考 (略)			備考 (略)		
別表第2 調整基本額表(第2条関係)			別表第2 調整基本額表(第2条関係)		
ア 行政職給料表			ア 行政職給料表		
職務の級	調整基本額		職務の級	調整基本額	
(略)			(略)		
6 級	11,200円		6 級	11,100円	
(略)			(略)		
9 級	14,300円		9 級	14,400円	
10 級	15,900円		10 級	16,000円	
備考 給料表は、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(規則第6-45号)第2条第1項の規定によるものとする。以下同じ。			備考 (1) 給料表は、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(規則第6-45号)第2条第1項の規定によるものとする。以下同じ。 (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。		
イ 公安職給料表			イ 公安職給料表		
職務の級	調整基本額		職務の級	調整基本額	
(略)			(略)		

5	級	11,300円
6	級	11,600円
(略)		

5	級	11,200円
6	級	11,500円
(略)		

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

ウ 教育職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円
2 級	11,100円
(略)	
3 級	12,200円
(略)	

ウ 教育職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	8,900円
2 級	11,000円
(略)	
3 級	12,100円
(略)	

備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

エ 教育職給料表(三)

職務の級	調整基本額
(略)	
2 級	11,000円
特 2 級	11,300円
3 級	11,800円
4 級	12,700円

エ 教育職給料表(三)

職務の級	調整基本額
(略)	
2 級	10,900円
特 2 級	11,200円
3 級	11,700円
4 級	12,800円

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

オ (略)

オ (略)

カ 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
(略)	
4 級	9,700円
(略)	
6 級	11,300円
(略)	

カ 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
(略)	
4 級	9,600円
(略)	
6 級	11,200円
(略)	

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同

キ 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
(略)	
5 級	10,400円
(略)	

ク 研究職給料表

職務の級	調整基本額
(略)	
4 級	11,700円
(略)	

ケ 福祉職給料表

職務の級	調整基本額
(略)	
2 級	9,300円
(略)	
5 級	11,200円
(略)	

表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。

キ 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
(略)	
5 級	10,300円
(略)	

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。

ク 研究職給料表

職務の級	調整基本額
(略)	
4 級	11,600円
(略)	

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。

ケ 福祉職給料表

職務の級	調整基本額
(略)	
2 級	9,200円
(略)	
5 級	11,100円
(略)	

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻克恕

新潟県人事委員会規則第6-1757号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則(規則第6-1515号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。)第17条の2、第17条の3及び第17条の4並びに市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)第18条の2及び第18条の3の規定に基づき、地域手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給地域等)</p> <p>第2条 一般職員給与条例第17条の2第1項及び市町村立学校職員給与条例第18条の2第1項の人事委員会規則で定める地域並びに一般職員給与条例第17条の2第2項及び市町村立学校職員給与条例第18条の2第2項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域及び割合とする。</p> <p>(1) 東京都の特別区 <u>100分の20</u></p> <p>(2) 大阪市 <u>100分の16</u></p> <p>(3) 小平市 <u>100分の16</u></p> <p>(4) 府中市 <u>100分の15</u></p> <p>(5) <u>立川市</u> 100分の12</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>新潟県</u> <u>100分の1.5</u></p> <p>2 前項各号に掲げる区域の名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する<u>県</u>、市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。</p> <p>(端数計算)</p> <p>第4条 一般職員給与条例第17条の2第2項若しくは第17条の3又は市町村立学校職員給与条例第18条の2の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。)第17条の2、第17条の3及び第17条の4の規定に基づき、地域手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給地域等)</p> <p>第2条 一般職員給与条例第17条の2第1項の人事委員会規則で定める地域及び第2項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域及び割合とする。</p> <p>(1) 東京都の特別区 <u>100分の18</u></p> <p>(2) 大阪市 <u>100分の15</u></p> <p>(3) <u>立川市</u> <u>100分の12</u></p> <p>(4) 府中市 <u>100分の12</u></p> <p>(5) <u>小平市</u> 100分の12</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>宇都宮市</u> <u>100分の6</u></p> <p>2 前項各号に掲げる区域の名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。</p> <p>(端数計算)</p> <p>第4条 一般職員給与条例第17条の2第2項又は第17条の3の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。<u>同条</u></p>

た額をもって当該地域手当の月額とする。一般職員給与条例第3条、第25条第4項、第5項及び第26条第3項並びに市町村立学校職員給与条例第16条、第26条第4項、第5項及び第27条第2項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

附 則

- 1 (略)
(平成30年3月31日までの間における第2条の規定による地域手当の支給割合)
- 2 平成30年3月31日までの間における第2条第1項各号に掲げる地域の人事委員会で定める割合は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 東京都の特別区 100分の18
 - (2) 大阪市 100分の15
 - (3) 小平市 100分の13
 - (4) 府中市 100分の13
 - (5) 立川市 100分の12
 - (6) 仙台市 100分の6
 - (7) 新潟県 100分の0.5

(一般職員給与条例第17条の3の規定による地域手当の支給割合)

- 3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第84号)附則第13項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第17条の3に規定する100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、100分の15とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

例第3条、第25条第4項及び第5項並びに第26条第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

附 則

- 1 (略)
(平成22年3月31日までの間における第2条の規定による地域手当の支給割合)
- 2 平成22年3月31日までの間における第2条第1項各号に掲げる地域の人事委員会で定める割合は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 東京都の特別区 100分の17
 - (2) 大阪市 100分の14
 - (3) 立川市 100分の12
 - (4) 府中市 100分の12
 - (5) 小平市 100分の10
 - (6) 神戸市 100分の10
 - (7) 仙台市 100分の6
 - (8) 宇都宮市 100分の5

(平成22年3月31日までの間における一般職員給与条例第17条の3の規定による地域手当の支給割合)

- 3 平成22年3月31日までの間における一般職員給与条例第17条の3の人事委員会規則で定める割合は、100分の14とする。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1758号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（規則第6-628号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 一般職員給与条例第17条の5第1項第1号及び市町村立学校職員給与条例第19条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、一般職員給与条例第19条第1項若しくは第3項又は市町村立学校職員給与条例第22条第1項若しくは第3項の規定による<u>単身赴任手当を支給されないもの</u></u></p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 一般職員給与条例第17条の5第1項第1号及び市町村立学校職員給与条例第19条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1759号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 通勤手当に関する規則（規則第6-75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(支給範囲の特例)	(支給範囲の特例)
<p>第5条 一般職員給与条例第18条第1項各号及び市町村立学校職員給与条例第21条第1項各号に規定する「通勤することが著しく困難である職員」は、次の各号の一に該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3</u>に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員</p>	<p>第5条 一般職員給与条例第18条第1項各号及び市町村立学校職員給与条例第21条第1項各号に規定する「通勤することが著しく困難である職員」は、次の各号の一に該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表</u>に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員</p>
<p>第8条 一般職員給与条例第18条第2項第1号及び市町村立学校職員給与条例第21条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（一般職員給与条例第18条第8項及び市町村立学校職員給与条例第21条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第8条 一般職員給与条例第18条第2項第1号及び市町村立学校職員給与条例第21条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第8条の3 (略)</p>	<p>第8条の3 (略)</p>
(通勤手当を支給する駐車場等)	
<p>第8条の4 <u>一般職員給与条例第18条第3項及び市町村立学校職員給与条例第21条第3項の人事委員会規則</u>で定める駐車場等は、次のいずれにも該当</p>	

するものとする。

(1) 通勤のために常例として利用しているものであること。

(2) 交通機関から自動車等へ又は自動車等から交通機関へ乗り継ぐための駐車場等で、その乗継地周辺にあるもの（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に規定する保管場所を除く。）であること。

（駐車料金等の額等）

第8条の5 一般職員給与条例第18条第3項及び市町村立学校職員給与条例第21条第3項に規定する1箇月当たりの駐車料金等の額は、次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 駐車料金等が1箇月を単位として定められている場合はその額、複数の月単位又は年単位で定められている場合は当該駐車料金等をその契約期間月数で除して得た額、日単位で定められている場合は当該駐車料金等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の額

(2) 前条に規定する駐車場等を2以上利用する場合にあつては、それぞれの駐車場等ごとに前号の規定により計算して得た額の合計額

2 一般職員給与条例第18条第3項及び市町村立学校職員給与条例第21条第3項に規定する1箇月当たりの駐車料金等の額の2分の1に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第10条 一般職員給与条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項の人事委員会規則で定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると委員会が認めるものとする。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第11条 一般職員給与条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び委員会がこ

（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第10条 一般職員給与条例第18条第3項及び市町村立学校職員給与条例第21条第3項の人事委員会規則で定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると委員会が認めるものとする。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第11条 一般職員給与条例第18条第3項及び市町村立学校職員給与条例第21条第3項の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び委員会がこ

れに準ずると認める住居とする。

(新幹線鉄道等の利用の基準)

第12条 一般職員給与条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項の人事委員会規則で定める基準は、新幹線鉄道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると委員会が認めるものであることとする。

(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第13条 (略)

2 (略)

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、一般職員給与条例第18条第4項第1号及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(権衡職員の範囲)

第14条 一般職員給与条例第18条第5項及び市町村立学校職員給与条例第21条第5項の一般職員給与条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(3) (略)

(4) その他一般職員給与条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして委員会の定める職員

(支給日等)

第14条の2 (略)

2・3 (略)

4 一般職員給与条例第18条第6項及び市町村立学校職員給与条例第21条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、一般職員給与条例第18条第6項及び市町村立

れに準ずると認める住居とする。

(新幹線鉄道等の利用の基準)

第12条 一般職員給与条例第18条第3項及び市町村立学校職員給与条例第21条第3項の人事委員会規則で定める基準は、新幹線鉄道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると委員会が認めるものであることとする。

(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第13条 (略)

2 (略)

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、一般職員給与条例第18条第3項第1号及び市町村立学校職員給与条例第21条第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(権衡職員の範囲)

第14条 一般職員給与条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項の一般職員給与条例第18条第3項及び市町村立学校職員給与条例第21条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(3) (略)

(4) その他一般職員給与条例第18条第3項及び市町村立学校職員給与条例第21条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして委員会の定める職員

(支給日等)

第14条の2 (略)

2・3 (略)

4 一般職員給与条例第18条第5項及び市町村立学校職員給与条例第21条第5項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、一般職員給与条例第18条第5項及び市町村立

学校職員給与条例第21条第6項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

(3) 職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、一般職員給与条例第18条第4項第1号又は市町村立学校職員給与条例第21条第4項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(第15条の2第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)の合計額が4万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(返納の事由及び額等)

第15条の2 一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) (略)

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

4 一般職員給与条例第18条第7項又は市町村立学校職員給与条例第21条第7項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合は、事由発生日の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第15条の3 一般職員給与条例第18条第8項及び市町村立学校職員給与条例第21条第8項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

(3) 駐車場等 1箇月

2 (略)

学校職員給与条例第21条第5項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

(3) 職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、一般職員給与条例第18条第3項第1号又は市町村立学校職員給与条例第21条第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(第15条の2第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)の合計額が4万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(返納の事由及び額等)

第15条の2 一般職員給与条例第18条第6項及び市町村立学校職員給与条例第21条第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) (略)

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る一般職員給与条例第18条第6項及び市町村立学校職員給与条例第21条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る一般職員給与条例第18条第6項及び市町村立学校職員給与条例第21条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

4 一般職員給与条例第18条第6項又は市町村立学校職員給与条例第21条第6項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合は、事由発生日の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第15条の3 一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

第2条 通勤手当に関する規則の一部を次のように改正する。
別紙様式第1及び別紙様式第2を次のように改める。

別紙様式第1(第3条関係)

通 勤 届

通勤手当に関する規則(規則第6—75号)第3条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。							
任命権者		勤務 公署名				届出の理由(該当する□にレ印を付する。) □新規(□異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合) □住居の変更 □通勤経路の変更 □通勤方法の変更 □運賃等の負担額の変更 □支給要件の喪失 理由() 上記事実の発生日 年 月 日	
様		所在地					
職名		氏 名	Ⓜ	提出年月日			
住居				年 月 日			
順路	通勤方法 の 別	区 間	距離	所要 時間	乗 車 券 等 の 種 類	左欄の乗車券等の額 (片道の運賃等の額)	備考
1		住 居 から (経路) まで	km ・	分		円 (円)	
2		から (経路) まで	km ・	分		円 (円)	
3		から (経路) まで	km ・	分		円 (円)	
4		から (経路) まで	km ・	分		円 (円)	
5		から (経路) まで	km ・	分		円 (円)	
6		から (経路) まで	km ・	分		円 (円)	
計			km ・	分		円 (円)	
※駐車場等	1	駐車場等の場所			駐車場等の1箇月当たりの 利用料金		円
	2	駐車場等の場所			駐車場等の1箇月当たりの 利用料金		円
	計						円

記入上の注意

- 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。
- 「乗車券等の種類」欄には、定期券(6箇月)、10枚綴回数券の別を記入する。
- 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券(6箇月)の価額、10枚綴回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。
- 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。
- 往路と帰路とが異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 通勤経路の略図(経路朱線)を下欄に記入する。
- 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。
- ※欄は、通勤に交通機関等と自動車等を併用する職員で、駐車場等を利用しその利用に係る料金を負担しているもののみ記入することとし、契約書の写し等証明書類を添付する。
- 「駐車場等の場所」欄には、利用する駐車場等の場所(番地まで記載)を記入する。
- 新幹線鉄道等を利用して通勤する職員にあつては、別紙「通勤届付表」も併せて記入する。

通勤経路の略図

備考

事務処理の便宜のため必要がある場合は、この様式に必要な記載事項を追加し、又は記載事項の趣旨を変更しない範囲内において表現、記載欄の位置等を変更して使用することができる。

別紙

通 勤 届 付 表

【新幹線鉄道等利用者となった理由】(該当する□にレ印を付する。)

- 1 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員
- 2 新たに採用されたことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員
- 3 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者等と同居し通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員
- 4 その他の権衡職員

新幹線鉄道等を利用することとなった理由等(例: 父母の介護のために転居した。)

※現公署への異動・採用発令 年月日	年 月 日	※異動等・採用前の住居への入居 年月日	年 月 日
※異動等・採用 の直前の住居		※現住居への入居年月日	年 月 日

[新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤経路等]

1 往路

順路	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	自宅出発時刻及び始業時刻までの所要時間
1		住 居 から (経由) まで	km .	分		円	午前・午後 時 分 (時間 分)
2		から (経由) まで	km .	分		円	
3		から (経由) まで	km .	分		円	
4		から (経由) まで	km .	分		円	(新幹線鉄道等を利用する場合) 午前・午後 時 分 (時間 分)
5		から (経由) まで	km .	分		円	
合 計			km .	分		円	(時間 分)

2 帰路

順路	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	自宅到着時刻及び終業時刻からの所要時間
1		勤務公署 から (経由) まで	km .	分		円	午前・午後 時 分 (時間 分)
2		から (経由) まで	km .	分		円	
3		から (経由) まで	km .	分		円	
4		から (経由) まで	km .	分		円	(新幹線鉄道等を利用する場合) 午前・午後 時 分 (時間 分)
5		から (経由) まで	km .	分		円	
合 計			km .	分		円	(時間 分)

記入上の注意

- 1 ※欄は、【新幹線鉄道等利用者となつた理由】欄の□1又は□2にレ印を付した職員のみ記入する。
- 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。
- 3 「自宅出発時刻及び始業時刻までの所要時間」及び「自宅到着時刻及び終業時刻からの所要時間」の「(新幹線鉄道等を利用する場合)」欄は、通勤届に記載した経路及び方法による場合のものを記入する。

別紙様式第2(第4条関係)

通勤手当認定簿

氏名	住所	所属名	事実発生年月日																	
		提出年月日																		
		受理年月日																		
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等												算出式								
平均1箇月当たりの通勤所要回数												回								
順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	認定期間													
	普通交通機関等の名称	利用区間					円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
普通交通機関等利用者	1				円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで	支給月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで	支給月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	改正				円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで	支給月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで	支給月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	2				円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで	支給月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで	支給月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	改正				円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで	支給月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで	支給月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	3				円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで	支給月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで	支給月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	改正				円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで	支給月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで	支給月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額						円														
						円	年 月 日	改正												
						円	年 月 日	改正												
自動車等の額 (自動車等の使用距離 km)						円	年 月から 年 月まで													
普通交通機関等と自動車等の併用者 1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額						円														
						円	年 月 日	改正												
						円	年 月 日	改正												
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は 1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の 額の合計額が55,000円を超えるとき				55,000円× 箇月＝		円	年 月から 年 月まで													
						支給月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		

駐車料金等相当額	駐車料金等の算出基礎	1箇月当たりの駐車料金等相当額 (1箇月当たりの駐車料金等の額の 2分の1相当額、上限3,000円)	認定期間
		円	年 月から 年 月まで

順路	算出の基礎となる 新幹線鉄道等		定期券 回数券 その他 の別	特別料金(特 別運賃等)の 算出基礎	特別料金等2分 の1相当額(特 別運賃等相当 額)	1箇月当たり の特別料金等 相当額	認定期間	
	新幹線鉄道 等の名称	利用区間						
新幹線鉄道等 利用者	1				円	円	年 月から	
					(箇月)		年 月まで	
	改正					円	円	年 月から
						(箇月)		年 月まで
	2					円	円	年 月から
						(箇月)		年 月まで
	改正					円	円	年 月から
						(箇月)		年 月まで
	1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額						円	
							円	年 月 日改正
							円	年 月 日改正
	1箇月当たりの特別料金等2分の1相当 額の合計額が40,000円を超えるとき				40,000円× 箇月=		円	年 月から
							年 月まで	
							支給月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	

支給額											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
年 月 日改正											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
年 月 日改正											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

返	返納事由(規則第15条の2第1項)		返納事由 発生前月	返納対象普通交通機 関等(新幹線鉄道等)	払戻金相当額(払戻 金2分の1相当額) の算出基礎	払戻金 相当額
	1	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号				円
	2	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号				円

納	3	<input type="checkbox"/> 第1号	<input type="checkbox"/> 第3号				円
		<input type="checkbox"/> 第2号	<input type="checkbox"/> 第4号				
	返納月数・算出基礎（支給限度額を超えていた場合）				月	(算出基礎)	円
				月	(算出基礎)	円	

上記のとおり確認し、通勤手当の額を決定（改定）する。 返納額（払戻金相当額）を決定する。 年 月 日 職 氏名 印	取扱者認印			

備考

事務処理の便宜のため必要がある場合は、この様式に必要な記載事項を追加し、又は記載事項の趣旨を変更しない範囲内において表現、記載欄の位置等を変更して使用することができる。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1760号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則(規則第6-1043号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
(加算額等)	(加算額等)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 一般職員給与条例第19条第2項及び市町村立学校職員給与条例第22条第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	3 一般職員給与条例第19条第2項及び市町村立学校職員給与条例第22条第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>1万3,000円</u>	(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>1万2,000円</u>
(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>2万円</u>	(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>1万8,000円</u>
(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>2万6,000円</u>	(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>2万4,000円</u>
(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>3万3,000円</u>	(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>3万円</u>
(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>3万8,000円</u>	(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>3万5,000円</u>
(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>4万3,000円</u>	(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>4万円</u>
(8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 <u>4万8,000円</u>	(8) 1,500キロメートル以上 <u>4万5,000円</u>
(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 <u>5万3,000円</u>	
(10) 2,500キロメートル以上 <u>5万8,000円</u>	
附 則	附 則
1 (略) <u>(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)</u>	1 (略) <u>(経過措置)</u>
2 <u>一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第84号)附則第13項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第19条第2項及び市町村立学校職員給与条例第22条第2項に規定する3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、2万6,000円とする。</u>	2 <u>この規則の施行の日から15日を経過するまでの間において、一般職員条例第19条第1項若しくは第3項又は市町村立学校職員条例第22条第1項若しくは第3項の職員たる要件を具備するに至つた職員に関する第9条の規定の適用については、同条第1項中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは「この規則の施行の日から30日」とする。</u>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1761号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則第6-470号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前																																																		
<p>第3条（略）</p> <p><u>（特地勤務手当と地域手当との調整）</u></p> <p>第3条の2 <u>特地公署に勤務する職員には、一般職員給与条例第17条の2の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。</u></p> <p>別表第1（第2条、第3条関係） 特地勤務手当級別区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>公 署</th> <th>級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>1 級 地</td> </tr> <tr> <td>上 越 市</td> <td>(略) 上越警察署桜滝駐在所 <u>高田高等学校安塚分校</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>2 級 地</td> </tr> <tr> <td>十 日 町 市</td> <td>(略) <u>十日町高等学校松之山分校</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			所在地	公 署	級別区分	(略)	(略)	1 級 地	上 越 市	(略) 上越警察署桜滝駐在所 <u>高田高等学校安塚分校</u>		(略)	(略)		(略)	(略)	2 級 地	十 日 町 市	(略) <u>十日町高等学校松之山分校</u>		(略)	(略)		(略)	(略)		<p>第3条（略）</p> <p>別表第1（第2条、第3条関係） 特地勤務手当級別区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>公 署</th> <th>級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>1 級 地</td> </tr> <tr> <td>上 越 市</td> <td>(略) 上越警察署桜滝駐在所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>2 級 地</td> </tr> <tr> <td>十 日 町 市</td> <td>(略) <u>安塚高等学校松之山分校</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			所在地	公 署	級別区分	(略)	(略)	1 級 地	上 越 市	(略) 上越警察署桜滝駐在所		(略)	(略)		(略)	(略)	2 級 地	十 日 町 市	(略) <u>安塚高等学校松之山分校</u>		(略)	(略)		(略)	(略)	
所在地	公 署	級別区分																																																			
(略)	(略)	1 級 地																																																			
上 越 市	(略) 上越警察署桜滝駐在所 <u>高田高等学校安塚分校</u>																																																				
(略)	(略)																																																				
(略)	(略)	2 級 地																																																			
十 日 町 市	(略) <u>十日町高等学校松之山分校</u>																																																				
(略)	(略)																																																				
(略)	(略)																																																				
所在地	公 署	級別区分																																																			
(略)	(略)	1 級 地																																																			
上 越 市	(略) 上越警察署桜滝駐在所																																																				
(略)	(略)																																																				
(略)	(略)	2 級 地																																																			
十 日 町 市	(略) <u>安塚高等学校松之山分校</u>																																																				
(略)	(略)																																																				
(略)	(略)																																																				

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1762号

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則(規則第6-492号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前																																																																		
<p>第4条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(へき地手当と地域手当との調整)</p> <p>第4条の2 <u>へき地学校等に勤務する職員には、市町村立学校職員給与条例第18条の2の規定による地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。</u></p> <p>別表第1 (第2条、第4条関係) へき地学校級別区分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>学 校</th> <th>級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長岡市</td> <td>上塩小学校</td> <td>1級地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>3級地</td> </tr> <tr> <td>中魚沼郡津南町</td> <td><u>津南小学校大赤沢分校</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第2条関係) 準へき地学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>学 校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中魚沼郡津南町</td> <td>上郷小学校</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	学 校	級別区分	長岡市	上塩小学校	1級地	(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	3級地	中魚沼郡津南町	<u>津南小学校大赤沢分校</u>		(略)	(略)		所在地	学 校	(略)	(略)	中魚沼郡津南町	上郷小学校	<p>第4条 (略)</p> <p>別表第1 (第2条、第4条関係) へき地学校級別区分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>学 校</th> <th>級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長岡市</td> <td>上塩小学校 <u>西谷小学校</u></td> <td>1級地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新発田市</td> <td><u>赤谷小学校</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>3級地</td> </tr> <tr> <td>中魚沼郡津南町</td> <td><u>中津小学校大赤沢分校</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第2条関係) 準へき地学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>学 校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中魚沼郡津南町</td> <td><u>外丸小学校</u> 上郷小学校 <u>中津小学校</u></td> </tr> </tbody> </table>	所在地	学 校	級別区分	長岡市	上塩小学校 <u>西谷小学校</u>	1級地	(略)	(略)		新発田市	<u>赤谷小学校</u>		(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	3級地	中魚沼郡津南町	<u>中津小学校大赤沢分校</u>		(略)	(略)		所在地	学 校	(略)	(略)	中魚沼郡津南町	<u>外丸小学校</u> 上郷小学校 <u>中津小学校</u>
所在地	学 校	級別区分																																																																	
長岡市	上塩小学校	1級地																																																																	
(略)	(略)																																																																		
(略)	(略)																																																																		
(略)	(略)																																																																		
(略)	(略)																																																																		
(略)	(略)	3級地																																																																	
中魚沼郡津南町	<u>津南小学校大赤沢分校</u>																																																																		
(略)	(略)																																																																		
所在地	学 校																																																																		
(略)	(略)																																																																		
中魚沼郡津南町	上郷小学校																																																																		
所在地	学 校	級別区分																																																																	
長岡市	上塩小学校 <u>西谷小学校</u>	1級地																																																																	
(略)	(略)																																																																		
新発田市	<u>赤谷小学校</u>																																																																		
(略)	(略)																																																																		
(略)	(略)																																																																		
(略)	(略)	3級地																																																																	
中魚沼郡津南町	<u>中津小学校大赤沢分校</u>																																																																		
(略)	(略)																																																																		
所在地	学 校																																																																		
(略)	(略)																																																																		
中魚沼郡津南町	<u>外丸小学校</u> 上郷小学校 <u>中津小学校</u>																																																																		

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1763号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（規則第6-1093号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(管理職員特別勤務手当の額等)	(管理職員特別勤務手当の額等)
<p>第2条 <u>一般職員給与条例第24条の3第3項第1号</u>及び市町村立学校職員給与条例第25条第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 管理職手当に関する規則（規則第6-118号）別表第1に掲げる職（委員会が承認する職を含む。<u>以下同じ。</u>）を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>2 <u>一般職員給与条例第24条の3第3項第1号</u>及び市町村立学校職員給与条例第25条第3項第1号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p>	<p>第2条 <u>一般職員給与条例第24条の3第2項</u>及び市町村立学校職員給与条例第25条第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 管理職手当に関する規則（規則第6-118号）別表第1に掲げる職（委員会が承認する職を含む。）を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>2 <u>一般職員給与条例第24条の3第2項</u>ただし書及び市町村立学校職員給与条例第25条第2項ただし書の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p>
<p>第3条 <u>一般職員給与条例第24条の3第3項第2号</u>及び市町村立学校職員給与条例第25条第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる当該職員の占める管理職手当に関する規則別表第1に掲げる職に係る区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>1種</u> 6,000円</p> <p>(2) <u>2種及び3種</u> 5,000円</p> <p>(3) <u>4種及び5種</u> 4,000円</p> <p>(4) <u>6種</u> 3,000円</p> <p>(5) <u>7種</u> 2,000円</p> <p>2 <u>一般職員給与条例第24条の3第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職員又は市町村立学校職員給与条例第25条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職</u></p>	

<p>員には、その引き続き勤務に係る一般職員給与条例第24条の3第2項又は市町村立学校職員給与条例第25条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</p> <p>(管理職員特別勤務手当整理簿)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(管理職員特別勤務手当整理簿)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第4条 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1764号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 初任給調整手当に関する規則（規則第6-140号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（支給する職の範囲）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>一般職員給与条例第24条の5第1項第3号に規定する職は、一般職員給与条例別表第1行政職給料表、別表第4ロ医療職給料表(ニ)及び別表第5研究職給料表の適用を受ける職員の職で獣医学に関する専門的知識を必要とするものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（職員の範囲）</p> <p>第3条 一般職員給与条例第24条の5第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。ただし、<u>第1号及び第2号に掲げる職員にあつては、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法に規定する臨床研修（第6条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、<u>医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）</u>による改正前の医師法に規定する実地修練（第6条において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（旧専門学校令による専門学校等で委員会の定めるものを卒業した者にあつては、委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。）内に行われたものとする。</u></p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) <u>前条第3項に規定する職に採用された職員であつて、獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する獣医師免許証を有する者</u></p> <p>第4条 一般職員給与条例第24条の5第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第9条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) <u>新たに第2条第3項に規定する職を占めることとなつた職員で獣医師法に規定する獣医師免</u></p>	<p style="text-align: center;">（支給する職の範囲）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（職員の範囲）</p> <p>第3条 一般職員給与条例第24条の5第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。ただし、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法に規定する臨床研修（第6条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、<u>昭和43年法律第47号</u>による改正前の医師法に規定する実地修練（第6条において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（旧専門学校令による専門学校等で委員会の定めるものを卒業した者にあつては、委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。）内に行われたものとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>第4条 一般職員給与条例第24条の5第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第9条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p>

許証を有するもの

第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年(第2条第3項に規定する職を占める職員にあつては15年)に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

2 (略)

(支給期間及び支給額)

第6条 初任給調整手当の支給期間は35年(第2条第3項に規定する職を占める職員にあつては15年)とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額(育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に一般職員勤務時間条例第3条第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、第3条第3号及び第4条第3号に掲げる職員以外の職員にあつては大学(旧専門学校令による専門学校等で委員会の定めるものを含む。)卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となつた日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 (略)

第7条 第3条又は第4条に規定する職員となつた者(第5条第1項に規定する職員を除く。)のうち、これらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年(第2条第3項に規定する職を占める職員にあつては15年)を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、

第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

2 (略)

(支給期間及び支給額)

第6条 初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額(育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に一般職員勤務時間条例第3条第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、大学(旧専門学校令による専門学校等で委員会の定めるものを含む。)卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となつた日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 (略)

第7条 第3条又は第4条に規定する職員となつた者(第5条第1項に規定する職員を除く。)のうち、これらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期

同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

第2条 初任給調整手当に関する規則の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項 職 員	3 項 職 員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	円 412,200	円 366,700	円 307,000	円 50,300	円 35,000
1年以上2年未満	412,200	366,700	307,000	50,300	35,000
2年以上3年未満	412,200	366,700	307,000	50,300	35,000
3年以上4年未満	412,200	366,700	307,000	50,300	35,000
4年以上5年未満	412,200	366,700	307,000	50,300	35,000
5年以上6年未満	412,200	366,700	307,000	50,300	31,000
6年以上7年未満	412,200	366,700	307,000	48,500	27,000
7年以上8年未満	412,200	366,700	307,000	46,700	23,000
8年以上9年未満	412,200	366,700	307,000	44,900	19,000
9年以上10年未満	412,200	366,700	307,000	43,100	15,000
10年以上11年未満	412,200	366,700	307,000	41,300	12,500
11年以上12年未満	412,200	366,700	307,000	39,500	10,000
12年以上13年未満	412,200	366,700	307,000	37,700	7,500
13年以上14年未満	412,200	366,700	307,000	35,900	5,000
14年以上15年未満	412,200	366,700	307,000	34,500	2,500
15年以上16年未満	412,200	366,700	307,000	33,100	
16年以上17年未満	407,800	362,700	303,700	31,700	
17年以上18年未満	403,400	358,700	300,400	30,300	
18年以上19年未満	399,000	354,700	297,100	28,900	
19年以上20年未満	394,600	350,700	293,800	27,500	
20年以上21年未満	390,200	346,700	290,500	26,100	
21年以上22年未満	370,800	329,800	276,700	25,500	
22年以上23年未満	351,000	312,600	262,700	24,900	
23年以上24年未満	331,700	295,900	249,200	23,900	
24年以上25年未満	312,300	279,000	235,300	23,300	
25年以上26年未満	292,800	262,100	221,600	22,700	
26年以上27年未満	270,100	241,300	204,000	22,100	
27年以上28年未満	247,900	220,900	186,900	21,500	
28年以上29年未満	225,500	200,500	169,600	20,700	
29年以上30年未満	202,700	179,700	152,000	20,400	
30年以上31年未満	177,900	157,800	134,000	20,000	
31年以上32年未満	153,000	135,900	115,700	19,400	
32年以上33年未満	128,400	114,200	97,800	18,500	
33年以上34年未満	90,300	82,300	71,800	17,600	
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	16,900	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1765号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（規則第6-1485号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

所在地	公署及び学校等	区域
三 条 市	月ヶ岡特別支援学校	三 条 市
	三条警察署大面駐在所 大面小学校	南蒲原郡栄町
柏 崎 市	柏崎警察署北条駐在所 柏崎警察署広田駐在所 柏崎警察署新道駐在所 柏崎警察署鯖石駐在所 新道小学校 鯖石小学校 北条小学校 南中学校 第五中学校 北条中学校 南部地区学校給食共同調理場 鯖石地区学校給食共同調理場 北条地区学校給食共同調理場	柏 崎 市
新 発 田 市	新発田地域振興局地域整備部内の倉分室 新発田地域振興局地域整備部加治分室 新発田警察署赤谷駐在所 新発田警察署菅谷駐在所 新発田農業高等学校長峰農場 村上特別支援学校いじみの分校竹俣校 米倉小学校 菅谷小学校	新 発 田 市
加 茂 市	加茂警察署黒水駐在所 七谷小学校 七谷中学校 七谷共同調理場	加 茂 市
糸 魚 川 市	糸魚川警察署楨駐在所 南能生小学校 中能生小学校	西頸城郡能生町
五 泉 市	新潟地域振興局新津地域整備部早出分室	中蒲原郡村松町
上 越 市	技術管理課上越駐在所 管理課上越分室 上越家畜保健衛生所 上越地域振興局（健康福祉環境部を除く。） 上越教育事務所 上越警察署高田交番 上越警察署南本町交番 上越警察署高田駅前交番	上 越 市

	上越警察署灰塚駐在所 上越警察署島田駐在所 上越警察署天野原駐在所 上越警察署上野田駐在所 上越警察署諏訪駐在所 上越警察署高士駐在所 高田高等学校 高田北城高等学校 高田南城高等学校 高田農業高等学校 上越総合技術高等学校 高田商業高等学校 長岡聾学校高田分校 高田特別支援学校 上越特別支援学校 大手町小学校 東本町小学校 南本町小学校 黒田小学校 飯小学校 富岡小学校 稲田小学校 和田小学校 大和小学校 諏訪小学校 三郷小学校 戸野目小学校 上雲寺小学校 大町小学校 高士小学校 保倉小学校 高田西小学校 城北中学校 城東中学校 城西中学校 雄志中学校	
	上越地域振興局地域整備部柿崎分室 上越警察署米山寺駐在所	中頸城郡柿崎町
	宝田小学校	西頸城郡名立町
胎内市	新発田地域振興局地域整備部胎内分室 胎内警察署胎内駐在所 黒川中学校	北蒲原郡黒川村

備考 区域の欄に掲げる名称及び同欄に定める区域については、一般職員給与条例別表第8備考の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(改正条例附則第19項の規定による寒冷地手当に関する経過措置等)
- 2 この項から附則第4項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 改正条例 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第84号)をいう。

- (2) 旧寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第15項第1号に規定する旧寒冷地等在勤等職員をいう。
 - (3) 新寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第15項第2号に規定する新寒冷地等在勤等職員をいう。
 - (4) 特定旧寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第15項第3号に規定する特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。
 - (5) 一部施行日 改正条例第3条の規定の施行の日をいう。
 - (6) 基準日 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号）第27条第1項及び市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号）第28条第1項に規定する基準日（その属する月が平成30年3月までのものに限る。）をいう。
- 3 基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、一部施行日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であって、一部施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であったもの（改正条例附則第16項から第18項までの規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、その旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であった期間を特定旧寒冷地等在勤等職員として勤務していたものとみなして、改正条例附則第16項から第18項までの規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。
- 4 その他改正条例附則第16項から第18項まで又は前項の規定による寒冷地手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が委員会と協議して定める職員に対しては、改正条例附則第16項から第18項までの規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。

教育長の営利企業等の従事制限に関する規則を次のように定める。

平成27年 3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第8－89号

教育長の営利企業等の従事制限に関する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第7項の規定に基づき、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員以外で、教育委員会の許可を受くべき地位は、顧問、参与、評議員及びこれに準ずるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「新法」という。）第4条第1項の規定により任命された新法第13条第1項の教育長について適用する。

教育委員会規則

新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

新潟県教育委員会

委員長 外 山 迪 子

新潟県教育委員会規則第 1 号

新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則

新潟県立長岡屋内総合プール規則（平成17年新潟県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（移動後号及び追加号を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
(使用料の免除)	(使用料の免除)
<p>第 5 条 条例第14条の規定により、次の各号に掲げる事由に該当すると認める場合は、それぞれ当該各号に掲げる使用料の全部を免除する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 7 条に規定する児童福祉施設のうち、保育所、<u>幼保連携型認定こども園</u>、児童養護施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 9 年法律第74号）附則第 5 条第 2 項により児童養護施設とみなされた改正前の児童福祉法の規定による虚弱児施設に限る。）、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童自立支援施設が当該施設の活動として使用する場合（<u>幼保連携型認定こども園が課外活動のために使用する場合を除く。</u>）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事由に該当すると認める場合は、それぞれ当該各号に掲げる使用料の 2 分の 1 に相当する額を免除する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>幼保連携型認定こども園が課外活動のために使用する場合</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第 5 条 条例第14条の規定により、次の各号に掲げる事由に該当すると認める場合は、それぞれ当該各号に掲げる使用料の全部を免除する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 7 条に規定する児童福祉施設のうち、保育所、児童養護施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 9 年法律第74号）附則第 5 条第 2 項により児童養護施設とみなされた改正前の児童福祉法の規定による虚弱児施設に限る。）、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童自立支援施設が当該施設の活動として使用する場合</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事由に該当すると認める場合は、それぞれ当該各号に掲げる使用料の 2 分の 1 に相当する額を免除する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

新潟県教育委員会規則第2号

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前
(異動状況) 第23条 (略)	(異動状況) 第23条 (略) 2 <u>通信制の課程を置く学校の校長は、前項の規定にかかわらず、当該課程の生徒の異動の状況を毎年8月31日、12月31日、3月31日に報告しなければならない。</u>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

新潟県教育委員会規則第3号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与等に関する規則(昭和34年新潟県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第4(第6条関係)					別表第4(第6条関係)				
昇格時号給対応表					昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
(略)					(略)				
78	42	57	49	50	78	41	57	49	50
79	43	58	49	51	79	42	58	49	51
80	44	58	49	51	80	42	58	50	51
81	45	59	50	51	81	43	59	50	51
82	45	59	50	52	82	43	59	50	52
83	46	60	50	52	83	44	60	51	52
84	46	60	50	52	84	44	60	51	52
85	47	61	51	53	85	45	61	51	53
86	47	61	51	53	86	45	61	52	53
87	48	61	51	53	87	46	61	52	53
88	48	61	51	53	88	46	62	52	53
89	49	62	52	54	89	47	62	53	54
90	49	62	52	54	90	47	62	53	54
91	50	62	52	54	91	48	63	53	54
92	50	62	52	54	92	48	63	54	54
93	51	63	53	55	93	49	63	54	55
94	51	63	53	55	94	49	64	54	55
95	52	63	53	55	95	50	64	55	55
96	52	63	54	55	96	50	64	55	55
97	53	64	54	55	97	51	65	55	56
98	53	64	54	56	98	51	65	56	56
99	54	64	55	56	99	52	65	56	56
100	54	64	55	56	100	52	65	56	56
101	55	65	55	56	101	53	66	57	57
102	55	65	56	56	102	53	66	57	57
103	56	65	56	57	103	53	66	57	58
104	56	65	56	57	104	54	66	57	58
105	57	66	57	57	105	54	67	58	59
106	57	66	57	57	106	54	67	58	59
107	57	66	57	57	107	55	67	58	60
108	58	66	57	58	108	55	67	58	60
109	58	67	57	58	109	55	68	59	61
110	58	67	58	58	110	56	68	59	61
111	59	67	58	58	111	56	68	59	62

112	59	67	58	58	112	56	68	59	62
113	59	68	58	59	113	57	69	60	63
114	60	68	58		114	57	69	60	
115	60	68	59		115	58	69	60	
116	60	68	59		116	58	69	60	
117	61	69	59		117	59	70	61	
118	61	69	59		118	59	70	61	
119	62	69	59		119	60	70	61	
120	62	69	59		120	60	70	61	
121	63	69	59		121	61	71	61	
122		69	59		122		71	62	
123		69	59		123		71	62	
124		70	59		124		71	62	
125		70	59		125		72	62	
126		70	59		126		72	62	
127		70	59		127		72	63	
128		70	60		128		72	63	
129		70	60		129		73	63	
130		70	60		130		73	63	
131		71	60		131		73	63	
132		71	60		132		74	64	
133		71	60		133		74	64	
134		71			134		74		
135		71			135		75		
136		71			136		75		
137		71			137		75		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(施行細則)

- 2 この規則の施行に関し必要な事項については、一般職員の例による。

新潟県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

新潟県教育委員会規則第4号

新潟県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会会議規則（昭和39年新潟県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在しない場合には当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第16条</u>の規定に基づき、同法に定めるもののほか、新潟県教育委員会の会議（以下「会議」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第2条 会議の招集は、<u>教育長</u>があらかじめ会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件を委員に通知して行う。</p> <p>2 <u>教育長</u>は、前項の通知を行つたときは、遅滞なく会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件を公告する。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(委員の出席)</p> <p>第3条 委員は、招集の当日の指定時刻に、指定の会場に到着し、<u>教育長</u>にその旨を通告しなければならない。</p> <p>2 委員は、会議に欠席又は遅参しようとするときは、あらかじめその旨を<u>教育長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(職員の出席)</p> <p>第4条 <u>教育長</u>は、議事に関して必要がある場合は、事務局の職員（以下「職員」という。）を会議に出席させることができる。</p> <p>(定例会及び臨時会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 定例会の休会又は開会期日の変更は、<u>教育長</u>の</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第15条</u>の規定に基づき、同法に定めるもののほか、新潟県教育委員会の会議（以下「会議」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第2条 会議の招集は、<u>委員長</u>があらかじめ会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件を委員に通知して行う。</p> <p>2 <u>委員長</u>は、前項の通知を行つたときは、遅滞なく会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件を公告する。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(委員の出席)</p> <p>第3条 委員は、招集の当日の指定時刻に、指定の会場に到着し、<u>委員長</u>にその旨を通告しなければならない。</p> <p>2 委員は、会議に欠席又は遅参しようとするときは、あらかじめその旨を<u>委員長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(職員の出席)</p> <p>第4条 <u>委員長</u>は、議事に関して必要がある場合は、事務局の職員（以下「職員」という。）を会議に出席させることができる。</p> <p>(定例会及び臨時会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 定例会の休会又は開会期日の変更は、<u>委員長</u>の</p>

意見又は議決により定める。

4 (略)

5 委員2人以上の者から、書面で会議に付議すべき事件を示して臨時会招集の請求があつたときは、教育長は、これを招集しなければならない。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開する。ただし、次の各号の一に該当し、かつ、新潟県情報公開条例(平成13年新潟県条例第57号)第7条各号に規定する非公開情報に関する内容を扱うとき又は教育長若しくは委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とする。

(1)～(10) (略)

2 前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決めなければならない。

(傍聴)

第7条の2 会議を傍聴しようとする者は、教育長の許可を得なければならない。

2 (略)

第2章 削除

第10条から第12条まで 削除

(議事日程)

第13条 教育長は、議事日程を作成し、あらかじめ委員に送付しなければならない。ただし、急施を要する場合は、省略することができる。

意見又は議決により定める。

4 (略)

5 委員2人以上の者から、書面で会議に付議すべき事件を示して臨時会招集の請求があつたときは、委員長は、これを招集しなければならない。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開する。ただし、次の各号の一に該当し、かつ、新潟県情報公開条例(平成13年新潟県条例第57号)第7条各号に規定する非公開情報に関する内容を扱うとき又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とする。

(1)～(10) (略)

2 前項ただし書の委員の発議は、討論を行わないでその可否を決めなければならない。

(傍聴)

第7条の2 会議を傍聴しようとする者は、委員長の許可を得なければならない。

2 (略)

第2章 委員長及び委員長職務代理者

(委員長の選挙)

第10条 委員長の選挙は、在任委員全員が出席の会議において、委員の互選により無記名投票で行ない、有効投票の2分の1をこえる票を得た者を委員長とする。ただし、2分の1をこえる票を得た者がいない場合は、多数票を得た2委員について、更に投票を行なう。

2 委員長が、その任期中において欠けたときは、次の会議において、新たに委員長を選挙して決定しなければならない。

(委員長職務代理者)

第11条 法第12条第4項に定める委員(以下「委員長職務代理者」という。)の指定は、指名推薦により行う。

(辞職)

第12条 委員長及び委員長職務代理者は、その任期中において、辞職することができる。ただし、この場合は、会議の承認を得なければならない。

(議事日程)

第13条 委員長は、議事日程を作成し、あらかじめ委員に送付しなければならない。ただし、急施を要する場合は、省略することができる。

2 議事日程の変更及び追加は、教育長が会議にはかつて決定しなければならない。

3 議事日程に定めた日に、その記載事件の会議を開くことができなかつたとき、又は会議が終結しなかつたときは、教育長は、更にその日程を定めなければならない。

(開会等の宣告)

第14条 会議の開会、閉会、延会、休憩及び再開は、教育長が宣告する。

(発議及び動議)

第15条 (略)

2 議案の発議及び議案に対する修正の動議は、案を添えて、あらかじめ教育長に提出しなければならない。ただし、簡易なものは、議場で陳述することができる。

3・4 (略)

(発言)

第16条 発言しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

2 2人以上の者が発言を求めた場合は、教育長は、先順位者と認める者を指名して、発言を許可しなければならない。

3 教育長は、発言が付議された事件外にわたるか、又は不必要と認めたときは、制止することができる。

4 教育長は、議事進行上必要と認めたときは、発言の時間を制限することができる。

(討論、質疑終結の宣告)

第17条 教育長は、討論又は質疑の終結を宣告することができる。

2 (略)

(採決)

第18条 教育長は、討論又は質疑が終結したときは、ただちに採決しなければならない。

2 教育長は、採決しようとするときは、その旨を宣告しなければならない。

3 採決を宣告するときに議席にある教育長及び委員は、表決に加わらなければならない。

4 教育長が採決を宣告した後は、その事件について発言することができない。

(表決の更正)

第19条 教育長及び委員は、自己の表決について、更正を求めることができない。

(採決の方法)

2 議事日程の変更及び追加は、委員長が会議にはかつて決定しなければならない。

3 議事日程に定めた日に、その記載事件の会議を開くことができなかつたとき、又は会議が終結しなかつたときは、委員長は、更にその日程を定めなければならない。

(開会等の宣告)

第14条 会議の開会、閉会、延会、休憩及び再開は、委員長が宣告する。

(発議及び動議)

第15条 (略)

2 議案の発議及び議案に対する修正の動議は、案を添えて、あらかじめ委員長に提出しなければならない。ただし、簡易なものは、議場で陳述することができる。

3・4 (略)

(発言)

第16条 発言しようとする者は、委員長の許可を受けなければならない。

2 2人以上の者が発言を求めた場合は、委員長は、先順位者と認める者を指名して、発言を許可しなければならない。

3 委員長は、発言が付議された事件外にわたるか、又は不必要と認めたときは、制止することができる。

4 委員長は、議事進行上必要と認めたときは、発言の時間を制限することができる。

(討論、質疑終結の宣告)

第17条 委員長は、討論又は質疑の終結を宣告することができる。

2 (略)

(採決)

第18条 委員長は、討論又は質疑が終結したときは、ただちに採決しなければならない。

2 委員長は、採決しようとするときは、その旨を宣告しなければならない。

3 採決を宣告するときに議席にある委員は、表決に加わらなければならない。

4 委員長が採決を宣告した後は、その事件について発言することができない。

(表決の更正)

第19条 委員は、自己の表決について、更正を求めることができない。

(採決の方法)

第20条 教育長は、採決しようとするときは、順次委員の賛否を求めて、可否を決める。

2 教育長は、必要があると認めるときは、会議にはかり、記名又は無記名の投票によつて採決することができる。

(結果の宣告)

第21条 教育長は、前条の規定により採決したときは、その結果を宣告しなければならない。

(投票)

第22条 投票を行なうときは、教育長は、職員に所定の投票用紙を配布させなければならない。

2 教育長及び委員は、職員の氏名点呼により、投票しなければならない。

(投票の点検)

第23条 教育長は、必要と認めるときは、委員の中から1人を立会人に指名して、役票の点検に立ち合わせることができる。

(投票結果の宣告)

第24条 教育長は、投票を点検して、その結果を宣告しなければならない。

(作成)

第26条 (略)

2 会議録は、教育長が指定する事務局の職員が作成する。

(記載事項)

第27条 会議録には、おおむね次の事項を記載する。

- (1) (略)
- (2) 教育長並びに出席及び欠席委員の氏名
- (3)・(4) (略)

(委員の参会、退席)

第32条 委員は、会議中において、参会又は退席しようとするときは、教育長の承認を得なければならない。

第6章 補則

(補則)

第33条 この規則に定めるもののほか、会議等に関し必要な事項は、教育長が会議にはかつて定める。

第20条 委員長は、採決しようとするときは、順次委員の賛否を求めて、可否を決める。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議にはかり、記名又は無記名の投票によつて採決することができる。

(結果の宣告)

第21条 委員長は、前条の規定により採決したときは、その結果を宣告しなければならない。

(投票)

第22条 投票を行なうときは、委員長は、職員に所定の投票用紙を配布させなければならない。

2 委員は、職員の氏名点呼により、投票しなければならない。

(投票の点検)

第23条 委員長は、必要と認めるときは、委員の中から1人を立会人に指名して、役票の点検に立ち合わせることができる。

(投票結果の宣告)

第24条 委員長は、投票を点検して、その結果を宣告しなければならない。

(作成)

第26条 (略)

2 会議録は、委員長が指定する事務局の職員が作成する。

(記載事項)

第27条 会議録には、おおむね次の事項を記載する。

- (1) (略)
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3)・(4) (略)

(委員の参会、退席)

第32条 委員は、会議中において、参会又は退席しようとするときは、委員長の承認を得なければならない。

第6章 補則

(補則)

第33条 この規則に定めるもののほか、会議等に関し必要な事項は、委員長が会議にはかつて定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する場合においては、改正前の新潟県教育委員

会会議規則第2条から第4条まで、第6条から第7条の2まで、第10条から第24条まで、第26条、第27条、第32条及び第33条の規定は、なおその効力を有する。

新潟県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

新潟県教育委員会規則第5号

新潟県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会傍聴規則（昭和60年新潟県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(傍聴の手続)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 傍聴券は、先着順に10人に限り交付する。ただし、報道関係者、県職員等で<u>教育長</u>が特に必要があると認める者については、傍聴券を交付しないで傍聴を許可することができる。</p> <p>(傍聴することができない者)</p> <p>第3条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>教育長</u>が会議を傍聴させることが不適當であると認める者</p> <p>(傍聴人の守るべき事項等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 傍聴人が前項の規定に違反したときは、<u>教育長</u>はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。</p> <p>(傍聴の禁止及び退場)</p> <p>第5条 <u>教育長</u>が傍聴の禁止を宣言し、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。</p> <p>(<u>教育長</u>の指示)</p> <p>第6条 前2条に規定するもののほか、傍聴人は、<u>教育長</u>の指示に従わなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、<u>教育長</u>が会議にはかつて定める。</p>	<p>(傍聴の手続)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 傍聴券は、先着順に10人に限り交付する。ただし、報道関係者、県職員等で新潟県教育委員会<u>委員長</u>(以下「<u>委員長</u>」という。)が特に必要があると認める者については、傍聴券を交付しないで傍聴を許可することができる。</p> <p>(傍聴することができない者)</p> <p>第3条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>委員長</u>が会議を傍聴させることが不適當であると認める者</p> <p>(傍聴人の守るべき事項等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 傍聴人が前項の規定に違反したときは、<u>委員長</u>はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。</p> <p>(傍聴の禁止及び退場)</p> <p>第5条 <u>委員長</u>が傍聴の禁止を宣言し、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。</p> <p>(<u>委員長</u>の指示)</p> <p>第6条 前2条に規定するもののほか、傍聴人は、<u>委員長</u>の指示に従わなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、<u>委員長</u>が会議にはかつて定める。</p>

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する場合においては、改正前の新潟県教育委員会傍聴規則第2条から第7条までの規定は、なおその効力を有する。

新潟県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

新潟県教育委員会規則第6号

新潟県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会公告式規則（昭和25年新潟県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第15条第2項</u>の規定に基づく公告式は、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2条 教育委員会規則を公布しようとするとき又は教育委員会の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日、教育委員会名及び<u>教育長名</u>を記入しなければならない。</p>	<p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第14条第2項</u>の規定に基づく公告式は、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2条 教育委員会規則を公布しようとするとき又は教育委員会の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日、教育委員会名及び<u>委員長名</u>を記入しなければならない。 <u>2 委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。</u></p>

附 則

- 1 この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する場合においては、改正前の新潟県教育委員会公告式規則第2条の規定は、なおその効力を有する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

新潟県教育委員会規則第7号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和39年新潟県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(事務の委任等の特例) 第3条 (略) 2 教育長は、次に掲げる事項について、急施を要し、教育委員会の議を経る暇のないときは、専決処理することができる。この場合において、教育長は、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。 (1)～(3) (略)	(事務の委任等の特例) 第3条 (略) 2 教育長は、次に掲げる事項について、急施を要し、教育委員会の議を経る暇のないときは、 <u>あらかじめ委員長の意見をきいて</u> 、専決処理することができる。この場合において、教育長は、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。 (1)～(3) (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する場合においては、この規則による改正前の教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定は、なおその効力を有する。

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第3号

教育庁本庁
出先機関
教育機関
県立学校

新潟県教育委員会事務委任規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成27年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第25条第4項</u> 及びその他の法令の規定に基づく教育長の権限に属する事務の委任について定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第26条第3項</u> 及びその他の法令の規定に基づく教育長の権限に属する事務の委任について定めるものとする。

◎新潟県教育委員会訓令第4号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会事務決裁規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。ただし、解散した特例民法法人の残余財産の処分の許可については、なお従前の例による。

平成27年 3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育庁 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第17条第1項</u>の規定により教育委員会に置く事務局をいう。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>別表第1（第3条関係） （教育次長共通専決事項）</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 国庫補助金の交付、返還等に関すること（課長共通専決事項を除く。次号及び第9号において同じ。）。</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>別表第2（第4条関係） （課長共通専決事項）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 指令（申請により求められた許認可等を拒否する処分を除く。）をすること。</p> <p>(4)～(26) (略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育庁 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第18条第1項</u>の規定により教育委員会に置く事務局をいう。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>別表第1（第3条関係） （教育次長共通専決事項）</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>教育委員会に機関委任された国庫補助金の交付、返還等に関すること</u>（課長共通専決事項を除く。次号及び第9号において同じ。）。</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>別表第2（第4条関係） （課長共通専決事項）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 指令（申請により求められた許認可等を拒否する処分<u>並びに教育委員会の所管に属する特例民法法人の合併の認可、特例財団法人の基本財産の処分の許可及び特例民法法人の解散又は残余財産の処分の許可</u>を除く。）をすること。</p> <p>(4)～(26) (略)</p>

◎新潟県教育委員会訓令第5号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会公印規程（昭和36年5月新潟県教育長訓令第6号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する場合においては、改正前の新潟県教育委員会公印規程第2条、第4条及び別表の規定は、なおその効力を有する。

平成27年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前										
<p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>職印</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>教育長職務代理者印</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>庁印</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公印の管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 公印の管理に関する事務(公印の登録を除く。)は、次表左欄に掲げる公印について当該右欄に掲げる者(以下「管理者」という。)が処理するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">教育委員会印</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">総務課長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">教育長印 教育長職務代理者印</td> <td rowspan="2" style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">教育次長印</td> </tr> </table>	教育委員会印	総務課長	教育長印 教育長職務代理者印		教育次長印	<p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>職印</p> <p>(1) <u>教育委員会委員長印</u></p> <p>(2) <u>教育委員会委員長職務代理者印</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>庁印</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公印の管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 公印の管理に関する事務(公印の登録を除く。)は、次表左欄に掲げる公印について当該右欄に掲げる者(以下「管理者」という。)が処理するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">教育委員会委員長印 教育委員会委員長職務代理者印 教育委員会印</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">総務課長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">教育長印</td> <td rowspan="2" style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">教育次長印</td> </tr> </table>	教育委員会委員長印 教育委員会委員長職務代理者印 教育委員会印	総務課長	教育長印		教育次長印
教育委員会印	総務課長										
教育長印 教育長職務代理者印											
教育次長印											
教育委員会委員長印 教育委員会委員長職務代理者印 教育委員会印	総務課長										
教育長印											
教育次長印											

課長印 課印	当 該 課 長
(略)	

別表

公印のひな形及び寸法

第1 ひな形

職印

会	教	新
教	育	潟
育	委	県
長	員	

代	教	育	新
理	育	委	潟
者	長	員	県
印	務	会	教

(略)

庁印 (略)

備考

1・2 (略)

3 昭和36年5月1日以後新調(まめつによる新調、改刻を含む。)する公印については、次のひな形により左横書きに刻印するものとする。

新	潟	県
教	育	庁
総	務	課
長		

第2 寸法

公印の種類	寸法 方ミリ メートル	用途
職印		
教育長印 教育長職務代理者印	23 23	
教育次長印 (略)	23 (略)	

課長印 課印	当 該 課 長
(略)	

別表

公印のひな形及び寸法

第1 ひな形

職印

委	育	新
員	委	潟
長	員	県
印	会	教

務	委	育	新
代	員	委	潟
理	長	員	県
者	職	会	教
印			

会	教	新
教	育	潟
育	委	県
長	員	

(略)

庁印 (略)

備考

1・2 (略)

3 昭和36年5月1日以後新調(まめつによる新調、改刻を含む。)する公印については、次のひな形により左横書きに刻印するものとする。

新	潟	県
教	育	庁
社	会	教
育	課	長

第2 寸法

公印の種類	寸法 方ミリ メートル	用途
職印		
教育委員会委員長印 教育委員会委員長職務代理者印 教育長印	23 23 23	
教育次長印 (略)	23 (略)	

◎新潟県教育委員会告示第5号

新潟県立学校臨時職員取扱規程（昭和58年6月新潟県教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成27年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改正後	改正前
(給料及び諸手当)	(給料及び諸手当)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 臨時職員には、予算の範囲内において、定数内職員の例により、次の各号に掲げる手当を支給する。	2 臨時職員には、予算の範囲内において、定数内職員の例により、次の各号に掲げる手当を支給する。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>地域手当</u>	(2) (略)
(3) (略)	(3) (略)
(4) (略)	(4) (略)
(5) (略)	(5) (略)
(6) (略)	(6) (略)
(7) (略)	(7) (略)
(8) (略)	(8) (略)
(9) <u>宿日直手当</u>	(9) (略)
(10) (略)	(10) (略)
(11) (略)	(11) (略)
(12) (略)	(12) (略)
(13) (略)	(13) <u>宿日直手当</u>
(14) (略)	(14) (略)
(15) (略)	(15) (略)

◎新潟県教育委員会告示第6号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成27年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた細目（以下「移動細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた細目（以下「移動後細目」という。）が存在する場合には当該移動細目を移動後細目とし、移動細目に対応する移動後細目が存在しない場合には当該移動細目を削り、移動後細目に対応する移動細目が存在しない場合には、当該移動後細目を加える。

改正後	改正前
(給料及び諸手当)	(給料及び諸手当)
第8条 臨時職員のうち、講師、助教諭及び養護助教諭(以下「教員相当臨時職員」という。)の給料及び諸手当は、次の各号のとおりとする。	第8条 臨時職員のうち、講師、助教諭及び養護助教諭(以下「教員相当臨時職員」という。)の給料及び諸手当は、次の各号のとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 諸手当は、予算の範囲内において正規教職員	(2) 諸手当は、予算の範囲内において正規教職員

<p>の例により、次に掲げるものを支給することができる。</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 地域手当</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p><u>ケ 宿日直手当</u></p> <p>コ (略)</p> <p>サ (略)</p> <p>シ (略)</p> <p>ス (略)</p> <p>セ (略)</p> <p>ソ (略)</p> <p>第9条 教員相当臨時職員以外の臨時職員の給料及び諸手当は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 諸手当は、予算の範囲内において正規教職員の例により、次に掲げるものを支給することができる。</p> <p><u>ア 地域手当</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>の例により、次に掲げるものを支給することができる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>サ (略)</p> <p>シ (略)</p> <p><u>ス 宿日直手当</u></p> <p>セ (略)</p> <p>第9条 教員相当臨時職員以外の臨時職員の給料及び諸手当は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 諸手当は、予算の範囲内において正規教職員の例により、次に掲げるものを支給することができる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(3) (略)</p>
---	---

内水面漁場管理委員会指示

◎新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病まん延防止のため、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出し及び放流等について、次のとおり指示する。ただし、採捕したコイを採捕した水域に再放流する場合を除く。

平成27年3月31日

新潟県内水面漁場管理委員会
会長 永井 泉

1 指示内容

(1) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると新潟県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が指定した水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下「持出禁止水域」という。）においては、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを持ち出す場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

ア 持出禁止水域へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、コイを放流してはならない。

イ 持出禁止水域以外の公共用水面等へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、PCR検査（ポリマーゼ連鎖反応による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス病の陰性が確認されたコイ群のコイでなければ、コイを放流してはならない。

ウ 公共用水面等においては、生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

指示期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

内水面漁場管理委員会公告

◎新潟県内水面漁場管理委員会公告第1号

平成27年新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号（コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限）に基づき、持出禁止水域を次のとおり定める。

平成27年3月31日

新潟県内水面漁場管理委員会

会長 永井 泉

- 1 阿賀野川水系の本流及び支川
- 2 鳥屋野潟

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第8号

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 3月31日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「法」という。)、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第26号。以下「令」という。)、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の読替えに関する内閣府令(平成14年内閣府令第35号)及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「施行規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指示)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の指示を行ったときは、その旨を指示に関する通知書(別記様式第9号)により、<u>法第28条及び令第7条の規定により国土交通大臣の権限に属する事務を行うこととされた新潟県知事に通知するものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「法」という。)、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第26号)、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の読替えに関する内閣府令(平成14年内閣府令第35号)及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「施行規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指示)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の指示を行ったときは、その旨を指示に関する通知書(別記様式第9号)により<u>国土交通大臣に通知するものとする。</u></p>

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第9号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部を改正する規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則（平成24年新潟県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（公表の対象となる行政処分）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、公表しないものとする。</p> <p>(1) 法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の規定による新潟県知事（<u>法第28条及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）第7条の規定により国土交通大臣の権限に属する事務を行うこととされた新潟県知事をいう。以下同じ。</u>）の同意又は法第23条第2項の規定による新潟県知事からの要請に際し、<u>新潟県知事から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合</u></p> <p>(2)（略）</p>	<p>（公表の対象となる行政処分）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、公表しないものとする。</p> <p>(1) 法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の規定による<u>国土交通大臣の同意又は法第23条第2項の規定による国土交通大臣からの要請に際し、国土交通大臣から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合</u></p> <p>(2)（略）</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

雑 報

県営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第1項の規定により、公営住宅及び共同施設の管理を行うので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年3月31日

新潟県住宅供給公社理事長 加茂田 俊 則

- 1 事業主体に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う地方公共団体又は地方住宅供給公社の名称
新潟県住宅供給公社
- 2 事業主体に代わって管理を行う公営住宅及び共同施設の名称
新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）に規定する新潟市に所在する県営住宅及び共同施設
- 3 事業主体に代わって行う公営住宅及び共同施設の管理の内容
法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて県営住宅及び共同施設の管理を行うこと。
- 4 事業主体に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで